平 成 ３ １ 年 度

学 生 便 覧

（３１ 年度入学生適用）

広島大学生物生産学部

広　島　大　学　の　理　念

○　平和を希求する精神
○　新たなる知の創造
○　豊かな人間性を培う教育
○　地域社会・国際社会との共存
○　絶えざる自己変革

生　物　生　産　学　部　の　理　念

生物生産学部は，人類の持続的生存と福祉の向上に貢献できる人材を養成するため，次の理念をもとに教育・研究を行う。

○　生物圏の環境保全
○　環境に調和した食料の生産
○　健康で豊かな食の創成
○　生物資源に関わる知の創造
○　地域と国際社会への貢献

生物生産学部の教育研究上の目的

生物生産学部は，環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し，生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより，この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し，社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

生　物　生　産　学　部　の　教　育　目　標

生物及び生物圏に関わる科学的知識を基礎として，環境と調和した食料生産と生物資源の有効利用を行う分野において，地球規模の広い視野を持って活躍できる，教養・基礎学力・応用展開能力を身につけた専門家・研究者の養成を行う。

学　期　区　分

期	学　期	区　分
前期	春 季 休 業	４月　１日　～　４月　７日
	第 １ ター ム	４月　８日　～　８月１０日
	第 ２ ター ム	
	夏 季 休 業	８月１１日　～　９月３０日
後期	第 ３ ター ム	１０月　１日　～　２月１５日
	第 ４ ター ム	
	冬 季 休 業	１２月２６日　～　１月　５日
	学 年 末 休 業	２月１６日　～　３月３１日

授　業　時　間

時　限	時　刻
１	８：４５　～　９：３０
２	９：３０　～　１０：１５
３	１０：３０　～　１１：１５
４	１１：１５　～　１２：００
５	１２：５０　～　１３：３５
６	１３：３５　～　１４：２０
７	１４：３５　～　１５：２０
８	１５：２０　～　１６：０５
９	１６：２０　～　１７：０５
１０	１７：０５　～　１７：５０

９（※）	１６：２０　～　１７：０５
１０（※）	１７：１０　～　１７：５５

（※）を付した時限は，４５分授業を実施する場合の時限を示します。

学　生　便　覧　に　つ　い　て

１．この**学生便覧**は，生物生産学部平成３１年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則，教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。

２．この**学生便覧**は，到達目標型教育プログラムに関する履修方法等の説明，教養教育に関する履修方法等の説明，生物生産学部の教育課程及び履修要領及び修学上の諸注意等を後半部（専門教育について）に記載したものです。

３．平成３１年度入学生は，卒業するまでこの**学生便覧**に従って履修等を行わなければならないので，紛失しないよう大切に扱ってください。

４．平成３１年度入学生は，この**学生便覧**のほかに，教養教育科目のシラバスと専門教育科目のシラバスを活用して，遺漏のないよう各自の履修等の計画を立ててください。

５．シラバスは「Ｍｙもみじ」（学生情報の森「もみじ」）に掲載しています。

○ 学　部　の　沿　革

昭和24年5月31日　昭和２４年法律１５０号国立学校設置法により，広島大学水畜産学部（水産学科，畜産学科）設置
昭和24年6月1日　実習船「豊潮丸」設置
昭和24年7月1日　学部の位置を広島県福山市沖野上町旧軍暁部隊跡に定めた。
昭和24年7月18日　第１回入学宣誓式を挙行した。
昭和24年11月4日　中国財務局から広島県深安郡大津野村元占領軍兵舎を学部校舎として引き継ぐ。
昭和25年4月20日　学部の位置を福山市沖野上町（現在緑町）から深安郡大津野村に移転
昭和25年5月16日　附属図書館水畜産学部分館設置
昭和25年11月5日　開学式を挙行した。
昭和28年8月1日　附属農場（深安実験牧場，川口農場，賀茂牧場）設置（昭２８法律第８８号）
昭和34年3月1日　実習船「豊潮丸」二代目設置
昭和36年4月1日　水畜産学専攻科（水産学専攻，畜産学専攻）設置（昭３６．４．１学大第１６５号）
昭和38年4月8日　附属農場（深安実験牧場，賀茂牧場）を福山市御幸町に移転
昭和39年4月1日　福山市沖野上町（現在緑町）に新校舎を新営し，学部の位置を大門町（旧大津野村）から沖野上町（現在緑町）に移転
昭和40年6月17日　附属農場の御幸農場及び川口農場を御幸農場に統合（川口農場は畜産学科の川口実験圃場とした。）
昭和41年4月1日　食品工業化学科増設（昭４１省令第２３号）。同学科に畜産食品製造学学科目設置
畜産学科畜産製造学学科目廃止
昭和42年4月1日　食品工業化学科に水産食品製造学学科目，食品化学学科目増設
水産学科水産物理学学科目を水産物理化学学科目に，水産海洋学学科目を水産環境学学科目に，水産資源増殖学学科目を水産増殖学学科目に改称
畜産学科家畜繁殖学学科目，家畜学学科目，家畜衛生学学科目，飼料作物学学科目，及び畜産化学学科目を家畜育種・繁殖学学科目，家畜飼養学学科目，家畜管理学学科目，家畜解剖生理・衛生学学科目及び草地学学科目に改称（昭４２省令第３号）
附属図書館水畜産学部と附属図書館福山分校分館を統合し，附属図書館福山分館に改称（昭４２訓令第４号）
昭和43年4月1日　水畜産学部に置かれる学科目は，講座となった。（昭４３省令第８号）
食品工業化学科に食品分析学講座増設（昭４３省令第１７号）
大学院農学研究科（水産学専攻，畜産学専攻）修士課程設置（昭４３政令第６０号）
水畜産学専攻科廃止（昭４３．５．４文大大第２８２号）
昭和44年4月1日　食品工業化学科に食品衛生学講座増設（昭４４省令第１４号）
附属水産実験所設置（昭４４省令第８号）
昭和45年4月1日　食品工業化学科食品分析学講座を食品化学工学講座に改称（昭４５省令第１４号）
大学院農学研究科に食品工業化学専攻増設（昭４５．４．１学大第２０の１２号）
昭和46年4月1日　水産学科水産物理化学講座を食品工業化学科に移設し，講座名を食品物理化学と改称（昭４６省令第１９号）
昭和50年4月1日　動物生理・生態学講座（共通講座）増設（昭５０省令第１６号）
昭和53年10月1日　練習船「豊潮丸」三代目設置（昭５３省令第３７号）
昭和54年4月1日　水畜産学部を改組し，生物生産学部設置（昭５４法律第１１号）
生物生産学部に学科及び講座が次のとおり置かれた。（昭５４省令第１０号）
　生物生産学科　　海洋生物生産学講座，畜産科学講座，食糧管理学講座，生産基礎学講座，衛生微生物学講座，応用生化学講座，食品科学講座
生物生産学科にコースが次のとおり置かれた。
　水産系コース，畜産系コース，食品系コース
昭和57年3月1日　附属農場（西条農場）を設置
昭和58年8月31日　川口実験圃場を廃止

昭和60年4月1日	大学院環境科学研究科修士課程及び大学院農学研究科修士課程を改組し，大学院生物圏科学研究科（環境計画科学専攻，生物機能科学専攻，生物生産学専攻）博士課程を設置（昭６０政令第７２号）
昭和60年4月22日	第１回生物圏科学研究科（博士課程後期）の入学式を挙行した。
昭和61年3月26日	水畜産学部を廃止
昭和61年7月31日	附属農場が東広島市西条町大字下見に移転を完了
昭和61年10月31日	大学院農学研究科を廃止（昭６０政令第７２号）
昭和63年3月31日	生物生産学部が東広島市西条町大字下見に移転を完了
昭和63年11月21日	附属練習船基地を呉市宝町に設置
平成3年3月31日	附属水産実験所（箕島，鞆，熊野実験所）が竹原市竹原町１２９４（元広島大学理論物理学研究所跡地）に移転を完了
平成6年4月1日	生物生産学科の水産系コース，畜産系コース，食品系コースを海洋生物生産学コース，生物圏機能学コース，畜産科学コース，食糧情報管理学コース，分子細胞機能学コース，食資源機能学コースに再編
平成8年5月11日	大学院生物圏科学研究科生物生産学専攻生物情報機能学設置（平８省令第１９号）
平成11年4月1日	大学院生物圏科学研究科環境循環系制御学専攻環境循環予測論，環境制御論設置（平１１省令第１３号）
平成14年4月1日	生物生産学科の海洋生物生産学コース，生物圏機能学コース，畜産科学コース，食糧情報管理学コース，分子細胞機能学コース，食資源機能学コースを生物圏環境学コース，海洋生物生産学コース，動物生産科学コース，食品科学コース，生物機能開発学コースに再編 大学院生物圏科学研究科を講座化し，生物圏共存科学専攻，生物資源開発学専攻を設置（平１４省令第８号）
平成15年4月1日	生物生産学部附属農場及び生物生産学部附属水産実験所を統合再編し，生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターを設置
平成16年4月1日	平成１５年法律第１１２号国立大学法人法により国立大学法人広島大学設置
平成18年4月1日	生物生産学科の生物圏環境学コース，海洋生物生産学コース，動物生産科学コース，食品科学コース，生物機能開発学コースを生物圏環境学コース，水産生物科学コース，動物生産科学コース，食品科学コース，分子細胞機能学コースに再編 大学院生物圏科学研究科生物圏共存科学専攻，生物資源開発学専攻を改組再編し，生物資源科学専攻，生物機能開発学専攻に改組
平成18年11月29日	附属練習船「豊潮丸」四代目設置
平成22年4月1日	附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターに食品製造工場及び精密実験圃場を包括し，陸域生物圏，海域生物圏，食資源機能開発及び動植物精密実験部門に再編
平成31年4月1日	生物生産学科の生物圏環境学コース，水産生物科学コース，動物生産科学コース，食品科学コース，分子細胞機能学コースを水圏統合科学プログラム，応用動植物科学プログラム，食品科学プログラム，分子農学生命科学プログラム，国際生物生産学プログラムに再編 大学院生物圏科学研究科生物資源科学専攻，生物機能開発学専攻，環境循環系制御学専攻を大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻に改組

○広島大学歌

1

光あり
遠き山なみ　輝きて
新たなる日は　ひらけたり
ああ　われら
はてなき空に　かたちなす
真をぞ　きはめん望みなり

2

流あり
古き歴史は　七筋に
わかれてとはに　伝へたり
ああ　われら
移らう時に　かはらざる
善きをこそ　努めん集ひなり

3

緑あり
つよき不死の樹　広ごりて
葉末は風に　そよぎたり
ああ　われら
明るき道に　影しるす
美しきもの　求めん願ひなり

目　　次

○ 広島大学の理念・生物生産学部の理念・目的・目標・・・

・ 生物生産学部学生用ロッカー使用要領・・専門 56

○ 教員名簿等

・ 教員名簿・・専門 57

○ 建物配置図等

・ 生物生産学部配置図・・専門 61
・ 講義・管理棟Ｃ平面図・・・専門 62
・ 実験・研究棟Ａ平面図・・・専門 63
・ 実験・研究棟Ｂ平面図・・・専門 65
・ 瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター（農場）配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・専門 66
・ 生物生産学部附属練習船基地配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・専門 67
・ 瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター（水産実験所）配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・専門 68

○ 諸規則

・ 広島大学通則・・・規則 1
・ 広島大学学生交流規則・・規則 13
・ 広島大学学位規則・・規則 16
・ 広島大学授業料等免除及び猶予規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 23
・ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 28
・ 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 29
・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 32
・ 広島大学転学部の取扱いに関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 35
・ 広島大学科目等履修生規則・・規則 38
・ 広島大学学生表彰規則・・・規則 41
・ 広島大学学生表彰基準・・・規則 42
・ 広島大学学生懲戒規則・・・規則 43
・ 広島大学学生生活に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 47
・ 広島大学学生証取扱細則・・・規則 49
・ 広島大学ピア・サポート・ルーム規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 51
・ 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 52
・ 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）・規則 53
・ 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 54
・ 課外活動を行ったことに関する証明書発行要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 56
・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 58
・ 広島大学研究生規則・・・規則 59
・ 広島大学外国人研究生規則・・規則 61
・ 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 63
・ 広島大学構内駐車場利用規則・・・規則 65
・ 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 66
・ 学業に関する評価の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則 73
・ 気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等
の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・規則 74

到達目標型教育プログラム
「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」について

※ HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ）は広島大学の登録商標です。

目　　次

Ⅰ．広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」……ハイプロ２
１．HiPROSPECTS® とは……ハイプロ２
２．卒業までの主な流れ……ハイプロ２

Ⅱ．HiPROSPECTS® の構成 ……ハイプロ３
１．主専攻プログラム……ハイプロ３
２．副専攻プログラム・特定プログラム……ハイプロ４
■ HiPROSPECTS® をより良く理解するための３つの資料 ……ハイプロ６

Ⅲ．評価の方法……ハイプロ７
１．授業科目の成績評価……ハイプロ７
２．本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）……ハイプロ７
３．プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価……ハイプロ９
■成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法 ……ハイプロ９

Ⅳ．副専攻プログラム一覧……ハイプロ10

Ⅴ．特定プログラム一覧……ハイプロ11
■特定プログラムに関係する資格……ハイプロ11

Ⅵ．HiPROSPECTS® 関係規則等 ……ハイプロ13
１．広島大学教育プログラム規則……ハイプロ13
２．広島大学副専攻プログラム履修細則……ハイプロ17
３．広島大学特定プログラム履修細則……ハイプロ19

Ⅶ．副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先……ハイプロ22

Ⅷ．TOEIC® L&R IP テストの全学実施について ……ハイプロ23

Ⅸ．情報科学パッケージ科目について……ハイプロ24

Ⅹ．初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について……ハイプロ26

Ⅰ．広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」

1．HiPROSPECTS® とは

広島大学では，みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と，卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し，「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS®』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS® は，広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

HiPROSPECTS® では，

○まず入学時に，卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて，所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。

○到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか，定期的に確認してみなさんにお伝えし，その確認結果に基づいた学習サポートを行います。例えば，確認の結果，弱い点が見つかれば，それを克服するためにどういう学習をすれば良いかアドバイスする，といったことです。

以上を踏まえ，みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと，それ以上の知識や能力を身につけられるようにがんばってください。

2．卒業までの主な流れ

授業を受けるためには，学期の始めに履修手続を行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば，単位を修得することができます。

そして，主専攻プログラム（p. ハイプロ３参照）で示されている卒業要件を満たせば，学士号を取得して卒業することができます。

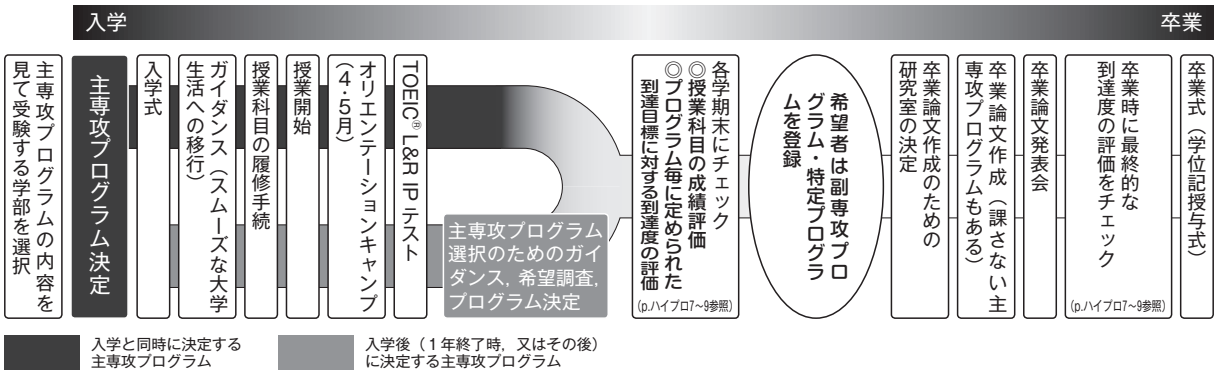

Ⅱ．HiPROSPECTS® の構成

HiPROSPECTS® は，**主専攻プログラム，副専攻プログラム**及び**特定プログラム**の３種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは，学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方，副専攻プログラム及び特定プログラムは，その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように，各プログラムの内容を理解して，学習を進めてください。

１．主専攻プログラム

１）目　的

主専攻プログラムとは，所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい，学士号の取得を目的として，教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって，所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員１つ登録します。

なお，所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は，その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ，転学部・転学科等を行う必要があります。

２）学期毎の評価，卒業

主専攻プログラムでは，学期毎に履修した各授業科目で評価（p. ハイプロ７～９参照）が行われ，自らの到達度のチェックができるようになっています。また，主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば，学士号を取得して卒業することができます。

３）その他

主専攻プログラムの詳細については，専門教育に関するページをご覧ください。

２．副専攻プログラム・特定プログラム

１）目　的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは，主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお，その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目　　的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど），又は，②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

２）共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには，その他，次のような共通点・相違点があります。

①共通点

項　　目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	**主専攻プログラムの履修基準によっては，**副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ，毎年１月上旬から２月上旬（※）に「My もみじ」のアンケート機能によりプログラムの登録を申請し，登録許可を受けた場合に，翌年度から履修を開始します。
授業科目の履修	○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち，入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば，その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で，副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p. ハイプロ７～９参照）の計算対象に含まれます。
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨，記載されます。プログラムの修了条件を満たすと，「修了」した旨，記載されます。

※一部の特定プログラムでは，登録申請時期が異なります。詳しくは HiPROSPECTS® ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください（p. ハイプロ６参照）。

②相違点

項　　目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	１プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	各自の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則，全てのプログラムから選択することができます。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し，卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し，卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

３）履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは，次のとおりです。

時　期	詳　　細
１月上旬から２月上旬	○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「My もみじ」で確認 ○登録のための要件，時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認 ↓ ○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談 ↓ ○「My もみじ」のアンケート機能から，副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請 ↓ ○登録許可の審査結果を確認
翌年度前期	○登録許可を受けた場合，副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

４）その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み，到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また，登録する際に不明な点等があれば，チューターや指導教員，所属する学部の学生支援担当に相談してください。

■ HiPROSPECTS® をより良く理解するための３つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を，次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	**各主専攻プログラム**の詳細 （プログラムの概要，ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・プログラムの到達目標），カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針），学修の成果，取得可能な資格　等）	HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	**各副専攻プログラム**，**各特定プログラム**の詳細 （プログラムの概要，到達目標，登録時期，登録要件，授業科目　等）	
シラバス	**プログラムを構成する各授業科目**の詳細 （授業計画，予習・復習へのアドバイス，テキスト，成績評価の基準　等）	「My もみじ」で閲覧できます。

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイトURL
（主専攻プログラム）　https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou
（副専攻プログラム）　https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou
（特定プログラム）　https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei

Ⅲ．評価の方法

HiPROSPECTS® の大きな特徴の一つは，これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は，HiPROSPECTS® を導入し，プログラム毎に到達目標を定めることにより，みなさん一人ひとりに対し，従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて，**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより，みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ，今後の学習方法についてのヒントを得ることができるのです。

1．授業科目の成績評価

みなさんは，履修基準に従って授業科目を履修し，試験を受けて，必要な単位を修得していきますが，みなさんの学習成果の評価は，まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は，秀（S），優（A），良（B），可（C），不可（D）の５段階評価とし，秀，優，良，可を合格とします。成績評価の結果は，学期毎に通知します。

なお，各授業科目で行われる成績評価の基準等は，シラバスに明示されています。

2．本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）

授業科目の成績評価をまとめた指標として，全学的に算出方法を統一した平均評価点（GPA：Grade Point Average）を通知します。算出公式は次のとおりです。

このGPAは，履修指導に活用する他，奨学金，授業料免除，成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

【本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average） 算出公式】

$$\mathrm{GPA}=\frac{\text{秀の単位数}\times4+\text{優の単位数}\times3+\text{良の単位数}\times2+\text{可の単位数}\times1}{\text{総登録単位数}\times4}\times100$$

（注）分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると，履修しきれなくなりGPAが下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

Aさんの場合 **適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合**

登録した単位：20単位（10科目（各２単位））
前期成績：秀／10単位，優／４単位，良／２単位，可／４単位

$$\frac{10(\text{秀})\times 4+4(\text{優})\times 3+2(\text{良})\times 2+4(\text{可})\times 1}{20\times 4}\times 100=75.00$$

Bさんの場合 **無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合**

登録した単位：30単位（15科目（各２単位））
前期成績：秀／０単位，優／10単位，良／２単位，可／12単位，（不可／６単位）

$$\frac{0(\text{秀})\times 4+10(\text{優})\times 3+2(\text{良})\times 2+12(\text{可})\times 1}{30\times 4}\times 100=38.33$$

【GPA の計算対象となるもの】

５段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目が GPA の計算対象になります。なお，**副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目**も GPA の計算対象になります。

【GPA の計算対象とならないもの】

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は，５段階評価が付されていないことから，GPA の計算対象となりません。また，履修手続の際に，**履修届出区分を「単位不要」とした授業科目**については，そもそも単位が出ませんので **GPA の計算対象となりません。**

【参考：「認定」の授業科目について】

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位を認定し，５段階評価を付さない場合は，当該授業科目の成績欄が「認定」となります。その取扱いは，下記のとおりです。

・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，５段階評価は付さない。
・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，原則として５段階評価は付さないが，協定等により５段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り，５段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり，５段階評価を付す場合は，GPA の計算対象となる。）

３．プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは，詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について，到達度の評価を行っています。

到達度の評価は，「極めて優秀（Excellent）」，「優秀（Very Good）」，「良好（Good）」の３段階で評価し，その結果は，学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは，その授業科目の履修の成果は分かりますが，プログラムが掲げる到達目標に対して，自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることは，到達目標の実現に向けて，具体的にどういう能力がどの程度身につき，何が足りないのかを把握でき，またそれに基づいて，次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は，学期毎に更新され，卒業時に通知される評価内容が，最終の到達度を表します。したがって，例えばある段階で「良好（Good）」という評価を一旦受けても，その後がんばって学習を続けた結果，卒業時には「極めて優秀（Excellent）」という評価を受けることもありますし，逆にある段階で「極めて優秀（Excellent）」という評価を受けていても，その後の努力を怠った結果，評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら，卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

■成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価，GPA 及び到達度の評価は，「My もみじ」で確認することができます。

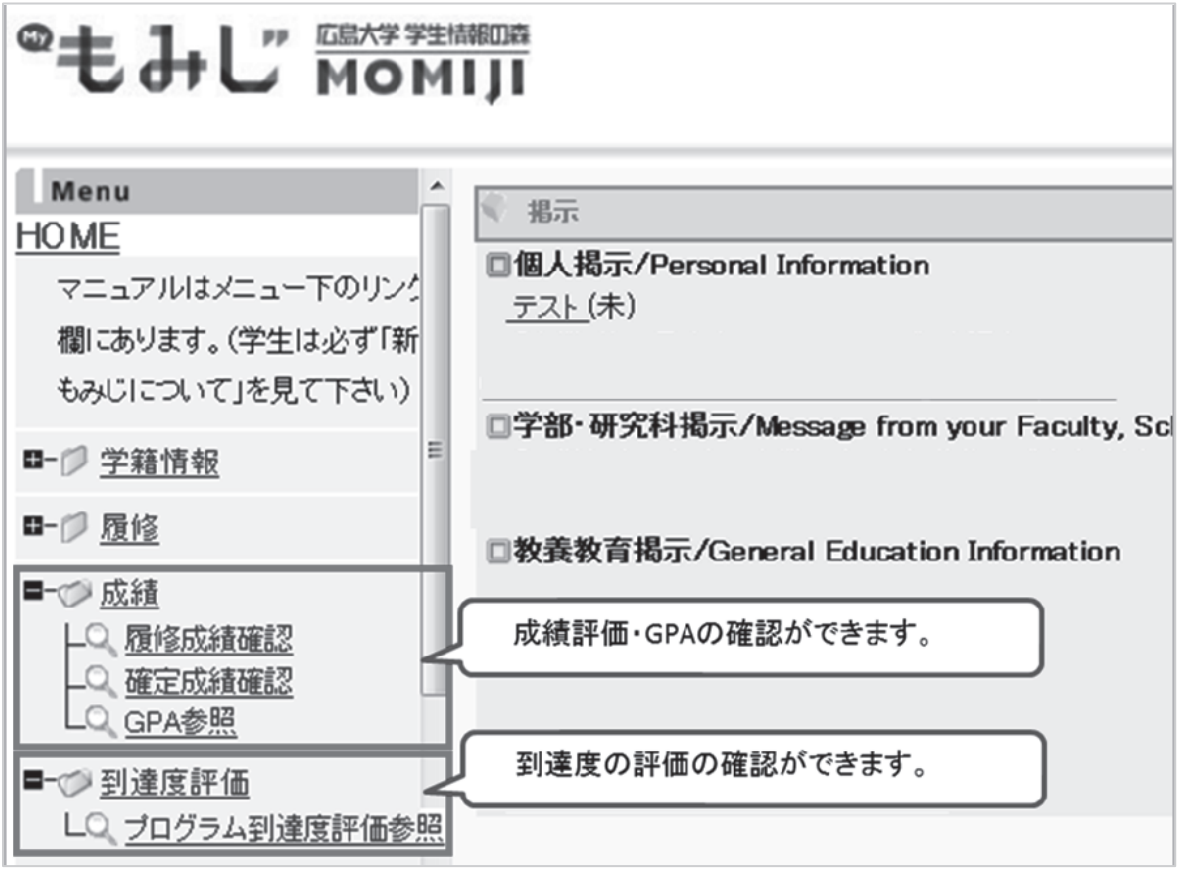

Ⅳ．副専攻プログラム一覧

開講キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	文学部
	歴史学副専攻プログラム	
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	
	初等教育教員養成副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育教員養成副専攻プログラム	
	中等教育科学（理科）副専攻プログラム	
	中等教育科学（数学）副専攻プログラム	
	中等教育科学（技術・情報）副専攻プログラム	
	中等教育科学（社会・地理歴史・公民）副専攻プログラム	
	中等教育科学（国語）副専攻プログラム	
	中等教育科学（英語）副専攻プログラム	
	日本語教育副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育副専攻プログラム	
	人間生活教育副専攻プログラム	
	音楽文化教育副専攻プログラム	
	造形芸術教育副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理学副専攻プログラム	
	公共政策副専攻プログラム	法学部
	ビジネス法務副専攻プログラム	
	現代経済副専攻プログラム	経済学部
	数学副専攻プログラム	理学部
	化学副専攻プログラム	
	地球惑星システム学副専攻プログラム	
	機械システム副専攻プログラム	工学部
	輸送システム副専攻プログラム	
	材料加工副専攻プログラム	
	エネルギー変換副専攻プログラム	
	電気システム情報副専攻プログラム	
	電子システム副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	建築副専攻プログラム	
	水圏統合科学副専攻プログラム	生物生産学部
	応用動植物科学副専攻プログラム	
	食品科学副専攻プログラム	
	分子農学生命科学副専攻プログラム	
	情報科学副専攻プログラム	情報科学部

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては，必ず事前に副専攻プログラムの説明書（p. ハイプロ６参照）に目を通し，到達目標等を理解しておいてください。

Ⅴ．特定プログラム一覧

【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開講キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	Global Peace Leadership Program	教育本部
	グローバル教員養成特定プログラム	教育学部
	法律専門職養成特定プログラム	法学部 法務研究科
	科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学部
	基本統計学特定プログラム	情報科学部 情報メディア教育研究センター
	基本情報処理特定プログラム	
	情報メディア教育特定プログラム（情報デザインコース）	総合科学部 情報メディア教育研究センター
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	トライリンガル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	アクセシビリティセンター
	ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム	産学・地域連携センター
霞キャンパス	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部

【資格の取得を目的とするプログラム】

開講キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館 総合科学部 文学部 教育学部 理学部 生物生産学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部 文学部 教育学部 法学部
	社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学部
	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	

特定プログラムの登録・履修にあたっては，必ず事前に特定プログラムの説明書（p. ハイプロ６参照）に目を通し，到達目標等を理解しておいてください。

■特定プログラムに関係する資格

特定プログラムには，前述のとおり，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの及び資格の取得を目的として編成されたものの２種類があります。そのうち，資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお，**プログラムを修了するだけでは，その資格を取得することはできません**。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので，説明書等で確認してください。

資　　格 （関連する特定プログラム）	資　格　の　概　要　等
学　芸　員 （学芸員資格取得 特定プログラム）	学芸員は，博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で，博物館資料の収集，保管，展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には，いわゆる歴史博物館，考古館，美術館のほかに，動物園，植物園，水族館，科学館などがあります。 学芸員の資格を得るためには，学士の学位を有し，文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があり，これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。 なお，本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは，免許状のようなものが与えられるようなものではなく，博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。
社会調査士 （社会調査士資格取得 特定プログラム）	社会調査士は，社会調査の知識や技術を用いて，世論や市場動向，社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。 社会調査士の資格を得るためには，社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があり，これらの科目で編成されたものが，社会調査士資格取得特定プログラムです。
社会教育主事 （社会教育主事基礎資格 特定プログラム）	社会教育主事は，都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で，社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担います。 社会教育主事として任用されるためにはまず，社会教育主事講習等規程で定められた，「大学において修得すべき社会教育に関する科目」の単位を修得する必要があり，これらの科目で編成されたものが，社会教育主事基礎資格特定プログラムです。 なお，本プログラムを修了（社会教育主事基礎資格の取得）しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後，行政機関などで社会教育関連の職務（社会教育主事補など）を一定期間経験した上ではじめて，社会教育主事として任用される条件をみたすことになります。
学校図書館司書教諭 （学校図書館司書教諭資格 取得特定プログラム）	学校図書館は，児童・生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの［生きる力］の育成に，学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は，この学校図書館の専門的職務をつかさどります。 司書教諭の資格を得るには，まず，教員免許状を取得し教諭であること，そして，学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下，「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた，この講習で修得する必要のある科目で編成されたものが，学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。

Ⅵ．HiPROSPECTS® 関係規則等

１．広島大学教育プログラム規則

平成18年２月14日
規則第５号

広島大学教育プログラム規則

（趣旨）

第１条　この規則は，広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号。以下「通則」という。）第19条第５項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本学の教育プログラムは，到達目標を明示し，その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに，学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

（名称）

第３条　本学の教育プログラムは，到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

（種類）

第４条　プログラムの種類は，その教育目的により，主専攻プログラム，副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第５条　主専攻プログラムとは，学位の取得を目的として，教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第６条　副専攻プログラムとは，学士課程教育の多様性を確保するとともに，学生の多様な能力，適性及び学習意欲に応え，学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第７条　特定プログラムとは，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

（開設及び編成）

第８条　主専攻プログラム及び副専攻プログラムは，単一の学部で，又は学部をまたがって開設することができる。

２　特定プログラムは，単一の学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で，又は学部等をまたがって開設することができる。

３　プログラムを新規に開設しようとするときは，第12条から第14条までに規定する担当教員会は，原則として開設する前年度の７月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し，プログラムを開設しようとする学部等を通じて，理事（教育担当）の承認を得るものとする。

第９条　主専攻プログラムは，到達目標とその意義，育成しようとする人材像を明示して

編成するものとし，修了要件単位は通則第44条第１項に示す単位数とする。
２　主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，学部が定める。
第10条　副専攻プログラムは，一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから，そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして，到達目標を明示して編成するものとし，修了要件単位は16単位以上で，30単位を超えない範囲とする。
２　副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。
第11条　特定プログラムは，主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として，到達目標を明示して編成するものとし，修了要件単位は10単位程度を目安とする。
２　特定プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。
（実施体制）
第12条　プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として，各プログラムに担当教員会を置く。
２　副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は，当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。
３　第１項の規定にかかわらず，特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは，責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。
第13条　主専攻プログラム担当教員会は，当該主専攻プログラムを担当する教員のうち，専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし，その業務を総括するため，主任を置く。
２　二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は，原則として一つの主たるプログラムを選び，その担当教員会の構成員となる。
第14条　特定プログラム担当教員会は，当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし，その業務を総括するため，主任を置く。
（詳述書等）
第15条　前３条に規定する担当教員会は，プログラムごとに，その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め，次に掲げる詳述書等に明記するものとする。
(1) 主専攻プログラム　主専攻プログラム詳述書（別記様式第１号）
(2) 副専攻プログラム　副専攻プログラム説明書（別記様式第２号）
(3) 特定プログラム　特定プログラム説明書（別記様式第３号）
（シラバス）
第16条　教員は，担当する授業科目について，履修する上で必要な情報をまとめたものとして，シラバスを作成するものとする。
（登録）
第17条　主専攻プログラムは，入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり，学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。
２　副専攻プログラム及び特定プログラムは，学生がその履修を希望し，許可された場合に登録するものとする。
（主専攻プログラムの変更）
第18条　学生が，他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは，次の各号によ

り取り扱うものとする。

(1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは，通則第36条の規定により，転学部の許可を受けた上で変更するものとする。

(2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは，転学科等を伴う場合は，通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし，転学科等を伴わない場合は，当該学部が定める方法により変更するものとする。

（学生の評価）

第19条　平均評価点（GPA：Grade Point Average）は，授業科目の成績評価に基づき算出し，総合的な成績評価の指標として，学期ごとに学生に通知するものとする。

２　授業科目の成績評価のほか，主専攻プログラムにおいては，プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い，学期ごとに学生に通知するものとする。

３　前２項に定めるもののほか，学生の評価に関し必要な事項は，別に定める。

（点検・評価）

第20条　担当教員会は，到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

（改善）

第21条　担当教員会は，前条の点検・評価を基に，プログラムの改善を行うものとする。

２　担当教員会が，プログラムの改善を実施しようとするときは，軽微な改善を除き，当該学部等を通じて理事（教育担当）の承認を得るものとする。

（廃止）

第22条　学部等は，第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは，理事（教育担当）の承認を得なければならない。

（雑則）

第23条　この規則に定めるもののほか，プログラムの実施に関し必要な事項は，学部等の定めるところによる。

主専攻プログラム詳述書

別記様式第１号（第15条第１号関係）

主専攻プログラム詳述書

開設学部(学科)名〔　　〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1　取得できる学位	
2　概要	
3　ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4　カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5　開始時期・受入条件	
6　取得可能な資格	
7　授業科目及び授業内容	
8　学習の成果	
9　卒業論文（卒業研究）	
10　責任体制	

副専攻プログラム説明書

別記様式第２号（第15条第２号関係）

副専攻プログラム説明書

開設学部(学科)名〔　　〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1　概要	
2　到達目標	
3　登録時期	
4　登録要件	
5　受入上限数	
6　授業科目及び授業内容	
7　修了要件	
8　責任体制	
9　既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位 (科目等履修生として修得した単位を含む。) の認定単位数等	

特定プログラム説明書

別記様式第３号（第15条第３号関係）

特定プログラム説明書

開設学部等名〔　　〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1　概要	
2　到達目標	
3　登録時期	
4　登録要件	
5　受入上限数	
6　授業科目及び授業内容	
7　修了要件	
8　責任体制	
9　既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位 (科目等履修生として修得した単位を含む。) の認定単位数等	

２．広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年３月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学教育プログラム規則（平成18年２月14日規則第５号。以下「規則」という。）第10条第２項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち，副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第２条　副専攻プログラムの名称及びその開設学部は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第３条　副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第２号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第４条　学生は，副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は，一つに限り副専攻プログラムを登録することができる。ただし，登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは，登録することができない。

２　前項の登録に関する手続は，各学年次終了時の所定の時期に行うものとし，その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

３　学生は，第１項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

４　副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会が定める。

５　所属する学部の長は，学生が副専攻プログラムに登録している間，成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第５条　各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部がその学期の始めに公示する。

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第１年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第７条　副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第31条第１項及び第２項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき，要修得単位数の２分の１未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

２　副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第８条　副専攻プログラムの担当教員会は，卒業の認定を受け，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について，修了の判定を行う。

２　開設学部の長は，副専攻プログラムを修了した者に，副専攻プログラム修了証書（別

記様式）を授与する。

３　所属する学部の長は，学生が副専攻プログラムを修了した場合，成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第９条　各授業科目の単位数の計算は，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年２月14日規則第６号），専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（試験及び追試験）

第10条　試験及び追試験の実施については，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則，専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（単位の取扱い）

第11条　副専攻プログラムで修得した単位は，主専攻プログラムの履修基準により，主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか，副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表（第２条関係）

（略）

別記様式（第８条第２項関係）

第　　号

副専攻プログラム　修了証書

学部・学科等
氏　　名
生 年 月 日

本学○○学部の○○副専攻プログラムを修了したことを認める

年　月　日

広島大学　　長　　印

３．広島大学特定プログラム履修細則

平成18年３月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

広島大学特定プログラム履修細則

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学教育プログラム規則（平成18年２月14日規則第５号。以下「規則」という。）第11条第２項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち，特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第２条　特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第３条　特定プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第３号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第４条　学生は，特定プログラムが定める基準を満たしている場合は，当該プログラムを登録することができる。

２　前項の登録に関する手続は，各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし，登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

３　学生は，第１項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

４　特定プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

５　所属する学部の長は，学生が特定プログラムに登録している間，成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第５条　各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部等がその学期の始めに公示する。

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第１年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第７条　特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第31条第１項及び第２項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は，責任者の意見。次項において同じ。）に基づき，要修得単位数の２分の１未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

２　特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）
第８条　特定プログラムの担当教員会又は責任者は，卒業の認定を受け，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について，修了の判定を行う。ただし，卒業の認定を受けていない者であっても，所属する学部の長が認め，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても，修了の判定を行う。
２　開設学部等の長は，特定プログラムを修了した者に，特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。
３　所属する学部の長は，学生が特定プログラムを修了した場合，成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。
（単位数の計算の基準）
第９条　各授業科目の単位数の計算は，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年２月14日規則第６号），専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。
２　前項の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は，広島大学通則第19条の３第１項に規定する基準に基づき，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。
（試験及び追試験）
第10条　試験及び追試験の実施については，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則，専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。
第11条　前条の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は，原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。
２　試験の方法及び期日は，開設学部等があらかじめ発表する。
３　授業実施時数の３分の２以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。
第12条　第10条の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について，次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。
(1)　配偶者又は３親等内の親族の死亡による忌引
(2)　負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
(3)　天災その他の非常災害
(4)　交通機関の突発事故
(5)　その他やむを得ない事情
２　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後１週間以内に，所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければならない。
３　追試験受験を許可された者は，原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験し

なければならない。

4　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後３週間以内とする。

（単位の取扱い）

第13条　特定プログラムで修得した単位は，主専攻プログラムの履修基準により，主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第14条　この細則に定めるもののほか，特定プログラムの履修に関し必要な事項は，それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第２条関係）

（略）

別記様式（第８条第２項関係）

第　　号

特定プログラム　修了証書

学部・学科等
氏　　名
生 年 月 日

本学の○○特定プログラムを修了したことを認める

年　月　日

広島大学　　長　　印

Ⅶ．副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

開設学部	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	文学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部昼間コース	社会科学研究科支援室 （法学部担当）	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部昼間コース	社会科学研究科支援室 （経済学部担当）	(082)424-4646	
理学部	理学研究科支援室 （学士課程担当）	(082) 424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 （工学部担当）	(082)424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学研究科支援室 （情報科学部担当）	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
Global Peace Leadership Program	教育推進グループ （学生プラザ３F）	(082)424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
グローバル教員養成特定プログラム	教育学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法律専門職養成特定プログラム	社会科学研究科支援室 （法学部担当）	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
基本統計学特定プログラム	工学研究科支援室 （情報科学部担当）	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
基本情報処理特定プログラム			
情報メディア教育特定プログラム（情報デザインコース）	教育推進グループ （学生プラザ３F）	(082)424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリンガル養成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成特定プログラム			
ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム	社会連携グループ （総務担当）	(082)424-7977	syakai-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp
社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学研究科支援室 （学士課程担当）	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	霞地区運営支援部学生支援グループ （薬学部担当）	(082)257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他，HiPROSPECTS® に関する質問は，教育推進グループ（学生プラザ３Ｆ）へ問い合わせてください。なお, E-mailを送るときには, 必ず学生番号と名前を書いてください。

Ⅷ．TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では，グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として，TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており，学部生全員が受験します。受験期は，１年次５月及び３年次以降の２回です。（２回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので，以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの，広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア，そして卒業時のスコアとして，英語力を確認することになります。

また，スコアは，教育を充実させるためだけではなく，みなさんにとっても次のように役立ちますので，積極的に活用しましょう。

○自分の力を，一般的に通用するスコアで知ることができる。
○社会的に認められるテスト結果で，就職や大学院入学に際して自己PRに使用できる。
○高スコアを得ると，教養教育科目の外国語科目（英語）の単位認定を受けることができる。

学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC®L&R IP 情報」（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html）で確認してください。

Ⅸ．情報科学パッケージ科目について

広島大学情報科学部では，さまざまな学問領域において必要とされる体系的な分析手法や情報処理技術に関し，情報科学部開設専門教育科目の中からそれぞれの学問領域に応じたデータサイエンス／インフォマティクス教育を「情報科学パッケージ科目」として設定しています。

情報科学部が推奨する情報科学パッケージ科目により修得された皆さんの知識は，それぞれの学問領域での卒業研究，大学院での学習，就職後の業務等さまざまな場面で活用されるはずです。

多くの学生の皆さんが，情報科学パッケージ科目を受講されることを期待しています。

情報科学パッケージ科目として推奨する授業科目表

科目区分	授業科目	単位数	履修期（開講ターム）	パッケージ														
				総合科学系	デジタル・ヒューマニティーズ系 ※1	デジタル・ヒューマニティーズ系 ※2	心理学系	情報と社会系	経済学系	生物生命系	地球惑星系	医療系	機械・輸送工学系	情報工学系	応用化学・生物工学・化学工学系	情報社会でのデータサイエンス系	建築系	生物生産系
情報科学部専門教育科目	確率論基礎	2	2ｾﾒ(4T)	○					○		○							
	推測統計学	2	3ｾﾒ(1T)						○		○						○	
	カテゴリカル・データ分析（CDA）	2	3ｾﾒ(2T)			○	○											
	線形モデル	2	3ｾﾒ(2T)	○							○		○					
	微分方程式	2	4ｾﾒ(3T)	○							○				○			
	ソフトウェア工学	2	3ｾﾒ(2T)											○				
	システム最適化	2	4ｾﾒ(3T)	○					○				○				○	
	一般化線形モデル（GLM）	2	4ｾﾒ(3T)	○			○											
	多変量解析	2	4ｾﾒ(3T)	○		○	○		○		○		○		○			
	ディジタル回路設計	2	4ｾﾒ(3T)											○				
	アルゴリズムとデータ構造	2	4ｾﾒ(3T)											○				
	データベース	2	4ｾﾒ(4T)		○	○				○				○				
	計算機構成論	2	4ｾﾒ(4T)											○				
	数値計算	2	4ｾﾒ(4T)	○														
	フーリエ解析	2	3ｾﾒ(2T)	○							○						○	
	確率モデリング	2	4ｾﾒ(4T)	○														
	プログラミング言語	2	4ｾﾒ(4T)	○														
	サーベイ・デザイン	2	5ｾﾒ(1T)	○				○										
	データマイニング	2	5ｾﾒ(1T)									○				○		
	生物統計	2	5ｾﾒ(2T)							○		○			○			○
	計量経済学	2	5ｾﾒ(2T)						○									
	画像処理	2	5ｾﾒ(2T)		○													
	情報社会とセキュリティ	2	5ｾﾒ(2T)					○										
	自然言語処理	2	5ｾﾒ(2T)	○		○												
	医療統計	2	6ｾﾒ(3T)						○	○		○						
	ビジュアルコンピューティング	2	6ｾﾒ(3T)		○												○	
	人工知能と機械学習	2	6ｾﾒ(3T)										○	○				
	並列分散処理	2	6ｾﾒ(3T)	○														
	社会とデータ解析	2	6ｾﾒ(3T)					○								○		
	時系列分析	2	6ｾﾒ(3T)						○		○							
	確率過程論	2	6ｾﾒ(4T)	○														
	ビッグデータ	2	6ｾﾒ(4T)									○				○		
	医療・福祉政策とデータ解析	2	6ｾﾒ(4T)					○				○						

（注１）○を付した授業科目がパッケージ別に推奨する授業科目を示す。なお，履修期は変更される場合があるため，履修年度の時間割を確認すること。
（注２）※１は“地理学・考古学・文化財学プログラム”を示す。
（注３）※２は“英米文学語学・言語学プログラム”を示す

それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお，所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も，授業科目の履修は可能なので，積極的に履修してください。

主専攻プログラム	パッケージ
（総合科学部）総合科学プログラム	総合科学系
（文学部）地理学・考古学・文化財学プログラム，英米文学語学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
（教育学部）心理学プログラム	心理学系
（法学部）公共政策プログラム，ビジネス法務プログラム	情報と社会系
（経済学部）現代経済プログラム	経済学系
（理学部）生物学プログラム	生物生命系
（理学部）地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
（医学部・歯学部・薬学部）医学プログラム，看護学プログラム，理学療法学プログラム，作業療法学プログラム，歯学プログラム，口腔保健学プログラム，口腔工学プログラム，薬学プログラム，薬科学プログラム	医療系
（工学部）機械システムプログラム，輸送システムプログラム，材料加工プログラム，エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
（工学部）電気システム情報プログラム，電子システムプログラム	情報工学系
（工学部）応用化学プログラム，生物工学プログラム，化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
（工学部）社会基盤環境工学プログラム	情報社会でのデータサイエンス系
（工学部）建築プログラム	建築系
（生物生産学部）水圏統合科学プログラム，応用動植物科学プログラム，食品科学プログラム，分子農学生命科学プログラム	生物生産系

X．初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では，学部１年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験，就業体験，ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験）」を2019年度から実施します。これは，大学における学修と社会での経験を結びつけることで，今後，みなさんが大学生活をより有意義に送るよう学修意欲を喚起するとともに，将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先，実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

<table>
<tr><th colspan="2">学部・学科等</th><th>初年次インターンシップ（社会体験）実施方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">総合科学部</td><td>「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">文学部</td><td>学生便覧の「初年次インターンシップ（社会体験）の実施について」を参照してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育学部</td><td>内容については各授業科目のシラバスを参照してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>教初</td><td>「小学校教育実習入門」の一部で実施</td></tr>
<tr><td>教特</td><td>「小学校教育実習入門」,「特別支援学校教育実習入門」,「教養ゼミ」の一部で実施</td></tr>
<tr><td>教二
教三
教四
教教</td><td>「中・高等学校教育実習入門」の一部で実施
※教日，教造，教教は「教養ゼミ」も活用して実施</td></tr>
<tr><td>教心</td><td>「教養ゼミ」の一部で実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">法学部</td><td>学生便覧の「法学部における初年次インターンシップ（社会体験）について」を参照してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">経済学部</td><td>「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">理学部</td><td>詳細は，ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>理数</td><td>下見地域の清掃ボランティア等</td></tr>
<tr><td>理物</td><td>広島県内企業等でのインターンシップに派遣</td></tr>
<tr><td>理化</td><td>マイクロンメモリジャパン合同会社への企業訪問（工場見学・体験実習）</td></tr>
<tr><td>理生</td><td>宮島の寺院・施設等への訪問，訪問先近隣の学校の生徒との交流</td></tr>
<tr><td>理地</td><td>博物館・企業等への訪問（見学・体験実習）（「地球科学野外巡検Ａ」内で実施）</td></tr>
<tr><td colspan="2">医学部</td><td rowspan="3">夏季休業期間中，医学部・歯学部・薬学部３学部合同で，医療機関等での合同早期体験実習を実施します。詳細は My もみじで通知します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯学部</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬学部</td></tr>
</table>

工学部		詳細は，各類のガイダンスで説明します。なお，工学特別コースは各類に組み入れて実施します。
	工一	「教養ゼミ」の一部で，工場見学（ディスカッション等を含む）を実施
	工二	企業インターンシップ，又は，施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
	工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
	工四	「教養ゼミ」の一部で，社会基盤施設見学（ディスカッション含む），又は，建築の公開見学イベントのスタッフとして参加
生物生産学部		「教養ゼミ」の一部で実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部		学生便覧の「『学部教育』初年次インターンシップ（社会体験）」を参照してください。

表中における教育学部，理学部，工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類（学校教育系）初等教育教員養成コース	理数	数学科
教特	第一類（学校教育系）特別支援教育教員養成コース	理物	物理学科
教二	第二類（科学文化教育系）	理化	化学科
教三	第三類（言語文化教育系）	理生	生物科学科
教日	第三類（言語文化教育系）日本語教育系コース	理地	地球惑星システム学科
教四	第四類（生涯活動教育系）	工一	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
教造	第四類（生涯活動教育系）造形芸術コース	工二	第二類（電気電子・システム情報系）
教教	第五類（人間形成基礎系）教育学系コース	工三	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
教心	第五類（人間形成基礎系）心理学系コース	工四	第四類（建設・環境系）

教養教育について

注　　意

1．教養教育科目は東広島，霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上，履修手続等を行ってください。
2．授業に関する連絡事項，時間割変更，休講・補講・教室変更，期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森　もみじ」で通知します。「学生情報の森　もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と，ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために，思いもよらない不利益を被る場合がありますので，**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3．記載事項等に不明な点や疑問な点があれば，この学生便覧を持参の上，直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーショナル・テスティング・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

目　　次

Ⅰ．教養教育の理念と目的……教養２
Ⅱ．用語解説と一般的な履修上の注意事項……教養４
Ⅲ．授業科目の履修……教養６
１．平和科目……教養６
２．大学教育入門……教養６
３．教養ゼミ……教養７
４．領域科目……教養７
５．外国語科目……教養８
（1）英　語……教養８
（2）初修外国語……教養10
６．情報科目……教養11
７．健康スポーツ科目……教養12
８．社会連携科目……教養13
９．基盤科目……教養13
Ⅳ．履修に関する手続・相談等……教養15
Ⅴ．試験及び成績……教養18
Ⅵ．平成31(2019)年教養教育開設授業科目一覧……教養20
１．昼間授業時間帯に開設する授業科目……教養20
２．夜間授業時間帯に開設する授業科目　……教養27
Ⅶ．教養教育関係規則等……教養29
１．広島大学教養教育科目履修規則……教養29
２．外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて……教養32
Ⅷ．配置図等……教養34
１．東広島キャンパス配置図……教養34
２．総合科学部付近配置図……教養35
３．総合科学部講義室配置図……教養36
４．教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）……教養40
５．東千田キャンパス配置図……教養41
６．教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先……教養44

Ⅰ．教養教育の理念と目的

教養教育の理念

広島大学は，国際平和文化都市広島の地域性と国際性を重んじる建学の精神に則り，また我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため，幅広く深い教養と総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育を行い，専門的知識・技術の修得とあいまって，人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して，国際社会に貢献する人材を育成することを目指す。

教養教育の目的

教養教育の目的は，幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには，いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく，その枠を超えて広く学問への関心を高め，ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ，教養教育で得たものを，みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

【教養教育の学習イメージ】

平和科目

○平和について様々な観点から考え，理解を深める。

大学教育基礎科目

○大学で学ぶ上で必要な知識や能力を修得する。
○豊かな感受性・柔軟な発想力を培う。

共通科目

○人類の知識の根源を知る。
○異なる言語や文化に対する理解を深める。
○情報化社会における基礎知識を修得する。
○体力・健康づくりの方法を修得する。
○社会人としての基礎力を高める。

基盤科目

○基礎知識と技術を修得する。

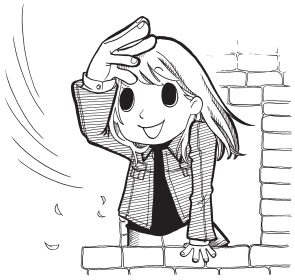

視野をひろげる，視点をかえる（学際・総合）

学びの土台をつくる（基礎力）

自己を発見し、成長する

教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため,「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の４つの大科目区分から学びます。さらに，大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

平和科目

大学教育基礎科目
- 大学教育入門
- 教養ゼミ

共通科目
- 領域科目
- 外国語科目（英語・初修外国語）
- 情報科目
- 健康スポーツ科目
- 社会連携科目

基盤科目

【各科目区分の教育目標】

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
	外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情報科目	高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけることを目標にしています。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

Ⅱ．用語解説と一般的な履修上の注意事項

１．学期，ターム及びセメスターについて

広島大学では，１年間を前期（４月１日から９月30日まで）と後期（10月１日から３月31日まで）の２学期に分け，原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに，各学期の授業期間がそれぞれ２つの期間に分けられた「第１タームから第４ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて，原則ターム内で週２回の授業を行う「ターム科目」と，学期を通じて週１回の授業を行う「セメスター科目」の２種類があります。

なお，一般的に，１年次前期を１期（１セメスター），後期を２期（２セメスター），２年次前期を３期（３セメスター），後期を４期（４セメスター）・・・というように呼んでいます。

年　次	１年次				２年次				…
学　期	前期		後期		前期		後期		
ターム	１ターム	２ターム	３ターム	４ターム	１ターム	２ターム	３ターム	４ターム	
セメスター	１セメスター		２セメスター		３セメスター		４セメスター		

２．授業科目と単位について

(1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）に記載しています。なお，法学部・経済学部夜間主コースの学生は，昼間授業時間帯に開設される授業科目も，開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また，夜間授業時間帯に開設される授業科目は，許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

(2) 単位と単位の修得

卒業するためには，所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は，各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は，予習・復習の時間も考慮して，別に定める算定基準により決定されます。詳細は，「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間（例）】

授業の方法（単位数）	学修時間	学修時間の内訳
講　　義（２単位）	90時間	（授業２時間＋予習・復習４時間）×15回
演習・実習（１単位）	45時間	（授業２時間＋予習・復習１時間）×15回
実　　験（１単位）	45時間	（授業３時間＋予習・復習０時間）×15回

※法令の定めるところにより，いずれの授業科目も１単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については，算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p. 教養29～p. 教養31）を参照してください。

なお，原則として**同一授業科目を重複して履修することはできません。**ただし，以下の授業科目については，繰り返し履修し，一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

外　国　語　科　目	コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ， 英語圏フィールドリサーチ，コミュニケーション上級英語， 海外語学演習，ベーシック外国語（夜間授業時間帯）
健康スポーツ科目	スポーツ実習，スポーツ演習
社　会　連　携　科　目	海外フィールドスタディ， 海外フィールドスタディ・アドバンスト， 実践フロントランナープログラム

３．その他

(1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを，「開設年次」といいます。これは，学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば，開設年次「２」の授業科目の場合，３セメスターまたは４セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので，「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養20～p. 教養28)，毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

(2) 指定授業時間

各学部, 学科・類（系), コース・専攻, プログラム（以下「各学部等」といいます。）が履修基準表などで定めている必修科目，選択必修科目，履修することが望ましいとする一部の科目は，毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は，指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は,「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

(3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は，総合科学部事務棟１階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

(4) ２年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において，授業科目名が変更されることがあるので,「もみじ Top」の中にある教養教育ホームページ (https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/）などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

Ⅲ．授業科目の履修

１．平和科目

１）授業の目標

戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。

＊平和科目群設置の目的：広島大学の理念５原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように，学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については，戦争の悲惨さを直視し，核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし，それ以外にも「貧困」,「飢餓」,「人口増加」,「環境」,「教育」,「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

２）授業の内容

それぞれの教員が，専門とする学問分野や視点から講義し，平和について考える場を提供します。すべての科目には，平和に関するモニュメントの見学とそれに関するレポートの提出が義務付けられています。

３）履修上の注意事項

ａ．学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお，指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。

ｂ．修得可能な単位数は２単位（１科目）までです。

２．大学教育入門

１）授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

２）授業の内容

大学で何を学ぶのか，自分の目標を明確にするとともに，レポートの作成方法や，情報収集・発信をする時の倫理規範，他者との交流やかかわり方，大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

３）履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。

なお，指定時間帯については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

３．教養ゼミ

１）授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

２）授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく，大学生らしく自主的に学習し，積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢，討論への参加，質疑応答などが評価されます。

全学生２単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが，多人数クラスで行う学部もあります。

３）履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち，自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み，積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

４．領域科目

１）授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

２）授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え，さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて，人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の２つの科目群で構成されています。

３）履修上の注意事項

ａ．全学生共通して，人文社会科学系科目４単位及び自然科学系科目４単位の計８単位を修得する必要があります。領域科目では，各学部等ごとに指定時間帯を設けており，指定時間帯で開講されている科目を，１科目（２単位）ずつ履修していけば，計８単位修得することが可能です。なお，他学部・他学科指定の時間帯を除き，所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。

ｂ．卒業に必要な単位数が８単位以上の学部もあります。また，学部によって必修科目，選択必修科目または要望科目として履修指定している授業科目が異なっていますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

ｃ．指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

５．外国語科目

授業の目標

グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

（1）英　語

1）授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

①　コミュニケーション基礎

WBT（Web-Based Training）による自学自習により，英語での日常生活に必要となる語彙や文法（TOEIC（R）L＆Rテスト600点相当）を身に付けます。

a．コミュニケーション基礎Ⅰ（原則１セメスターに開講）

b．コミュニケーション基礎Ⅱ（原則２セメスターに開講）

②　コミュニケーションⅠ・Ⅱ

a．コミュニケーションⅠA，コミュニケーションⅠB（原則１セメスターに開講）

ⅠAでは「話す」，ⅠBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

b．コミュニケーションⅡA，コミュニケーションⅡB（原則２セメスターに開講）

ⅡAでは「書く」，ⅡBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

③　コミュニケーションⅢ

a．コミュニケーションⅢA，コミュニケーションⅢB（３・４セメスターに開講）

ⅢAでは発表技能，ⅢBでは理解技能に重点を置き，コミュニケーションⅠ・Ⅱで身に付けた基礎的運用能力をさらに発展させます。

b．コミュニケーションⅢC（３・４セメスターに開講）

特定の目的に応じた英語の技能をさらに発展させます。

④　コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は，総合科学部国際共創学科，医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科，薬学部薬科学科の学生を対象とした，コミュニケーション基礎に代わる科目です。

a．コミュニケーション演習Ⅰ

b．コミュニケーション演習Ⅱ

⑤　英語圏フィールドリサーチ（http://home.hiroshima-u.ac.jp/engfr/）

英語圏の大学への海外語学研修に参加し，そこでの実生活を通して英語や英語圏文化を学び，これを単位として認定するものです。原則として研修先での30時間の研修をもって１単位（上限４単位）とし，研修先の評価に基づいて単位が認定されます。学年に関係なく履修できます。

また，海外語学研修をコミュニケーション基礎・演習・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの授業科目の単位として認定する学部もあります。所属学部の学生支援担当などで確認してください。なお，一度認定された授業科目名と成績評価の変更は認められません。

研修の案内と履修手続方法については上記 URL のページをご覧ください。

【海外語学研修の単位認定の流れ】

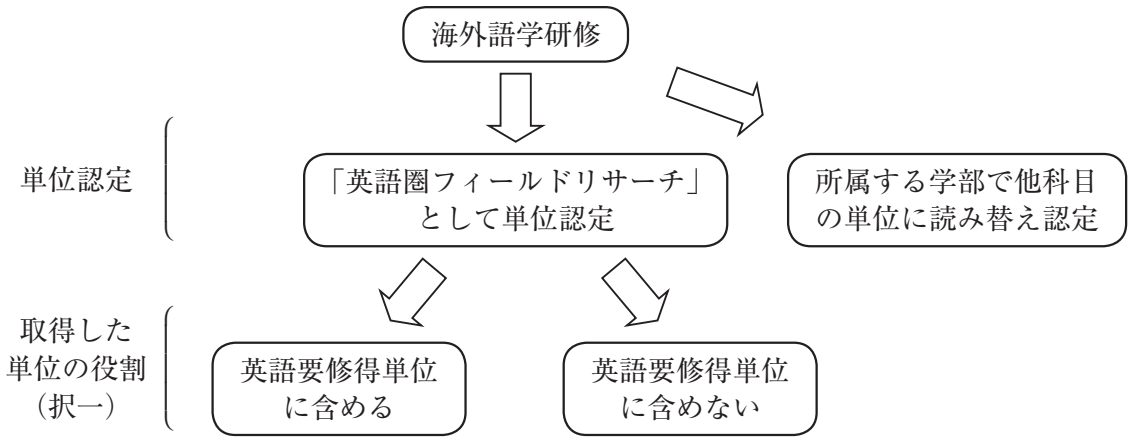

※ガイダンス等で指示される所定の手続を必ず行ってください。

⑥　オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（http://onleng.hiroshima-u.ac.jp）

コンピュータを利用し，速読訓練や聴解訓練，語彙・文法学習など特定のテーマに沿って自学自習し，30時間分の学修を１単位とし，期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は，上記 URL のページ及びシラバスをご覧ください。

⑦　コミュニケーション上級英語

さまざまな言語活動を通じて，より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

２）履修上の注意事項

①　英語の履修基準

所属学部が定める履修基準表などで，必修単位数と履修科目を確認してください。

また，学部等によっては，「英語圏フィールドリサーチ」及び「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位を卒業に必要な英語の単位数（要修得単位数）などに算入することができます。詳しくは，所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

②　正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC（R），TOEFL（R），英検などの外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は，別に定める基準により単位が認定されます。（p. 教養32～p. 教養33「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。）

また，放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

（2）初修外国語

「初修外国語」として，７つの言語－**フランス語，ドイツ語，中国語，アラビア語，韓国語，スペイン語，ロシア語**－を開設しています。これら７つの言語は近代・現代文明の形成と切り離すことができない世界の主要な言語と，日本と地理的に近いアジアの言語からなります。

１）授業の内容

①　授業科目の種類

ａ．ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ（それぞれ１・２タームに開講，週２回）

発音・表記の基礎，簡単な文法・文型，簡単な挨拶程度の会話能力の修得を目標としています。

ｂ．ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ（それぞれ３・４タームに開講，週２回）

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き，基礎的な文型・文法の修得を目指すとともに，視聴覚教材などを活用して，初歩的な表現能力の基礎，基礎会話レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

ｃ．初修外国語をさらに深く学びたい場合は，「インテンシブ外国語」を履修することができます。

インテンシブ外国語ⅠＡ（１タームに開講，週２回）
インテンシブ外国語ⅠＢ（２タームに開講，週２回）
インテンシブ外国語ⅡＡ（３タームに開講，週２回）
インテンシブ外国語ⅡＢ（４タームに開講，週２回）

授業は原則としてネイティブスピーカーが担当します。これを，週２回のベーシック外国語と有機的に連動させ，あわせて週４回の集中的な学習を行うことにより，「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な４技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は，フランス語，ドイツ語，中国語，韓国語，スペイン語で開講しています。学部によっては，時間割の都合上，履修できないことがあるので注意してください。

週４回でまとまりのある授業となっていますので，集中的に実践的な外国語能力が身に付きますが，それだけに受講生には積極的な参加が求められます。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られていますので，希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので，必ず出席してください。

○初修外国語の学習モデル

・ベーシック・コース（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語・アラビア語・ロシア語）

１年次前期		１年次後期	
第１ターム	第２ターム	第３ターム	第４ターム
ベーシックⅠ（週２回）	ベーシックⅡ（週２回）	ベーシックⅢ（週２回）	ベーシックⅣ（週２回）

➡ 初級レベル修了

・インテンシブ・コース（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語）

１年次前期		１年次後期	
第１ターム	第２ターム	第３ターム	第４ターム
ベーシックⅠ インテンシブⅠA （週４回）	ベーシックⅡ インテンシブⅠB （週４回）	ベーシックⅢ インテンシブⅡA （週４回）	ベーシックⅣ インテンシブⅡB （週４回）

➡ 中級レベル到達

・２年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」➡ 中級レベル修了・上級レベルへ

○このほかに授業外の自主的な学習を支援するものとして，外国語教育研究センターでは，初修外国語の各種学習プログラム（ドイツ語技能検定準備講座やドイツ語会話など）を提供しています。

また，フランス，ドイツ，中国，韓国，スペイン，ロシアにおいて，本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し，一定の条件を満たした場合は，「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については，「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

２）履修上の注意事項

①　初修外国語の履修基準

各学部等によっては，選択可能な言語や修得すべき言語，単位数が指定されている場合があるので，所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

②　その他の注意事項

ａ．ベーシック外国語Ⅰで選んだものと同じ外国語を，ベーシック外国語Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでも履修してください。

ｂ．開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。

６．情報科目

１）授業の目標

高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけることを目標にしています。

２）授業の内容

ａ．講義系科目

「情報活用基礎」

授業は，ガイダンスや期末試験などを除き，講義とそれに対応した実習を交互に12回行います。そこでは，「コンピュータとネットワーク技術の基礎」，「コミュニケーション」，「調査と情報」，「メディアと情報化社会」などについて多角的に考えていきます。また，情報倫理に関する講義とオンラインによる学習を行います。

なお，講義と実習は異なる教室で行われるため，時限ごとに教室を移動する場合がありますので注意してください。

「情報活用概論」

東千田キャンパスでのみ開講されます。

授業は，コンピュータとネットワーク技術の基礎，情報化社会の可能性と問題点について，デモンストレーションを交えて行います。

b．実習系科目

「情報活用演習」

コンピュータの基本的操作，オフィスツールの利用，ネットワークの活用，情報倫理など，共通性の高い項目の実習を行った後，特定のテーマにそって，問題解決や情報の受発信に必要な基礎技術を修得します。必修または選択必修としている学部が開講する授業と，情報メディア教育研究センターが開講する授業があります。

3）履修上の注意事項

① 情報科目の履修基準と授業科目の選択

a．所属学部が，その学部開講の「情報活用演習」を必修または指定している場合は，その科目を履修してください。

b．所属学部が，「情報活用基礎」を必修としている場合は，その科目を履修してください。

c．所属学部が，「情報活用基礎」を指定しているか，あるいは「情報活用演習」を指定しておらず「情報活用基礎」と「情報活用演習」を選択必修としている場合があります。この場合は，前期に開講される「情報活用基礎」を履修してください。

d．法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田キャンパスで開講される「情報活用概論」を履修してください。

② その他の注意事項

a．「情報活用基礎」は１週目にガイダンスを行います。

日時，教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時，教室が異なりますので注意してください。（毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください）

また，ガイダンス時に，コンピュータ利用経験についてアンケートを行い，その結果に基づいて，クラス編成を行います。クラスによって，２週目に行くべき教室が異なりますので，教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

b．情報メディア教育研究センターが後期に開講する「情報活用演習」は再履修生を対象としており，人数制限を行うため，受講できないことがあります。

7．健康スポーツ科目

1）授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

２）授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として，実習科目と講義科目をまとめて１つの科目区分として提供します。実習科目には「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」（障害のある学生及び有疾患学生対象），講義科目には「健康スポーツ科学」，実習と講義を合わせた科目には「スポーツ演習」があります。

３）履修上の注意事項

ａ．各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

ｂ．「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」および「スポーツ演習」は，同じ教員や種目，授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし，１年次については，１・２タームで１科目のみ，３・４タームで１科目のみしか履修することができません（集中講義を除く）。

ｃ．「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」および「スポーツ演習」は，初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所，服装，シューズの準備などについては，各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。

ｄ．集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

８．社会連携科目

１）授業の目標

社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

２）授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

３）履修上の注意事項

各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

９．基盤科目

１）授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

2）授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」,「初修生物学」など）。

3）履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は，所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については，卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

Ⅳ．履修に関する手続・相談等

１．履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき，毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し，履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお，同学期（１タームと２ターム，３タームと４ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また，受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので，その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については，授業に全て出席し期末試験を受験しても，単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については，各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので，確認してください。

２．履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は，教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また，学部が定める履修基準などに関する質問・相談については，所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養44を参照してください。

※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により２週間以上欠席する場合は，所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて，欠席届を提出してください。２週間未満の場合は，各授業担当教員へ申し出てください。

なお，教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また，病気等で試験を欠席する場合の対応は，p. 教養18の「４．追試験」の項を参照してください。

３．学習支援室

学生の学習理解の向上を図ることを目的とし，課外での補充的な学習支援を行うため，「学習支援室」を設置しています。学習支援室は，大学院生等が，学習の方法や履修上の問題点について，その解決策や糸口などを見出すための助言を行うもので，英語・化学・数学・物理を対象に，授業実施日の16時30分から18時30分まで開く予定です。

また，上記科目に生物・地学・情報を加えた７科目について，各科目の指導教員に直接問い合わせることもできます。

なお，これら履修手続や学習支援室など，教養教育に関する様々な情報は，教養教育ホームページ（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/）でも確認できます。

●「学生情報の森　もみじ」について

「学生情報の森　もみじ」は広島大学で学び，生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報，その他手続きに関する情報など，誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と，広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

(1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには，住所や成績等の個人情報の参照，履修科目の登録・変更等の手続が含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ，安全な学生生活を送るためにも，広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

(2) 掲示，休講補講教室変更，試験情報

各種通知やお知らせ掲示，休講・補講，試験情報やその他授業に関する連絡事項など，学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう，毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修登録

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので，その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。（p. 教養15参照）

(4) 学籍情報

所属，住所，父母等の住所，電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導，事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため，変更などがあった際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお，メールアドレス，携帯電話番号，電話番号は，学内ネットワーク（HINET2014）からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては，チューター，指導教員による面談及び承認が必要になります。（p. 教養19参照）

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり，授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

(7)「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は，学内外のネットワークに繋がったパソコン，タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお，学生情報，成績情報等，個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

(8)「学生情報の森　もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森　もみじ」は24時間利用できますが，メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は，「もみじ Top」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

(9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html

なお，もみじやＥメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については，「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また，学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

Ⅴ．試験及び成績

１．期末試験

ａ．通常，15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。

ｂ．出席回数が授業実施時数の３分の２に満たない学生は，期末試験の受験を認めません。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その理由が病気その他やむを得ない事情のときは，授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。

ｃ．試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

２．試験時の主な注意事項

ａ．受験に際しては，必ず学生証を机上に提示してください。

ｂ．学生証を携帯していない学生は受験できませんので，試験開始前に所定の手続を行ってください。

ｃ．遅刻した学生は，試験室の入室を許可されない場合があります。

ｄ．試験開始後30分を経過しなければ，試験室からの退室は許可されません。

ｅ．答案用紙は，試験室外へ持ち出すことはできません。

ｆ．携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り，カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。

ｇ．携帯電話・スマートフォン等試験に必要ないものを机上に置いたり，使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。

ｈ．その他，試験中は監督者の指示に従ってください。

３．不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は，その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（Ｄ）」とし，あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

４．追試験

病気その他やむを得ない事情により，期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は，追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は，所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて，当該授業科目の試験実施後１週間以内に所属学部の学生支援担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））へ申請してください。**追試験受験願**の受理以降は，授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は，**広島大学教養教育科目履修規則**の第８条（p. 教養30）を参照してください。

５．試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は，所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については，**「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」**（学部規則）を参照してください。

６．成績

ａ．学業成績の評価は，試験，レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は，別に定めるガイドラインに基づき，秀（Ｓ），優（Ａ），良（Ｂ），可（Ｃ）及び不可（Ｄ）の５段階で厳格に評価され，秀，優，良，可を合格とします。

ｂ．成績の発表については，所属学部等の指示に従ってください。なお，ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。

ｃ．成績評価に疑義のある場合は，該当科目の授業担当教員に問い合わせるか，異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は，成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までに「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し，学業成績証明書を添付の上，教育推進グループ教養教育担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））に申し出てください。

なお，詳細は下記 URL に掲載しています。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html

Ⅵ．平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期，開講キャンパス，授業内容等の詳細は，「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

1．昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
平和科目			広島と平和	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			平和を考える	2	1	講義	
			ヒロシマ発平和学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			平和と人間Ａ - 環境と生物の未来へ -	2	1	講義	
			平和と人間Ｂ - 人間と文化の未来へ -	2	1	講義	
			平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－	2	1	講義	
			平和と人権－グローバル化とジェンダー視点	2	1	講義	
			原爆体験と表象／文学	2	1	講義	
			Global Partnership Studies	2	1	講義	
			ヒロシマ学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			戦争と平和に関する学際的考察	2	1	講義	
			飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	講義	
			環境と平和	2	1	講義	
			国際関係論	2	1	講義	
			医学からみた戦争と平和	2	1	講義	
			世界の紛争と平和	2	1	講義	
			国際政治と地球環境から見る平和	2	1	講義	
			平和と芸術	2	1	講義	
			暴力の比較宗教学	2	1	講義	
			核時代の科学と社会	2	1	講義	
			放射線と自然科学	2	1	講義	
			安全な社会環境の構築をめざして	2	1	講義	
			Global Issues Towards Peace A	2	1	講義	
			Global Issues Towards Peace B	2	1	講義	
			広島の歴史と国際社会	2	1	講義	
			霞キャンパスからの平和発信	2	2	講義	
			ひろしま平和共生リーダー概論	2	1	講義	
			平和への記憶学	2	1	講義	
大学教育基礎科目	大学教育入門		大学教育入門	2	1	講義	
	教養ゼミ		教養ゼミ	2	1	演習	
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	哲学Ａ	2	1	講義	
			哲学Ｂ	2	1	講義	
			感性哲学	2	1	講義	
			哲学の世界	2	1	講義	
			東洋の思想	2	1	講義	
			倫理学	2	1	講義	
			南アジア宗教論	2	1	講義	
			キリスト教学Ａ	2	1	講義	
			キリスト教学Ｂ	2	1	講義	
			日本宗教論Ａ	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			日本宗教論Ｂ	2	1	講義	
			比較宗教学	2	1	講義	
			芸術学Ａ	2	1	講義	
			芸術学Ｂ	2	1	講義	
			現代アート論	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			日本の美学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	合唱A	1	1	実習	
			合唱B	1	1	実習	
			吹奏楽Ⅰ	1	1	実習	
			吹奏楽Ⅱ	1	1	実習	
			アジアの近現代	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			アジアの社会史	2	1	講義	
			アジア史A	2	1	講義	
			アジア史B	2	1	講義	
			ヨーロッパの政治と社会	2	1	講義	
			ヨーロッパ史A	2	1	講義	
			ヨーロッパ史B	2	1	講義	
			広島大学の歴史	2	1	講義	
			生活から見た日本の近代	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			西アジア近現代史	2	1	講義	
			中東・イスラームの世界	2	1	講義	
			日本の歴史と文化	2	1	講義	
			日本現代史	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			日本史A	2	1	講義	
			日本史B	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			歴史学の世界	2	1	講義	
			科学と宗教	2	1	講義	
			科学史A	2	1	講義	
			科学史B	2	1	講義	
			技術史A	2	1	講義	
			技術史B	2	1	講義	
			環境観と環境問題	2	1	講義	
			観光地理学	2	1	講義	
			人文地理学	2	1	講義	
			地域地理学	2	1	講義	
			日本の地域地理学	2	1	講義	
			地理・考古・文化財の世界	2	1	講義	
			文化人類学A	2	1	講義	
			文化人類学B	2	1	講義	
			メディア学入門	2	1	講義	
			海外文化事情Ⅰ	2	1	講義	
			海外文化事情Ⅱ	2	1	講義	
			日本文化事情Ⅰ	2	1	講義	
			日本文化事情Ⅱ	2	1	講義	
			観光学入門	2	1	講義	
			人文学入門 A	2	1	講義	
			人文学入門 B	2	1	講義	
			英米文化事情概論Ⅰ	1	1	演習	
			英米文化事情概論Ⅱ	1	1	演習	
			英米文化事情概論Ⅲ	1	2	演習	
			英米文化事情概論Ⅳ	1	2	演習	
			中国語圏の現代文化	2	1	講義	
			中国語圏の伝統文化	2	1	講義	
			英語圏の文学と社会	2	1	講義	
			西欧語圏の文学	2	1	講義	
			日本の文学	2	1	講義	
			文学の世界	2	1	講義	
			自動車産業と日本経済	2	1	講義	
			現代社会と経済	2	1	講義	
			グローバル経済と環境権	2	1	講義	
			社会経済統計論	2	1	講義	
			現代経済を考えるⅠ	2	1	講義	
			現代経済を考えるⅡ	2	1	講義	
			現代社会と福祉	2	1	講義	

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	現代社会学A	2	1	講義	
			現代社会学B	2	1	講義	
			社会的なものと人間	2	1	講義	
			社会福祉と貧困	2	1	講義	
			生活をとりまく家族・地域・産業	2	1	講義	
			社会統計学入門	2	1	講義	
			現代社会と農山村	2	1	講義	
			現代ジャーナリズム論	2	1	講義	
			政治の世界	2	1	講義	
			人の生と死をめぐる法と社会	2	1	講義	
			日本国憲法	2	1	講義	
			Law and Politics I	2	1	講義	
			Law and Politics II	2	1	講義	
			日本法入門	1	1	講義	
			国際協力を考える	2	1	講義	
			行動の科学	2	1	講義	
			心と社会	2	1	講義	
			心の健康	2	1	講義	
			心理学概論 A	2	1	講義	
			心理学概論 B	2	1	講義	
			睡眠の科学	2	1	講義	
			比較認知心理学	2	1	講義	
			教育と人間	2	1	講義	
			教育と制度	2	1	講義	
			大学と学生	2	1	講義	
			大学と社会	2	1	講義	
			Multiculturalism in Education	2	1	講義	
			意思決定とクリティカルシンキング	2	1	講義	
			地域社会を学ぶ	2	1	講義	
		自然科学系科目群	知識基盤社会における情報検索入門	2	1	講義	
			コンピュータ・プログラミング	2	1	講義	
			思考と情報のデザイン	2	1	講義	
			メディア活用研究	2	2	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			知能とコンピュータ	2	1	講義	
			数学の世界	2	1	講義	
			数理科学で考える	2	1	講義	
			自然環境形成論	2	1	講義	
			自然災害と防災	2	1	講義	
			水・物質循環の科学	2	1	講義	
			物質循環と地球環境	2	1	講義	
			地球と生物	2	1	講義	
			地球科学 A	2	1	講義	
			地球科学 B	2	1	講義	
			天文学	2	1	講義	
			物質とエネルギー	2	1	講義	
			物理の視点 A	2	1	講義	
			物理の視点 B	2	1	講義	
			物理入門	2	1	講義	
			物理数学入門	2	1	講義	
			物理学の原理	2	1	講義	
			物理学の手法	2	1	講義	
			新入生のための物理学入門	2	1	講義	
			いのちを支える酵素	2	1	講義	
			環境と化学	2	1	講義	
			文理科学コラボレーション	2	1	講義	
			現代化学	2	1	講義	
			化学基礎 A	2	1	講義	
			化学基礎 B	2	1	講義	

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	領域科目	自然科学系科目群		機械工学入門	2	1	講義	
				応用化学・化学工学・生物工学序論	2	1	講義	
				産業と技術	2	1	講義	
				乗り物と輸送の科学	2	1	講義	
				機械システムの設計と最適化	2	1	講義	
				社会の中における工学	2	1	講義	
				燃料・燃焼と現代社会	2	1	講義	
				生物の世界	2	1	講義	
				生物学からみたストレス	2	1	講義	
				釣りの科学-魚と人間のインターラクション-	2	1	講義	
				適応の生理	2	1	講義	
				微生物の世界	2	1	講義	
				生物学入門	2	1	講義	
				カエルから見た生命システム	2	1	講義	
				脳と行動	2	1	講義	
				分子から生命へ	2	1	講義	
				フィールド科学入門	2	1	講義	
				食の安心・安全と健康科学	2	1	講義	
				生物生産と自然との関わり	2	1	講義	
				生命・食・環境のサイエンス	2	1	講義	
				大地と家畜からのめぐみ(農場体験)	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
				環境と開発	2	1	講義	
				環境と森林	2	1	講義	
				東広島キャンパスの自然環境管理	2	1	講義	
				自然科学研究の倫理と法令	2	1	講義	
				社会医学と疾病対策	2	1	講義	
				脳のはたらき	2	1	講義	
				全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1	講義	
				全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1	講義	
				人の健康と社会	2	1	講義	
				ヒトと微生物の関わり	2	1	講義	
	外国語科目	英語	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	演習	
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	演習	
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3 (1)	1	演習	
				コミュニケーションⅠB	3 (1)	1	演習	
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3 (1)	1	演習	
				コミュニケーションⅡB	3 (1)	1	演習	
			コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1	2	演習	
				コミュニケーションⅢB	1	2	演習	
				コミュニケーションⅢC	1	2	演習	
				英語圏フィールドリサーチ	4 (1～4)	1	演習	
				オンライン英語演習Ⅰ	1	1	演習	
				オンライン英語演習Ⅱ	1	1	演習	
				オンライン英語演習Ⅲ	1	1	演習	
				コミュニケーション演習Ⅰ	1	1	演習	
				コミュニケーション演習Ⅱ	1	1	演習	
				コミュニケーション上級英語	2 (1)	1	演習	
		初修外国語	ベーシック外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	1	1	演習	
				ベーシック・ドイツ語Ⅱ	1	1	演習	
				ベーシック・ドイツ語Ⅲ	1	1	演習	
				ベーシック・ドイツ語Ⅳ	1	1	演習	
				ベーシック・フランス語Ⅰ	1	1	演習	
				ベーシック・フランス語Ⅱ	1	1	演習	
				ベーシック・フランス語Ⅲ	1	1	演習	
				ベーシック・フランス語Ⅳ	1	1	演習	
				ベーシック・スペイン語Ⅰ	1	1	演習	
				ベーシック・スペイン語Ⅱ	1	1	演習	
				ベーシック・スペイン語Ⅲ	1	1	演習	

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を表示している。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	外国語科目	初修外国語	ﾍﾞｰｼｯｸ外国語	ベーシック・スペイン語 IV	1	1	演習	
				ベーシック・ロシア語 I	1	1	演習	
				ベーシック・ロシア語 II	1	1	演習	
				ベーシック・ロシア語 III	1	1	演習	
				ベーシック・ロシア語 IV	1	1	演習	
				ベーシック・アラビア語 I	1	1	演習	
				ベーシック・アラビア語 II	1	1	演習	
				ベーシック・アラビア語 III	1	1	演習	
				ベーシック・アラビア語 IV	1	1	演習	
				ベーシック中国語 I	1	1	演習	
				ベーシック中国語 II	1	1	演習	
				ベーシック中国語 III	1	1	演習	
				ベーシック中国語 IV	1	1	演習	
				ベーシック韓国語 I	1	1	演習	
				ベーシック韓国語 II	1	1	演習	
				ベーシック韓国語 III	1	1	演習	
				ベーシック韓国語 IV	1	1	演習	
			ｲﾝﾃﾝｼﾌﾞ外国語	インテンシブ・ドイツ語 I A	1	1	演習	
				インテンシブ・ドイツ語 I B	1	1	演習	
				インテンシブ・ドイツ語 II A	1	1	演習	
				インテンシブ・ドイツ語 II B	1	1	演習	
				インテンシブ・フランス語 I A	1	1	演習	
				インテンシブ・フランス語 I B	1	1	演習	
				インテンシブ・フランス語 II A	1	1	演習	
				インテンシブ・フランス語 II B	1	1	演習	
				インテンシブ・スペイン語 IA	1	1	演習	
				インテンシブ・スペイン語 IB	1	1	演習	
				インテンシブ・スペイン語 IIA	1	1	演習	
				インテンシブ・スペイン語 IIB	1	1	演習	
				インテンシブ中国語 I A	1	1	演習	
				インテンシブ中国語 I B	1	1	演習	
				インテンシブ中国語 II A	1	1	演習	
				インテンシブ中国語 II B	1	1	演習	
				インテンシブ韓国語 I A	1	1	演習	
				インテンシブ韓国語 I B	1	1	演習	
				インテンシブ韓国語 II A	1	1	演習	
				インテンシブ韓国語 II B	1	1	演習	
				海外語学演習（ドイツ語）	4（1～4）	1	演習	
				海外語学演習（フランス語）	4（1～4）	1	演習	
				海外語学演習（スペイン語）	4（1～4）	1	演習	
				海外語学演習（ロシア語）	4（1～4）	1	演習	
				海外語学演習（中国語）	4（1～4）	1	演習	
				海外語学演習（韓国語）	4（1～4）	1	演習	
	情報科目			情報活用基礎	2	1	演習	
				情報活用演習	2	1	演習	
	健康スポーツ科目			健康スポーツ科学	2	1	講義	
				スポーツ実習A	(1)	1	実習	
				スポーツ実習B	(1)	1	実習	
				スポーツ演習	(1)	1	講義・実習	授業10時間と実習10時間の授業で１単位とする。
	社会連携科目			学生生活概論－生き方と暮らし方のヒント－	2	1	講義	
				障害学生支援ボランティア実習A	1	1	実習	
				障害学生支援ボランティア実習B	1	1	実習	
				INU 特別協力講義	2	1	講義	
				INU 特別集中講義	2	1	講義	
				ジェンダーと社会	2	1	講義	
				キャリアデザイン概論	2	1	講義	
				職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－	2	1	講義	

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を表示している。なお，スポーツ実習 A，スポーツ実習 B 及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	社会連携科目	実践フロントランナープログラム	2 (1)	1	演習	
		地域社会探検プロジェクトーインターンシップ・ボランティアを体験してみようー	2	1	講義・実習	講義20時間と実習30時間の授業で２単位とする。
		キャリア教養講座 - 世界に通用する高い社会人力を身につける -	2	1	講義	
		キャリアデザイン講座 - 先輩プロフェッショナルが「あなたの未来」のために語る -	2	1	講義	
		現代霞が関論Ａ	1	1	講義	
		現代霞が関論Ｂ	1	1	講義	
		学術的文章作成の基礎	1	1	講義	
		アカデミックライティング基礎	1	2	講義	
		アントレプレナーシップ	2	1	講義	
		海外フィールドスタディ	4 (2)	1	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で２単位とする。
		海外フィールドスタディ・アドバンスト	4 (2)	1	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で２単位とする。
基盤科目		ミクロ経済学入門	2	1	講義	
		マクロ経済学入門	2	1	講義	
		医療従事者のための心理学	2	1	講義	
		ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	1	講義	
		基礎微分積分学	2	1	講義	
		基礎線形代数学	2	1	講義	
		微分積分通論	2	1	講義	
		微分積分学Ⅰ	2	1	講義	
		微分積分学Ⅱ	2	1	講義	
		数学演習Ⅰ	1	1	演習	
		数学演習Ⅱ	1	1	演習	
		線形代数学Ⅰ	2	1	講義	
		線形代数学Ⅱ	2	1	講義	
		線形代数学演習Ⅰ	1	1	演習	
		線形代数学演習Ⅱ	1	1	演習	
		統計学	2	1	講義	
		統計データ解析	2	1	講義	
		地学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
		地学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
		初修物理学	2	1	講義	
		基礎物理学Ⅰ	2	1	講義	
		基礎物理学Ⅱ	2	1	講義	
		一般力学Ⅰ	2	1	講義	
		一般力学Ⅱ	2	1	講義	
		基礎電磁気学	2	1	講義	
		物理学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
		物理学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
		初修化学	2	1	講義	
		一般化学	2	1	講義	
		有機化学	2	1	講義	
		基礎物理化学	2	1	講義	
		化学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
		化学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
		初修生物学	2	1	講義	
		細胞科学	2	1	講義	
		生態学	2	1	講義	
		種生物学	2	1	講義	

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を表示している。

（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科　目　区　分	授　業　科　目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備　　考
基　盤　科　目	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
	人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1	1	講義	
	人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1	1	講義	
	国際医学連携開発学	2	1	講義	
	自然科学基礎実験法・同実験Ａ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。
	自然科学基礎実験法・同実験Ｂ	1	1	講義・実験	講義８時間と実験24時間の授業で１単位とする。

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

２．夜間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考	昼間授業時間帯開設授業科目
平和科目			平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－
			平和と人間Ｄ－広島から未来に向けて－	2	1	講義		（対応科目なし）
			ヒロシマ発平和学	2	1	講義		ﾋﾛｼﾏ発平和学
大学教育基礎科目	大学教育入門		大学教育入門	2	1	講義		（対応科目なし）
	教養ゼミ		教養ゼミ	2	1	演習		（対応科目なし）
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	哲学Ａ	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	哲学Ａ
			倫理学	2	1	講義		倫理学
			宗教学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	（対応科目なし）
			アジア史Ａ	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	アジア史Ａ
			アジア史Ｂ	2	1	講義		アジア史Ｂ
			ヨーロッパ史Ａ	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	ヨーロッパ史Ａ
			科学技術史	2	1	講義		（対応科目なし）
			地域地理学	2	1	講義		地域地理学
			日本史Ａ	2	1	講義		日本史Ａ
			日本史Ｂ	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	日本史Ｂ
			文化人類学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	文化人類学Ａ
			日本の文学	2	1	講義		日本の文学
			世界の文学（西洋文学）	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	西欧語圏の文学
			世界の文学（東洋文学）	2	1	講義		中国語圏の現代文化
			マネジメント概論	2	1	講義		（対応科目なし）
			社会学の視点	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	現代社会学Ａ
			政治の世界	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	政治の世界
			日本国憲法	2	1	講義		日本国憲法
			心理学概論Ａ	2	1	講義		心理学概論Ａ
			心理学概論Ｂ	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	心理学概論Ｂ
		自然科学系科目群	統計学への招待	2	1	講義		統計データ解析
			資源と生活	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	（対応科目なし）
			地球とその環境	2	1	講義		（対応科目なし）
			物理入門	2	1	講義		物理入門
			化学と人間	2	1	講義		（対応科目なし）
			食文化論	2	1	講義		（対応科目なし）
			生物学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	（対応科目なし）
	外国語科目	英語 ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ基礎Ⅰ
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ基礎Ⅱ
		英語 ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	コミュニケーションⅠＡ	3（1）	1	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠA
			コミュニケーションⅠＢ	3（1）	1	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠB
		英語 ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ	コミュニケーションⅡＡ	3（1）	1	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡA
			コミュニケーションⅡＢ	3（1）	1	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡB
		英語 ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ	コミュニケーションⅢＡ	1	2	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢA
			コミュニケーションⅢＢ	1	2	演習		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢB
			コミュニケーションⅢＣ	1	2	演習	平成31(2019)年度は開講しません。	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢC
		初修外国語 ﾍﾞｰｼｯｸ外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾄﾞｲﾂ語Ⅰ
			ベーシック・ドイツ語Ⅱ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾄﾞｲﾂ語Ⅱ
			ベーシック・ドイツ語Ⅲ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾄﾞｲﾂ語Ⅲ
			ベーシック・ドイツ語Ⅳ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾄﾞｲﾂ語Ⅳ
			ベーシック・フランス語Ⅰ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾌﾗﾝｽ語Ⅰ
			ベーシック・フランス語Ⅱ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾌﾗﾝｽ語Ⅱ
			ベーシック・フランス語Ⅲ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾌﾗﾝｽ語Ⅲ
			ベーシック・フランス語Ⅳ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ・ﾌﾗﾝｽ語Ⅳ
			ベーシック中国語Ⅰ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ中国語Ⅰ
			ベーシック中国語Ⅱ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ中国語Ⅱ
			ベーシック中国語Ⅲ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ中国語Ⅲ
			ベーシック中国語Ⅳ	2（1）	1	演習		ﾍﾞｰｼｯｸ中国語Ⅳ
	情報科目		情報活用概論	2	1	講義		（対応科目なし）
	健康スポーツ科目		健康スポーツ科学	2	1	講義		健康ｽﾎﾟｰﾂ科学
			スポーツ実習Ａ	(1)	1	実習		ｽﾎﾟｰﾂ実習Ａ
			スポーツ演習	(1)	1	講義・実習	平成31(2019)年度は開講しません。	ｽﾎﾟｰﾂ演習

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考	昼間授業時間帯開設授業科目
共通科目	社会連携科目	キャリアデザイン概論	2	1	講義		ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ概論
		職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－	2	1	講義		職業選択と自己実現－自分のｷｬﾘｱをﾃﾞｻﾞｲﾝしよう－
基　盤　科　目		経済学入門	2	1	講義		（対応科目なし）
		経営学入門	2	1	講義		（対応科目なし）
		微分積分通論	2	1	講義		微分積分通論
		基礎線形代数学	2	1	講義		基礎線形代数学

（注１）本表は平成31（2019）年度入学生が「平成31（2019）年度教養教育開設授業科目一覧」の「１．昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は，左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

（注２）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を示している。なお，スポーツ実習Ａ及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

（注３）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

Ⅶ．教養教育関係規則等

１．広島大学教養教育科目履修規則

平成23年２月15日規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は，広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第19条第３項の規定に基づき，広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

（科目区分及び教育目標）

第２条　教養教育科目の科目区分及び教育目標は，次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深める。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につける。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報科目	高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につける。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高める。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

（授業科目及び単位数等）

第３条　教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。），単位数等は，別表のとおりとする。

２　授業時間割は，学年の始めに発表する。

（履修方法）

第４条　教養教育科目の履修方法については，各学部細則の定めるところによる。

（単位数の計算の基準）

第５条　授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は，15時間の授業をもって１単位とする。

(2) 演習及び実習は，30時間の授業をもって１単位とする。

(3) 実験は，45時間の授業をもって１単位とする。

２　一の授業科目について，二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう，前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，次の各号に掲げるものについては，当該各号に定めるところによる。

(1) 教養ゼミは，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)情報科目の情報活用基礎及び情報活用演習は，15時間の授業をもって１単位とする。

（履修手続）

第６条　学生は，授業科目を履修しようとするときは，毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし，受講者数の制限等を行う授業科目にあっては，所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

２　前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は，当該授業科目の履修を認めない。ただし，特別の事由がある場合に限り，当該授業科目担当教員の承認を経て，履修を認めることがある。

３　既に単位を修得した授業科目については，原則として履修することができない。

（試験）

第７条　試験は，原則としてターム末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

２　試験の方法及び期日は，あらかじめ発表する。

３　授業実施時数の３分の２以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

（追試験）

第８条　次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。

(1) 配偶者又は３親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

２　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後１週間以内に，所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。

３　追試験受験を許可された者は，原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

４　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後３週間以内とする。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか，教養教育科目の履修等に関し必要な事項は，教育本部が定める。

（略）

附　則

１　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

２　平成30年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）

※別表の内容は，「平成31(2019)年度教養教育科目開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）として掲載しています

２．外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第１項及び第31条第２項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修のうち，実用英語技能検定，TOEFL(R)及び TOEIC(R)の検定試験等による単位認定については，次のとおり取り扱うものとする。

(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等

① 実用英語技能検定試験（英検）

② TOEFL(R)テスト

③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト

(2) 認定授業科目及び単位数

① 実用英語技能検定試験（英検）

級　　位	認定授業科目	認定単位数
１　級	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	６単位以内
準１級	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	４単位以内

② TOEFL(R)テスト

得　　点		認定授業科目	認定単位数
Paper-Based	Internet-Based		
560点以上	83点以上	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	６単位以内
520点以上 560点未満	68点以上 83点未満	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	４単位以内

※本学で実施する TOEFL ITP(R)テストの得点は，表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト

得　点	認定授業科目	認定単位数
860点以上	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	６単位以内
730点以上 860点未満	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	４単位以内

(注)・TOEIC(R)は，TOEIC(R) Listening & Reading Test を示す。
・コミュニケーション基礎は，コミュニケーション基礎Ⅰ，コミュニケーション基礎Ⅱの授業科目を示す。
・コミュニケーション演習は，コミュニケーション演習Ⅰ，コミュニケーション演習Ⅱの授業科目を示す。
・コミュニケーションⅠ・Ⅱは，コミュニケーションⅠA，コミュニケーションⅠB，コミュニケーションⅡA，コミュニケーションⅡBの授業科目を示す。
・コミュニケーションⅢは，コミュニケーションⅢA，コミュニケーションⅢB，コミュニケーションⅢCの授業科目を示す。

(3) 単位認定の申請方法及び範囲

① 入学前に所定の級位又は点数を得た者で，通則第31条第２項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは，広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて，外国語技能検定試験等による単位認定申請書（指定様式）に，原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて，所属する学部に申請する。

② 入学後に所定の級位又は点数を得た者で，通則第30条第１項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは，各セメスターの授業開始後２週間以内に，外国語技能検定試験等による単位認定申請書に，原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて，所属する学部に申請する。

③ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ，申請を認める。

④ 認定は単位のみとし，成績評価は付さない。

⑤ 各授業科目の認定単位数は，１単位を限度とする。

⑥ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は，当該授業科目の登録内容の変更について,「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

(4) 適用

① この取扱いは，平成29年度の入学生から適用する。

② 平成28年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては，この取扱いの規定にかかわらず，なお従前の例による。

Ⅷ. 配置図等

1．東広島キャンパス配置図

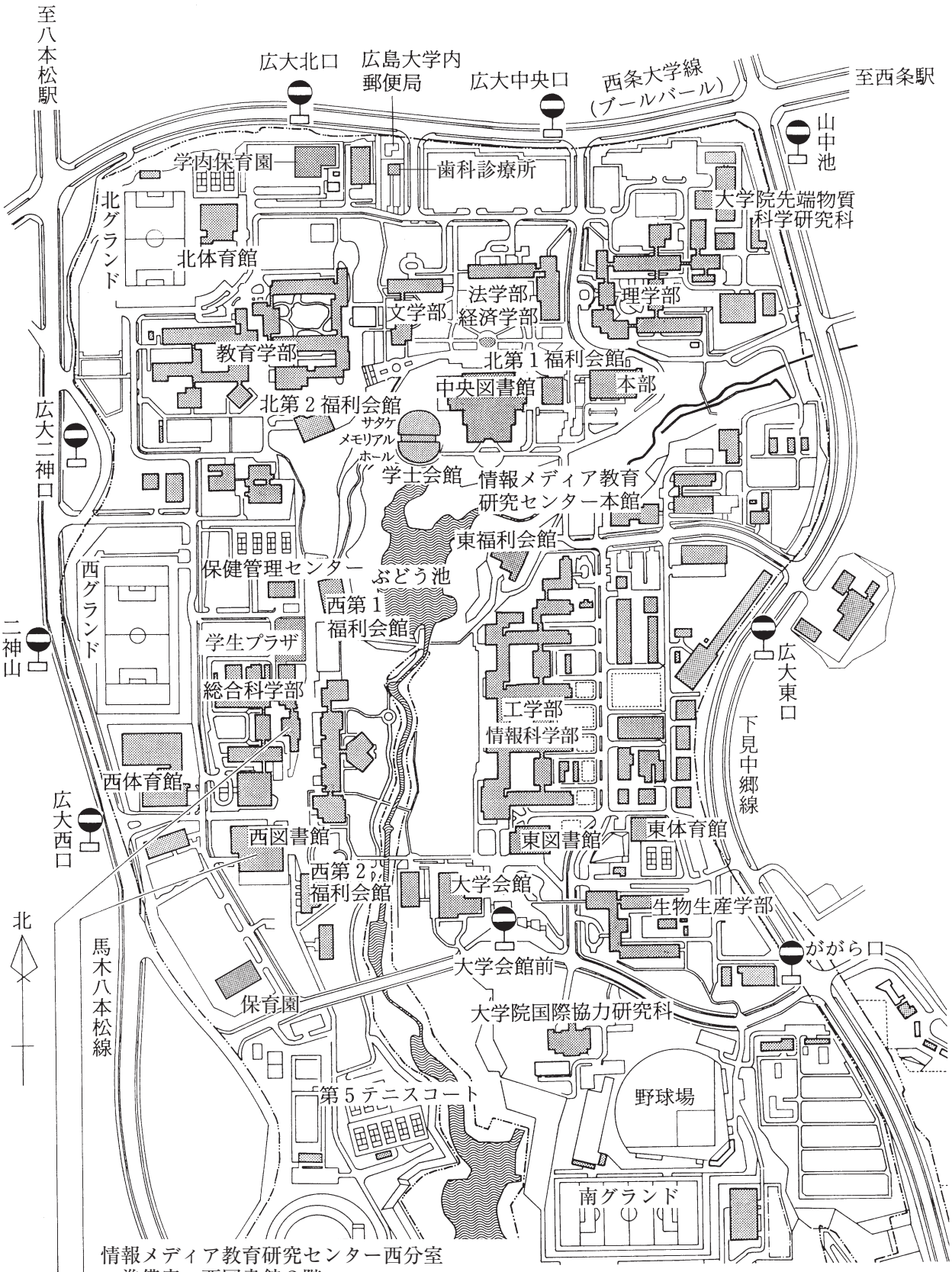

情報メディア教育研究センター西分室
- 準備室　西図書館２階
- 事務室　西図書館３階
- マルチメディアフロア　西図書館３階

外国語教育研究センター事務室　総合科学部Ｊ棟２階

2．総合科学部付近配置図

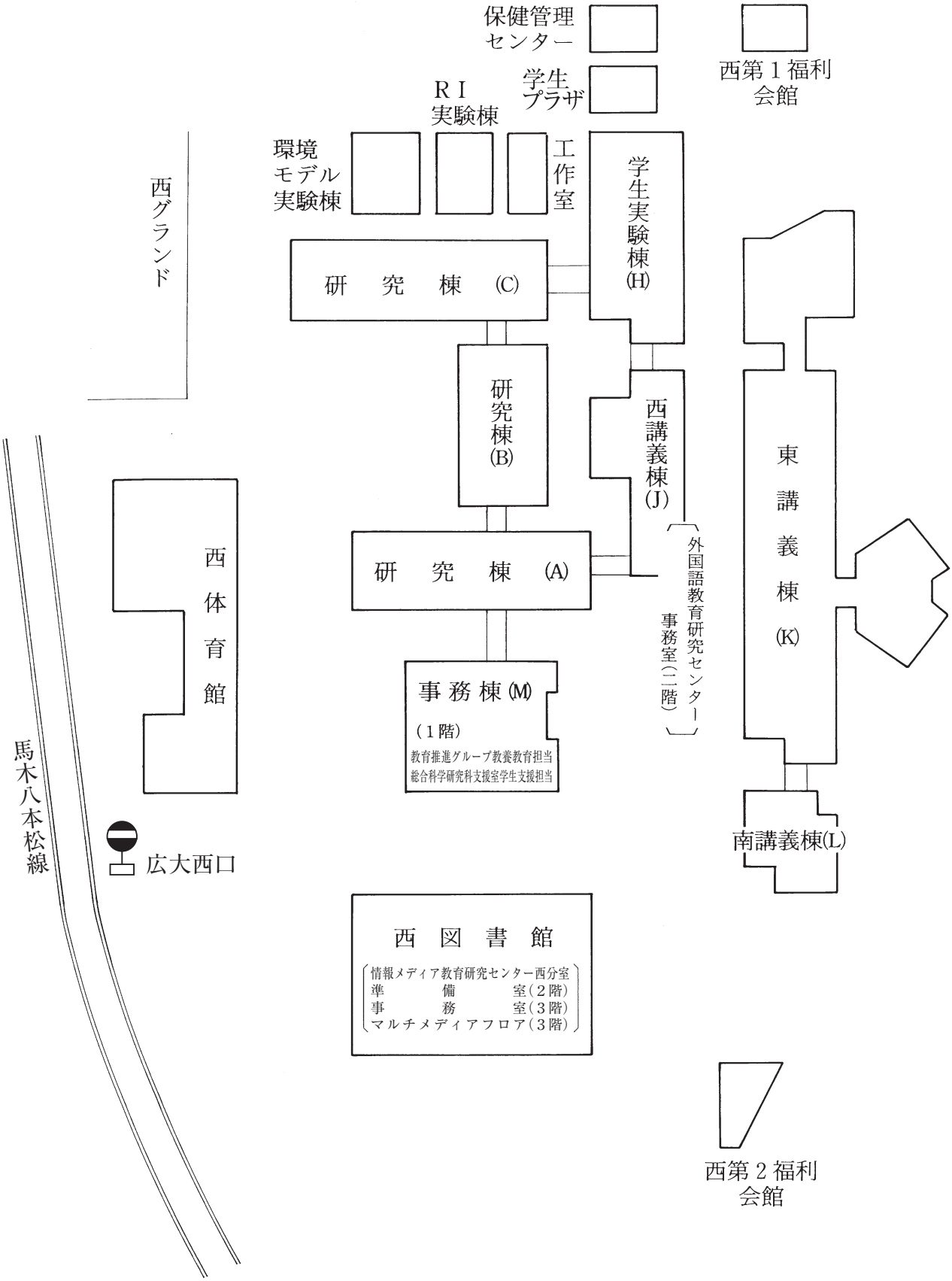

3．総合科学部講義室配置図

東講義棟（K）

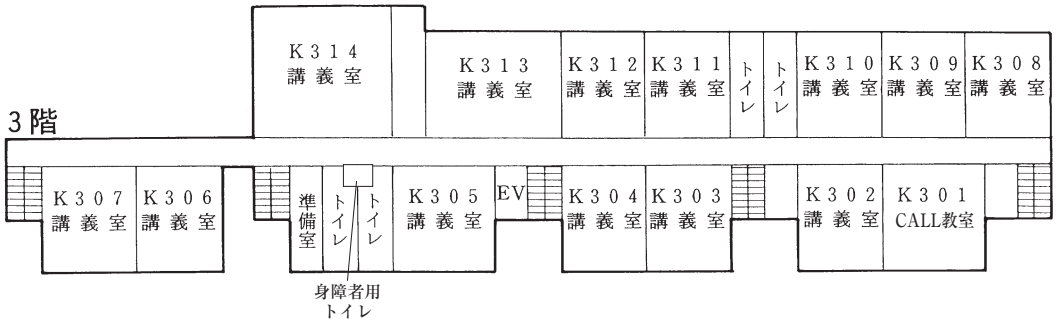

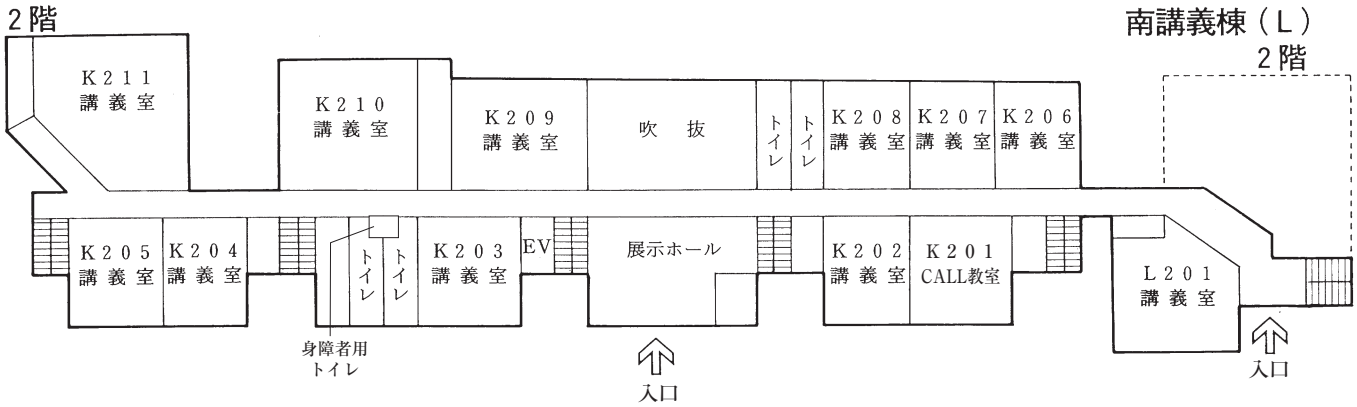

南講義棟（L）

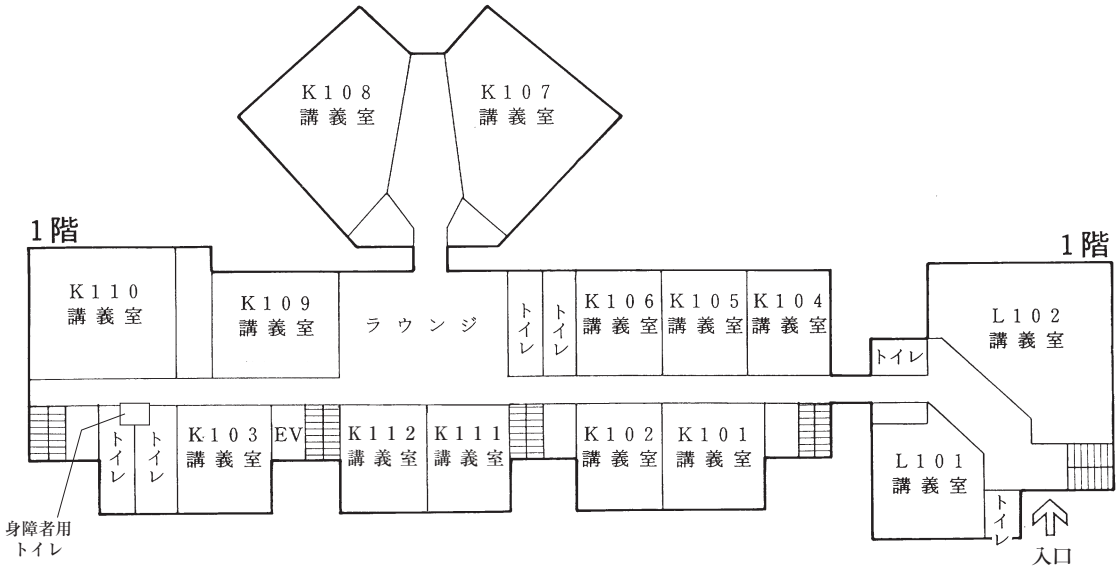

EV…エレベーター

西講義棟（J）

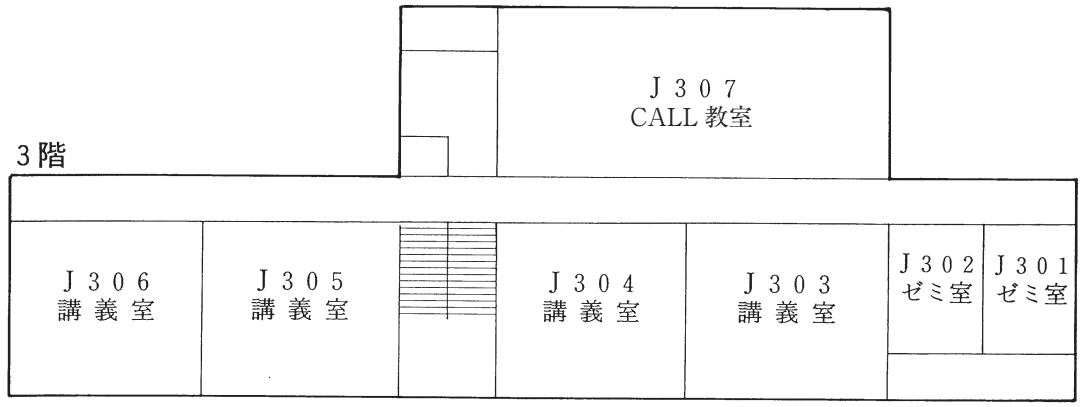
3階
J307
CALL教室
J306
講義室
J305
講義室
J304
講義室
J303
講義室
J302
ゼミ室
J301
ゼミ室

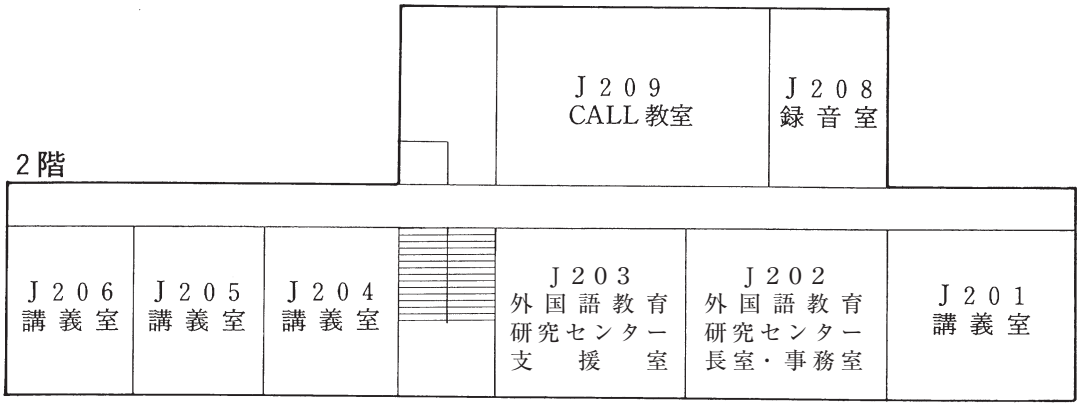
2階
J209
CALL教室
J208
録音室
J206
講義室
J205
講義室
J204
講義室
J203
外国語教育
研究センター
支援室
J202
外国語教育
研究センター
長室・事務室
J201
講義室

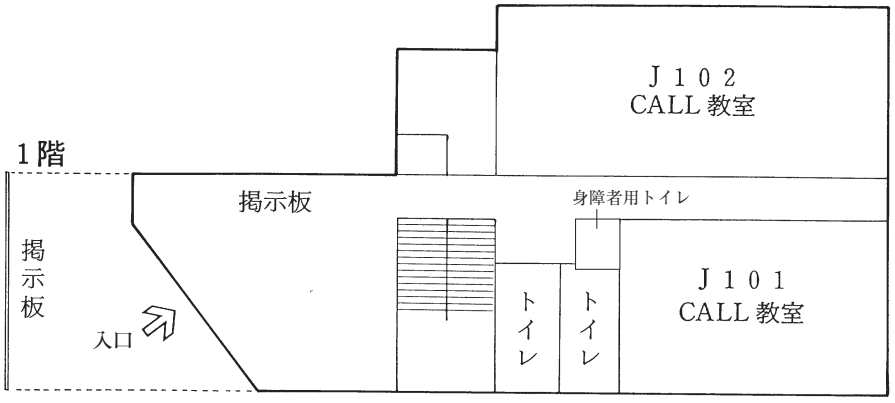
1階
J102
CALL教室
掲示板
身障者用トイレ
掲示板
入口
トイレ
トイレ
J101
CALL教室

学生実験棟（H）

3階

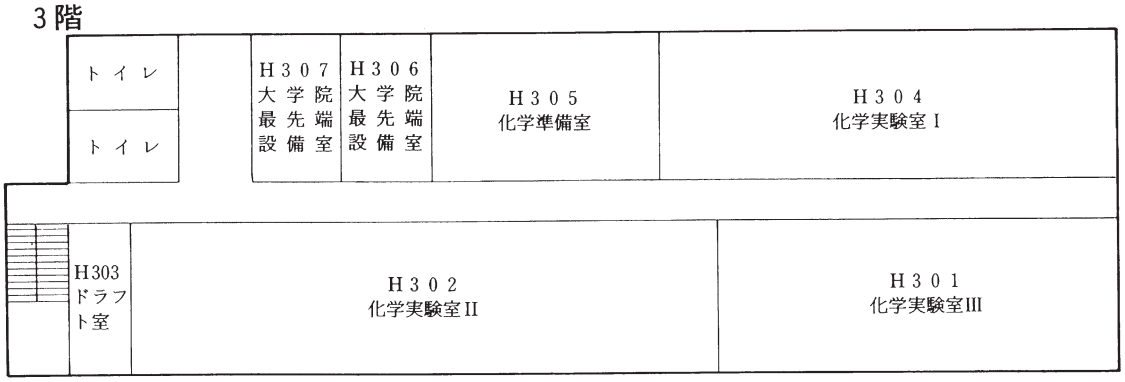

2階

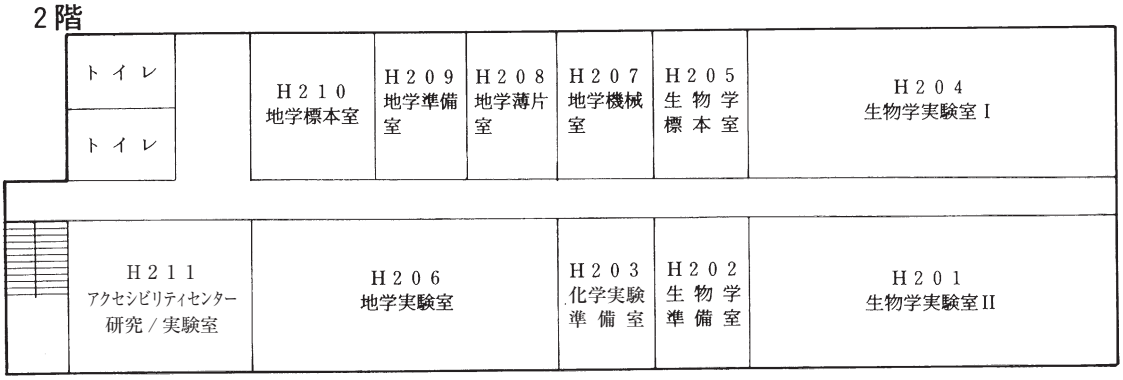

1階

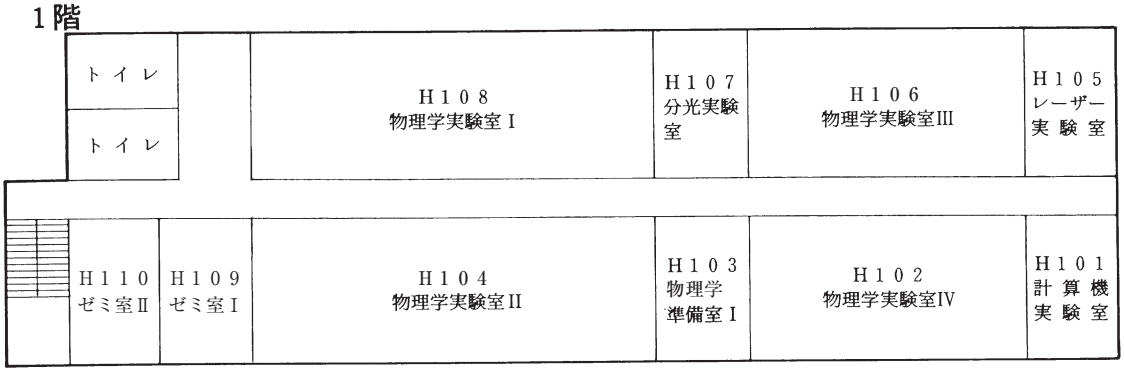

地階

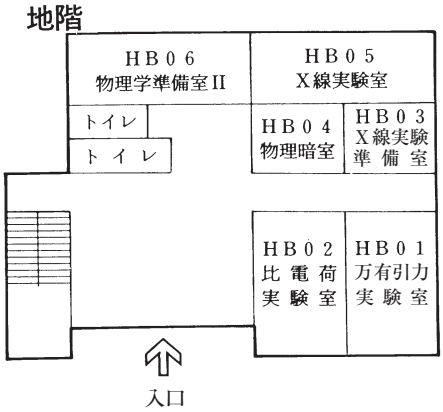

事務棟（M）

3 階

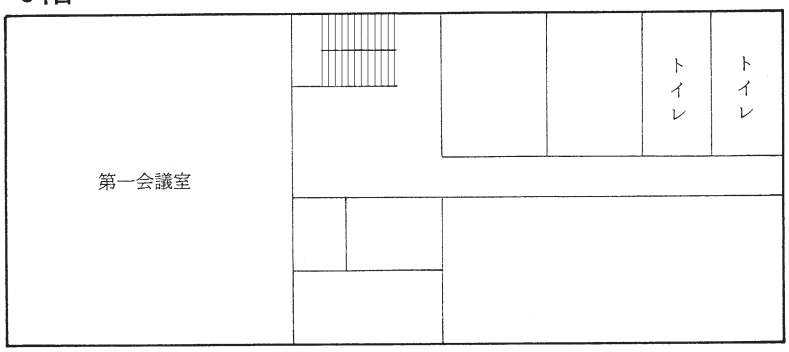
第一会議室
トイレ
トイレ

2 階

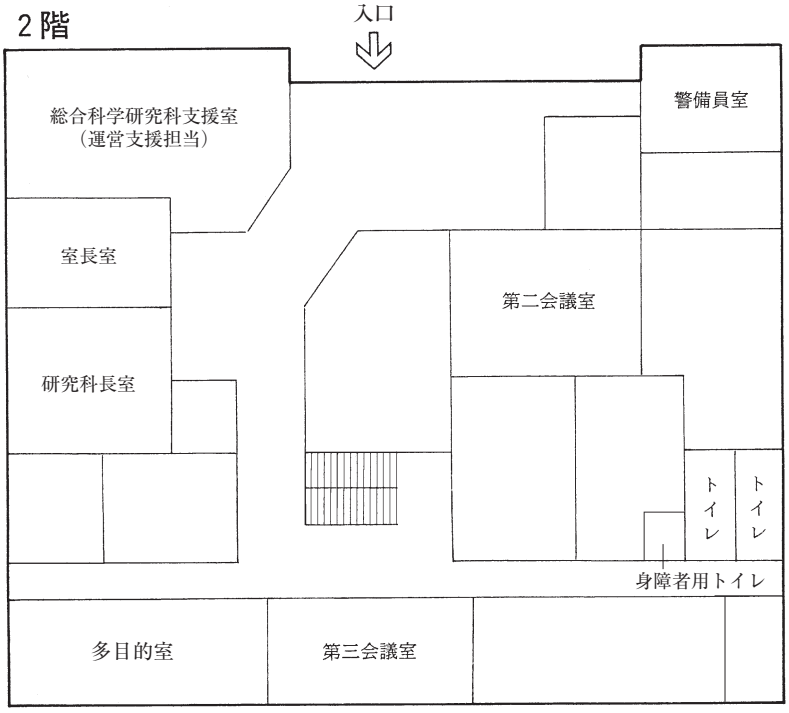
入口
総合科学研究科支援室
（運営支援担当）
警備員室
室長室
第二会議室
研究科長室
トイレ
トイレ
身障者用トイレ
多目的室
第三会議室

1 階

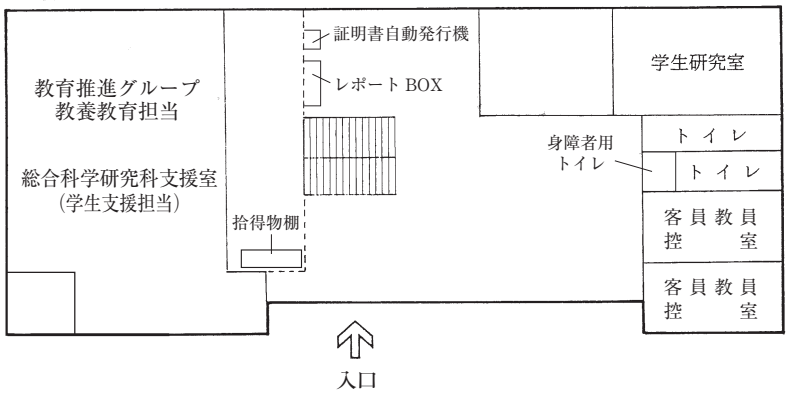
証明書自動発行機
レポート BOX
教育推進グループ
教養教育担当
総合科学研究科支援室
（学生支援担当）
学生研究室
身障者用
トイレ
トイレ
トイレ
拾得物棚
客員教員
控室
客員教員
控室
入口

４．教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）

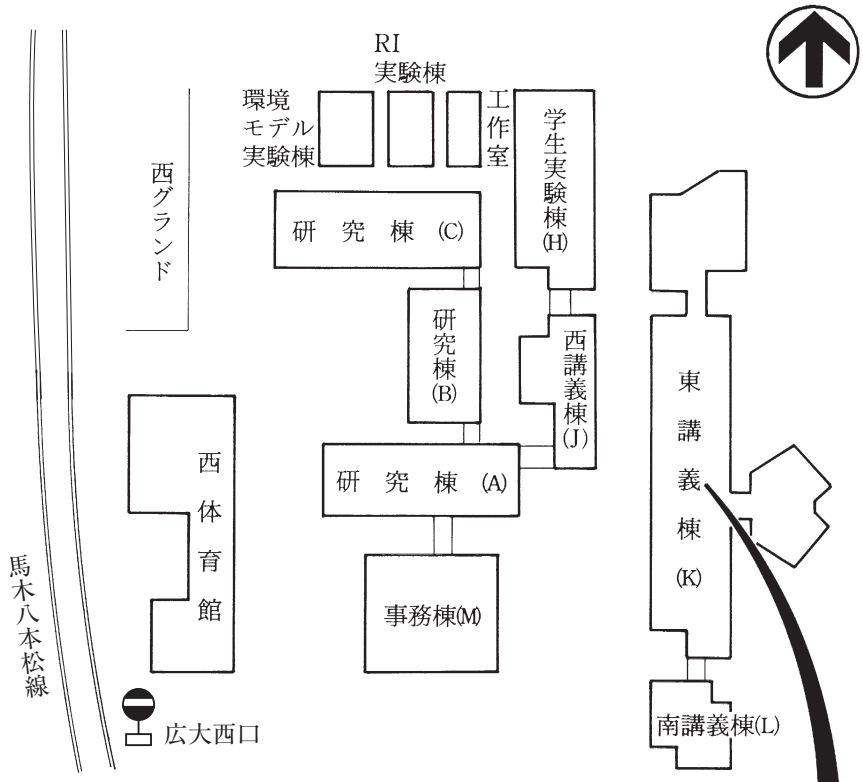

掲示板（東講義棟(K) ２階）拡大図

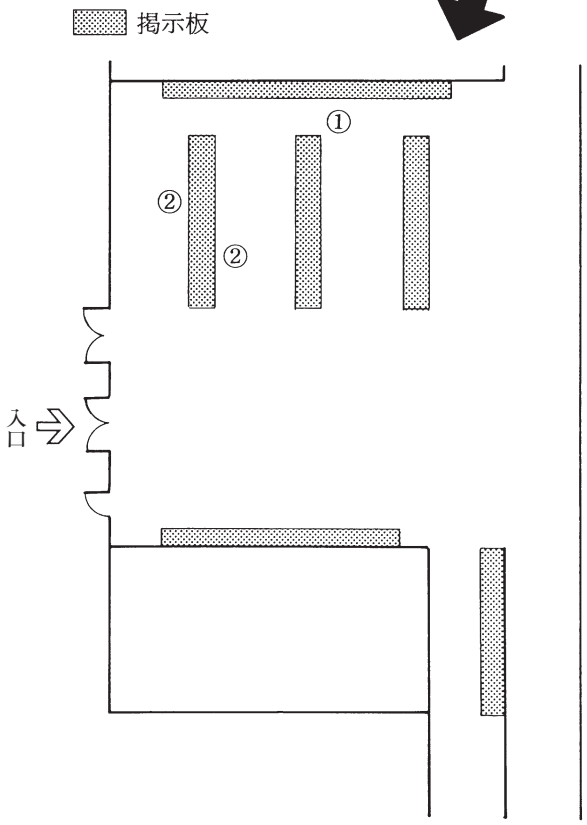

① 一般情報
② 講義情報

※なお，教養教育科目の休講・補講・期末試験日程等の講義情報は，掲示ではなく「My もみじ」で通知します。
詳しくは p. 教養16「学生情報の森もみじについて」を見てください。

5．東千田キャンパス配置図

東千田キャンパス配置図

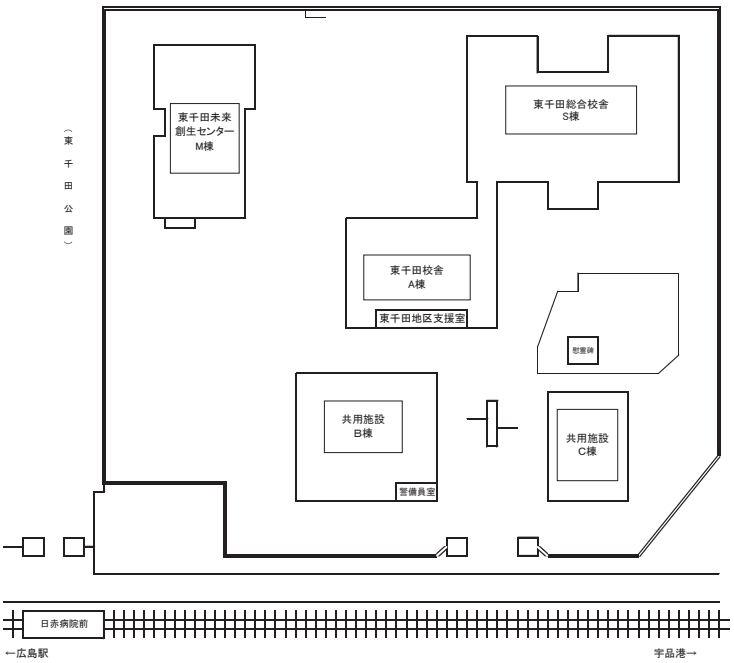

東千田地区共用施設

B棟

1F

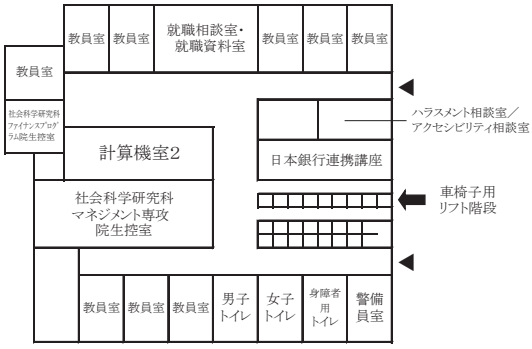

2F

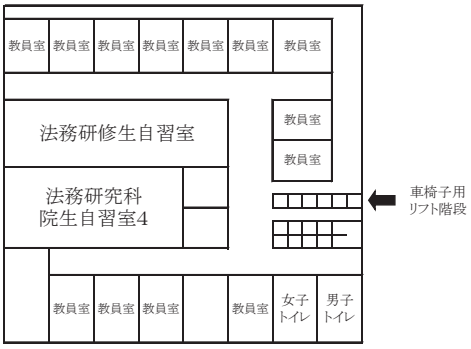

3F

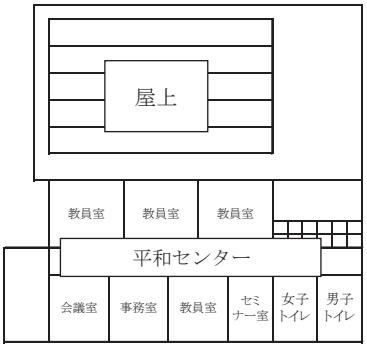

C棟

1F

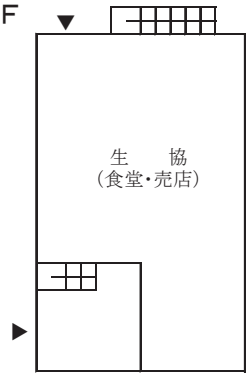

2F

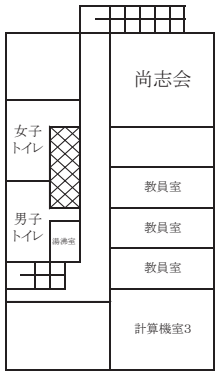

3F

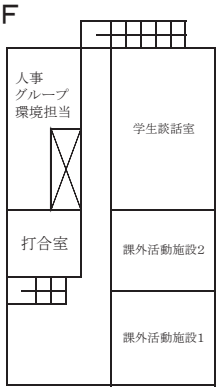

東千田総合校舎・東千田校舎（Ｓ棟・Ａ棟）

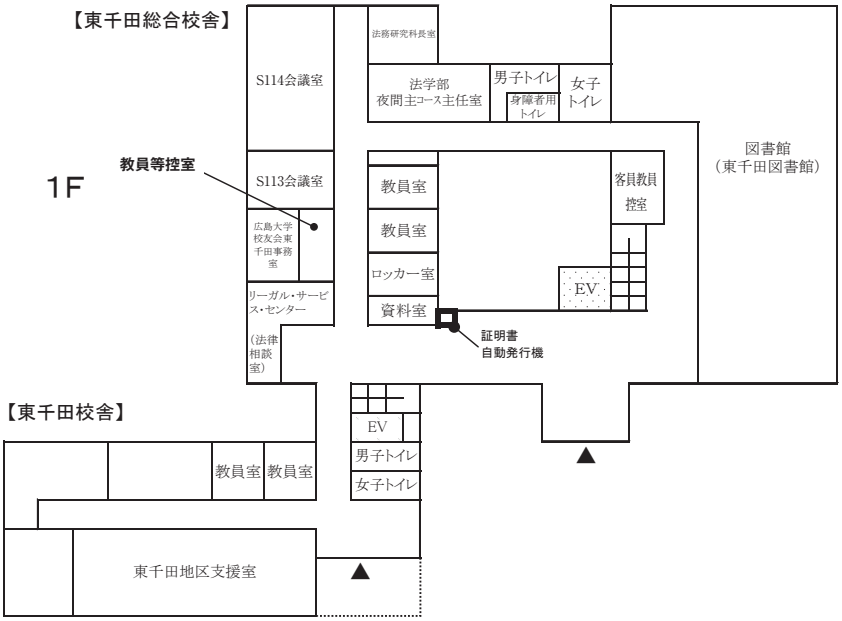

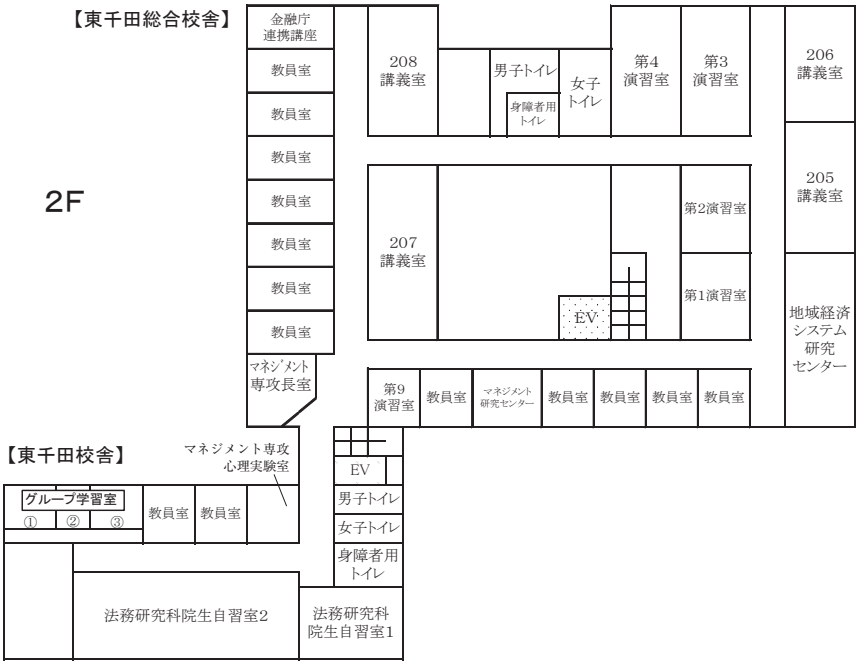

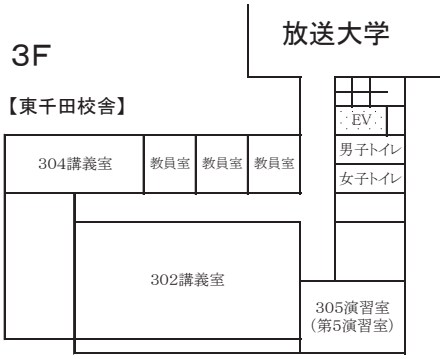

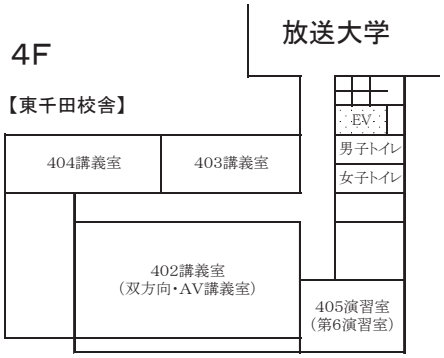

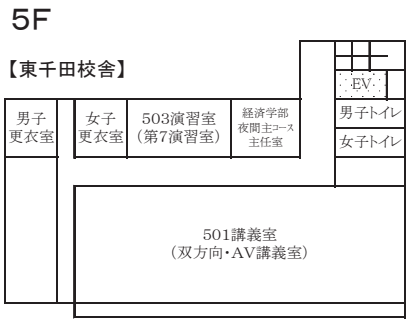

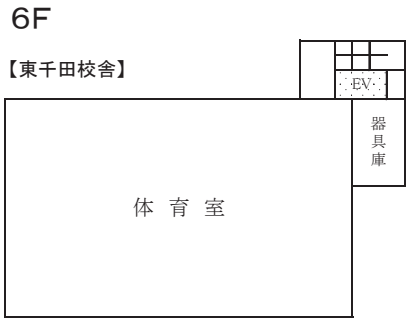

東千田未来創生センター（M棟）

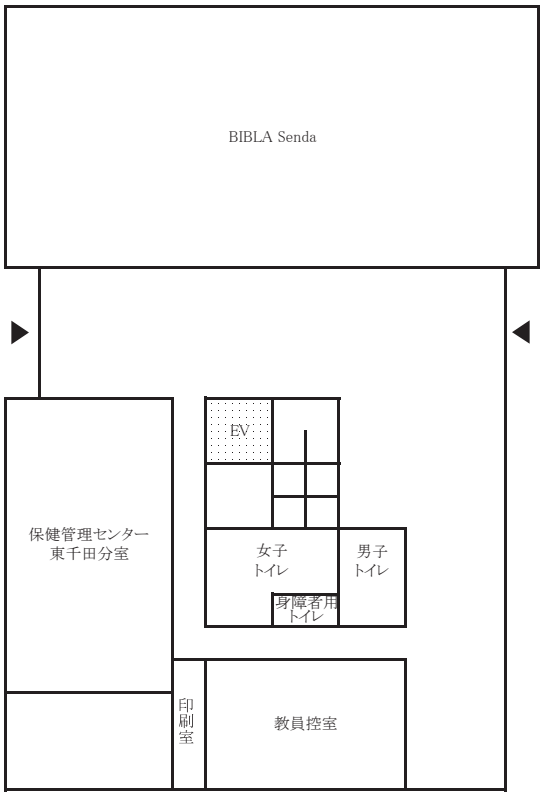

１Ｆ

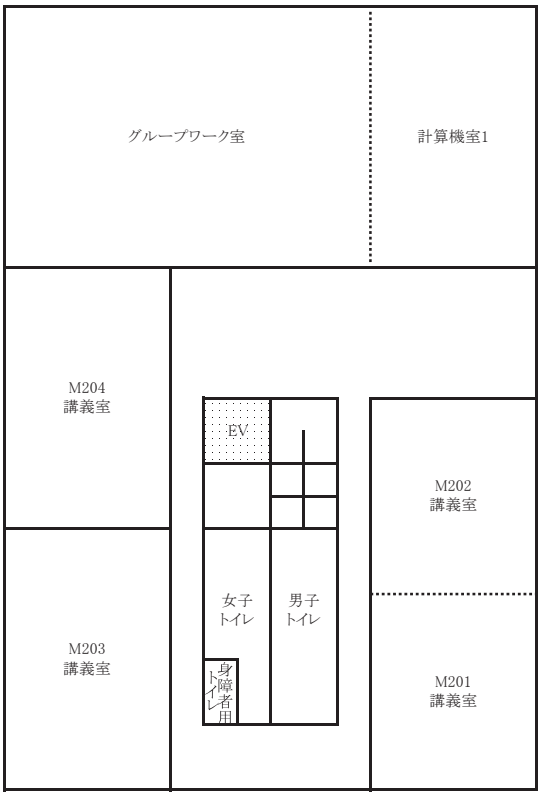

２Ｆ

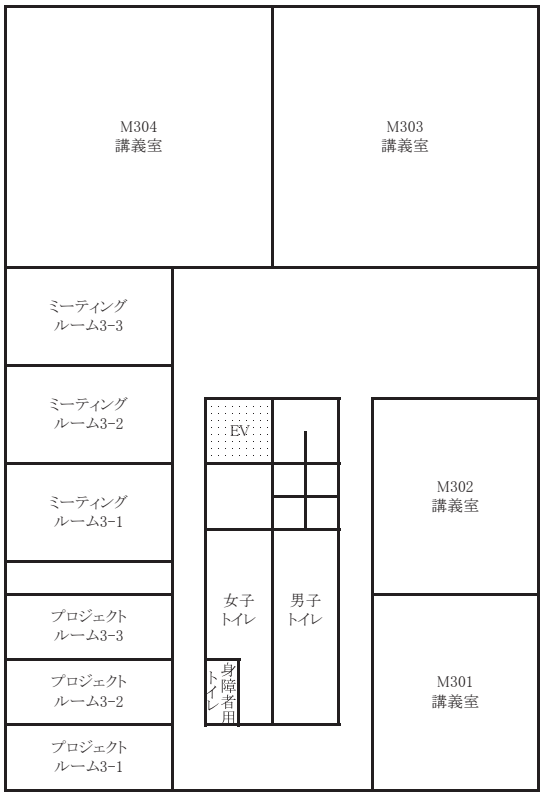

３Ｆ

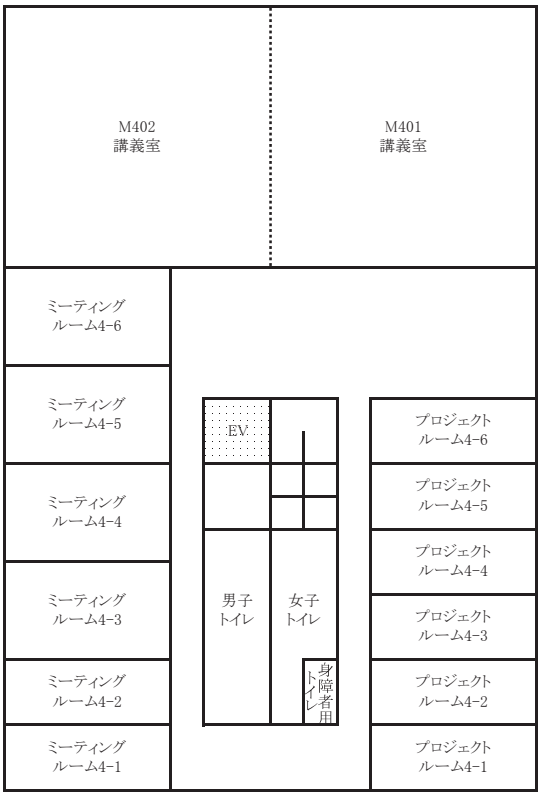

４Ｆ

６．教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は，教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また，学部が定める履修基準などに関する質問・相談については，所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお，E-mail を送るときには，必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス（東広島市）　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 総合科学科担当	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	総合科学研究科支援室 国際共創学科担当	082-424-7988	
文学部	文学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部 昼間コース	社会科学研究科支援室 法学部担当	082-424-7215	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 昼間コース	社会科学研究科支援室 経済学部担当	082-424-7217	
理学部	理学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 工学部担当	082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学研究科支援室 情報科学部担当	082-424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
教育推進グループ教養教育担当		082-424-4218	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟１階（場所は p. 教養39参照）にあります。

霞キャンパス（広島市）　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
医学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ医学部担当	082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ歯学部担当	082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ薬学部担当	082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）　　受付時間：（月～金）12時30分～21時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
法学部 夜間主コース	東千田地区支援室 法学部夜間主コース担当	082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 夜間主コース	東千田地区支援室 経済学部夜間主コース担当	082-542-6961	

専門教育について

○ 学　　部　　の　　特　　色

生物生産学部は，**１）生物圏の環境保全，２）環境に調和した食料の生産，３）健康で豊かな食の創成，４）生物資源に関わる知の創造，５）地域と国際社会への貢献**を理念とし，人類の持続的生存と福祉の向上に貢献できる人材を養成するための教育・研究を行っています。

生物生産学部は，水圏統合科学，応用動植物科学，食品科学，分子農学生命科学，国際生物生産学の５つの主専攻プログラムを開設しています。

学部の理念並びに教育・研究上の目的に基づき，１年次並びに２年次前期に，教養教育科目及び専門基礎科目を配置し，２年次後期からは本人の希望と成績により，水圏統合科学，応用動植物科学，食品科学，分子農学生命科学の主専攻プログラムへ学生の配属を行い，それぞれの専門領域を中心にした実学的教育を実施しています。

国際生物生産学プログラムは，国際的に活躍できる能力を身に付けることを目指し，１年次前期に学生の配属を行い，英語を主とした授業や海外での実習を実施します。１年次並びに２年次前期では英語を主とした教養教育科目と専門基礎科目を配置し，２年次後期からは学生の専門分野の決定を行い，専門分野の授業と海外協定校における英語による講義，実習，課題研究を実施します。

各主専攻プログラムは，それぞれ以下の目標に従って教育を行っています。

柔軟なカリキュラムの編成により各プログラムの枠を越えた幅広い知識を習得できるようにしています。

各主専攻プログラムの教育目標

○ **水圏統合科学**

水圏における食料生産や資源の循環・有効利用を目指す企業や法人機関等における専門技術者等として活躍できる人材を養成します。

○ **応用動植物科学**

品質と安全性に優れた動物性及び植物性食資源の持続的な生産や人間生活の豊かさを向上させるための動植物資源の利用等に関わる分野の研究者・専門技術者等として活躍できる人材を養成します。

○ **食品科学**

食料の生産管理と流通，食品素材の機能評価と有効利用，安全で高品質・高機能な食品の製造と開発に関する基礎知識と技術を総合的に教育し，健康で豊かな食生活の創成を目指す企業や公的機関等で活躍できる人材を養成します。

○ **分子農学生命科学**

生物生産学の基盤となる生体分子・細胞・個体・個体群の生命現象に関する基礎的及び専門的な知識と技能を修得させ，さらに思考力と想像力を発揮できる科学者として企業，大学，その他公的機関等で活躍できる人材を養成します。

○ **国際生物生産学**

水圏統合科学，応用動植物科学，食品科学，分子農学生命科学の４つのコア領域から生物生産学の幅広い学問分野の専門的な知識及び技能を主に英語による授業科目で修得させ，さらに思考力と創造力を発揮できる科学者として企業，大学，その他公的機関等で活躍できる人材を養成します。

○ 広 島 大 学 生 物 生 産 学 部 細 則

平成16年4月1日
学部長決裁

広島大学生物生産学部細則

(総則)

第1条　広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)，広島大学教育プログラム規　則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか，この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条　本学部は，環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し，生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより，この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し，社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(主専攻プログラム)

第3条　生物生産学科に，次の主専攻プログラムを置く。

水圏統合科学主専攻プログラム
応用動植物科学主専攻プログラム
食品科学主専攻プログラム
分子農学生命科学主専攻プログラム
国際生物生産学主専攻プログラム

(主専攻プログラムの決定)

第4条　本学部の学生は，前条に規定する主専攻プログラムのいずれかを専攻するものとする。

2　主専攻プログラムの決定時期は，国際生物生産学主専攻プログラムを除いて第2年次前期末とする。国際生物生産学主専攻プログラムへの配属については，入学後速やかに選考を行い，決定するものとする。ただし，編入学した者の主専攻プログラム配属時期については，入学時とする。

3　主専攻プログラムの変更は，原則として認めない。

4　主専攻プログラムの決定方法は，別に定める。

(教育課程)

第5条　本学部の教育課程は，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により，主専攻プログラムとして体系的に編成する。

2　本学部が開設する主専攻プログラムは，次の表のとおりとする。

主専攻プログラム名
水圏統合科学プログラム
応用動植物科学プログラム
食品科学プログラム
分子農学生命科学プログラム
国際生物生産学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第6条　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2　教養教育科目の授業科目及び履修方法は，教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3　専門教育科目の授業科目及び履修方法は，別表第2のとおりとする。

(主専攻プログラムの登録)

第7条　学生は，専攻する主専攻プログラムを登録するものとする。

2　前項の登録の時期は，第4条第2項に規定する主専攻プログラム決定時とする。

3　第1項の規定にかかわらず，他の学部の主専攻プログラムを選択し，登録しようとする者は，広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき，事前に転学部の許可を得なければならない。

(履修手続)

第8条　授業時間割等は，学年の始めに公示する。

第9条　学生は，履修しようとする授業科目について，毎学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

第10条　学生は，他の学部の授業科目を履修しようとするときは，当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第11条　他学部の学生は，本学部の授業科目を履修しようとするときは，第9条の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第12条　チューター及び指導教員は，修得単位数の少ない学生に対し，履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条　通則第20条の規定に基づく，履修科目の登録の上限設定等については，別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第14条　広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は，

本学部の認定単位数として30単位までとする。

2　前項の規定にかかわらず，広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については，広島大学生物生産学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て認めることができる。

3　既修得単位等の認定を受けようとする者は，入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第15条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で，外国において相当の期間中等教育を受けたものが，日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合は，6単位を限度として当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の外国語科目の単位に代えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条　長期にわたる教育課程の履修については，広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2　長期履修の期間の最長年限は，8年とする。

(教育課程の修了)

第17条　教育課程の修了の認定は，所定の試験に合格し，別表第1及び別表第2に規定する単位を修得した者について行う。

(単位数の計算の基準)

第18条　各授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。

(1)　講義は，15時間の授業をもって1単位とする。

(2)　演習は，15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3)　実験及び実習は，30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2　一の授業科目について，二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう，前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(試験)

第19条　試験は，科目試験及び論文試験とする。

2　科目試験は，特に指定しない限り当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし，実験，実習及び演習については，レポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

(追試験)

第20条　次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。

(1)　配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
(2)　負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)
(3)　天災その他の非常災害
(4)　交通機関の突発事故
(5)　その他やむを得ない事情

2　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて所属学部長に願い出なければならない。

3　追試験受験を許可された者は，原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第21条　学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は，次の算式で求める平均評価点(GPA：Grade Point Average)によって行う。

平均評価点＝((秀の単位数×4＋優の単位数×3＋良の単位数×2＋可の単位数×1)／(総登録単位数×4))×100

(到達度の評価)

第22条　通則第19条の5に規定する成績評価のほか，教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2　前項の到達度の評価は，教育プログラムの到達目標に示す「知識・理解」及び「能力・技能」について行い，別に定める評価基準に到達している場合は，「非常に優れている」，「優れている」及び「基準に達している」の3段階で評価を行う。

(教員免許)

第23条　学生は，所定の授業科目を履修し，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは，次の表に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類
高等学校教諭一種免許状	理科

2　前項の授業科目及び履修方法等については，別に定める。

(食品衛生監視員及び食品衛生管理者となる資格)

第24条　学生は，所定の課程を修了したときは，食品衛生監視員及び食品衛生管理者となる資格を得ることができる。

2　前項の課程については，別に定める。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第25条　副専攻プログラムは，広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長

(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより，履修することができる。
2　特定プログラムは，広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより，履修することができる。

(休学)
第26条　学生は，休学しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，その許可を得なければならない。
2　学生は，休学期間を短縮しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，その許可を得なければならない。

(退学)
第27条　学生は，退学しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，学長の許可を得なければならない。

(転学)
第28条　学生は，他の大学に転学しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，教授会の議を経て，学長の許可を得なければならない。
2　他の大学から本学部に転学を志望する者は，所定の書類を学部長に提出し，教授会の議を経て，学長の許可を得なければならない。

(卒業の要件)
第29条　本学部に4年以上在学し，かつ，教育課程を修了した者は，教授会の議を経て，学部長が卒業を認定する。

(卒業論文)
第30条　卒業論文は，論文試験により単位を認定する。
2　前項の論文試験は，論文審査及び口述試験又は発表会により行う。
3　卒業論文を受講しようとする者は，あらかじめ指導教員を定め，当該指導教員の承認を得なければならない。
4　卒業論文題目及び卒業論文は，それぞれ指定の期限までに提出しなければならない。

(早期卒業)
第31条　通則第45条の規定に基づく早期卒業に関し必要な事項は，別に定める。

(学士入学)
第32条　通則第14条第1項の規定に基づき，本学部に学士入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は，教授会が定める。
2　学士入学は，学科に欠員がある場合に限り，選考の上，許可することがある。
3　学士入学を許可された者は，第3年次に入学するものとする。

4　学士入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は，教授会が決定する。

(再入学)

第33条　通則第14条第2項の規定に基づき，本学部に再入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は，教授会が定める。

2　再入学は，学科に欠員がある場合に限り，選考の上，許可することがある。

3　再入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は，教授会が決定する。

(編入学)

第34条　編入学については，広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(雑則)

第35条　この細則に定めるもののほか，本学部の学生の修学に関し必要な事項は，教授会が定める。

附　則(平成31年3月5日　一部改正)

1　この細則は，平成31年4月1日から施行する。

2　平成30年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学生物生産学部細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，教育上必要と認める場合には，新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

3　前項ただし書の規定により授業科目を履修して単位を修得した場合には，別に定めるところにより，この細則による改正前の広島大学生物生産学部細則の規定に基づく授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

別表第1(生物生産学部細則第6条第2項，第17条関係)

履修表(教養教育科目)

(水圏統合科学・応用動植物科学・食品科学・分子農学生命科学主専攻プログラム)

区分	科目区分				要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)							
									1年次		2年次		3年次		4年次	
									前	後	前	後	前	後	前	後
教養教育科目	平和科目				2		2	必修	○							
	大学教育基礎科目	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必修	◎							
		大学教育入門			2	大学教育入門	2	必修	◎							
	共通科目	外国語科目	英語(注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	◎							
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1			◎						
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎							
						コミュニケーションⅠB	1		◎							
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎						
						コミュニケーションⅡB	1			◎						
			初修外国語(1言語選択)		4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修	◎							
						ベーシック外国語Ⅱ	1		◎							
						ベーシック外国語Ⅲ	1			◎						
						ベーシック外国語Ⅳ	1			◎						
		情報科目			2	情報活用基礎又は情報活用演習(注3)	2	必修	◎							
		領域科目			10	(注4)	1 又は2	選択必修	○	○	○	○	○	○		
		健康スポーツ科目			2	(注5)	1 又は2	選択必修	○	○						
	基盤科目				14	基礎微分積分学又は微分積分通論(注6)	2	必修	◎							
						有機化学	2			◎						
						種生物学	2			◎						
						細胞科学	2			◎						
						一般化学又は初修化学(注7)	2		◎							
						「物理学実験法・同実験Ⅰ」・「物理学実験法・同実験Ⅱ」，「化学実験法・同実験Ⅰ」・「化学実験法・同実験Ⅱ」，「生物学実験法・同実験Ⅰ」・「生物学実験法・同実験Ⅱ」から4科目(注8)	各1	選択必修	○	○	○					
	計				44											

○ 履　修　上　の　留　意　事　項

注 1：○印は標準履修年次を，◎印はその年次での履修を強く要望していることを表しており，◎，○を示す年次以降はいつでも履修することが可能である。なお，授業科目により開設期が異なる場合があるので，学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注 2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」，「オンライン英語演習Ⅱ」及び「オンライン英語演習Ⅲ」の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(P．教養32～33)

注 3：情報科目は，1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお，「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ，1年次後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注 4：自然科学系科目群から4単位以上，人文社会科学系科目群から4単位以上を修得すること。

ただし，自然科学領域の「生物の世界」は入学試験(大学入試センター試験を含む。)において生物を受験していない者の要望科目である。

他の者は「生物の世界」を修得しても卒業要件単位に含めない。

社会連携科目は，4単位まで人文社会科学系科目群に含めることができる。

注 5：健康スポーツ科目は，スポーツ実習を履修することが望ましい。

注 6：数学Ⅲを高等学校等で履修した者は「基礎微分積分学」を，数学Ⅲを高等学校等で履修していない者は「微分積分通論」を履修すること。

注 7：「初修化学」は，入学試験(大学入試センター試験を含む。)において化学を受験していない者の必修科目である。この場合，「一般化学」を修得しても卒業要件単位に含めない。

化学を受験した者は「初修化学」を修得しても卒業要件単位に含めない。

注 8：「物理学実験法・同実験Ⅰ」と「物理学実験法・同実験Ⅱ」の組み合わせ，「化学実験法・同実験Ⅰ」と「化学実験法・同実験Ⅱ」の組み合わせ，「生物学実験法・同実験Ⅰ」と「生物学実験法・同実験Ⅱ」の組み合わせのうち2つの組み合わせを履修し，単位修得すること。

別表第1(生物生産学部細則第6条第2項，第17条関係)

履修表（教養教育科目）（国際生物生産学主専攻プログラム）

区分	科目区分				要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1) 1年次 前	1年次 後	2年次 前	2年次 後	3年次 前	3年次 後	4年次 前	4年次 後
教養教育科目	平和科目				2	(注2)	2	必修	○							
	大学教育基礎科目	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必修	◎							
	大学教育基礎科目	大学教育入門			2	(注2)	2	必修	◎							
	共通科目	外国語科目	英語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	◎							
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1			◎						
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎							
						コミュニケーションⅠB	1		◎							
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎						
						コミュニケーションⅡB	1			◎						
					1	英語圏フィールドリサーチ	1～4	選択必修	○	○	○	○				
						コミュニケーション上級英語	1	選択必修	○							
			初修外国語 (1言語選択)		4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修	◎							
						ベーシック外国語Ⅱ	1		◎							
						ベーシック外国語Ⅲ	1			◎						
						ベーシック外国語Ⅳ	1			◎						
		情報科目			2	(注2)	2	必修	◎							
		領域科目			9	(注2)（注3）	1 又は2	選択必修	○	○	○	○	○	○		
		健康スポーツ科目			2	英語で提供される健康スポーツ科目から履修すること	1 又は2	選択必修	○	○						
	基盤科目				14	基礎微分積分学又は微分積分通論(注4)	2	必修	◎							
						有機化学	2			◎						
						種生物学	2			◎						
						細胞科学	2			◎						
						一般化学	2		◎							
						「物理学実験法・同実験Ⅰ」・「物理学実験法・同実験Ⅱ」，「化学実験法・同実験Ⅰ」・「化学実験法・同実験Ⅱ」，「生物学実験法・同実験Ⅰ」・「生物学実験法・同実験Ⅱ」から4科目(注5)	各1	選択必修	○	○	○					
	計				44											

○ 履　修　上　の　留　意　事　項

注 1：○印は標準履修年次を，◎印はその年次での履修を強く要望していることを表しており，◎，○を示す年次以降はいつでも履修することが可能である。なお，授業科目により開設期が異なる場合があるので，学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注 2：英語で提供される科目から履修すること。

注 3：自然科学系科学群から4単位以上，人文社会科学系科目群から4単位以上修得すること。

注 4：数学Ⅲを高等学校等で履修した者は「基礎微分積分学」を，数学Ⅲを高等学校等で履修していない者は「微分積分通論」を履修すること。

注 5：「物理学実験法・同実験Ⅰ」と「物理学実験法・同実験Ⅱ」の組み合わせ，「化学実験法・同実験Ⅰ」と「化学実験法・同実験Ⅱ」の組み合わせ，「生物学実験法・同実験Ⅰ」と「生物学実験法・同実験Ⅱ」の組み合わせのうち2つの組み合わせを履修し，単位修得すること。

別表第2（生物生産学部細則第6条第3項，第17条関係）

履修表（専門基礎科目）

（水圏統合科学・応用動植物科学・食品科学・分子農学生命科学主専攻プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専門教育科目	専門基礎科目	24	生物生産学入門	2	○							
			微生物学入門	2	○							
			分子生化学入門	2		○						
			食料資源論	2		○						
			生物生産学のための物理学入門	2		○						
			科学技術倫理学	2		○						
			生物統計学	2			○					
			生物環境学	2			○					
			基礎生物学実験Ⅰ	1			○					
			基礎生物学実験Ⅱ	1			○					
			基礎化学実験	1			○					
			基礎物理学実験	1			○					
			必修科目　計　20単位									
			フィールド科学演習	2		○						
			生物生産リサーチフロント	2		○						
			生理学入門	2			○					
			公衆衛生学	2						○		
			選択必修科目 計8単位のうち4単位選択必修 (4単位を超える履修単位は各プログラムの選択科目とする。)									

別表第2(生物生産学部細則第6条第3項，第17条関係)

履修表（専門基礎科目）（国際生物生産学主専攻プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専門教育科目	専門基礎科目	24	Introduction to Applied Biological Science I	2	○							
			微生物学入門	2	○							
			分子生化学入門	2		○						
			食料資源論	2		○						
			生物生産学のための物理学入門	2		○						
			科学技術倫理学	2		○						
			生物統計学	2			○					
			生物環境学	2			○					
			基礎生物学実験Ⅰ	1			○					
			基礎生物学実験Ⅱ	1			○					
			基礎化学実験	1			○					
			基礎物理学実験	1			○					
			必修科目　計　20単位									
			Introduction to Applied Biological Science II	2		○						
			フィールド科学演習	2		○						
			生物生産リサーチフロント	2		○						
			海外生物生産学演習Ⅰ	2			○					
			海外生物生産学演習Ⅱ	1～2			○					
			生理学入門	2			○					
			公衆衛生学	2						○		
			選択必修科目 上記科目から4単位選択必修 (4単位を超える履修単位は国際生物生産学プログラムの選択科目とする。)									

別表第2（生物生産学部細則第6条第3項，第17条関係）

○　水圏統合科学主専攻プログラム履修表（専門科目）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専門教育科目	専門科目	56	乗船実習	2					○			
			水圏統合科学外書講読	2					○			
			卒業論文Ⅰ	2						○		
			卒業論文Ⅱ	2							○	
			卒業論文Ⅲ	2								○
			必修科目　計10単位									
			水圏増殖学Ⅰ	2				○				
			水圏動物学Ⅰ	2				○				
			水圏生態学Ⅰ	2				○				
			水圏環境学Ⅰ	2				○				
			水圏生産科学Ⅰ	2				○				
			水圏生物多様性論Ⅰ	2				○				
			水圏生物学実験Ⅰ	1				○				
			水圏生物学実験Ⅱ	1				○				
			水圏増殖学Ⅱ	2					○			
			水圏動物学Ⅱ	2					○			
			水圏生態学Ⅱ	2					○			
			水圏環境学Ⅱ	2					○			
			水圏生産科学Ⅱ	2					○			
			水圏生物多様性論Ⅱ	2					○			
			水圏生物学実験Ⅲ	1					○			
			水圏ﾌｨｰﾙﾄﾞ科学実習Ⅰ	1					○			
			水圏ﾌｨｰﾙﾄﾞ科学実習Ⅱ	1					○			
			水圏統合科学演習Ⅰ	1					○			
			水圏統合科学演習Ⅱ	1					○			
			水圏物質循環学	1					○			
			国際漁業学	1					○			
			水産社会経済学	1					○			
			海洋生物学特別実習	1							○	
			選択必修科目　計35単位のうち25単位選択必修 （25単位を超える履修単位は選択科目とする。） ・水圏生物学実験Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ及び水圏ﾌｨｰﾙﾄﾞ科学実習Ⅰ，Ⅱから3単位以上の取得を含む。										
			選択科目 21単位以上修得 ・生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は12単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。										
合計		124										

〔卒業要件単位数〕124単位（教養教育科目44単位＋専門基礎科目24単位＋専門科目56単位）

別表第2（生物生産学部細則第6条第3項，第17条関係）

○　応用動植物科学主専攻プログラム履修表（専門科目）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次 1年次 前	1年次 後	2年次 前	2年次 後	3年次 前	3年次 後	4年次 前	4年次 後
専門教育科目	専門科目	56	植物栄養生理学	2				○				
			植物生産土壌学	2				○				
			動物遺伝育種学	2				○				
			動物栄養学	2				○				
			動物生体機構学	2				○				
			動植物生産学概論	2				○				
			応用動植物科学実験実習	1				○				
			動物生産学実験Ⅰ	1				○				
			応用動植物科学外書講読	2					○			
			生殖生物学	2					○			
			動物生産管理学	2					○			
			植物生産学実験	1					○			
			動物生産学実験Ⅱ	1					○			
			農場実習	1					○			
			卒業論文Ⅰ	2						○		
			卒業論文Ⅱ	2							○	
			卒業論文Ⅲ	2								○
			必修科目　計29単位									
			植物バイオサイエンス	2					○			
			動物福祉論	2					○			
			動物生産生理学	2					○			
			草地・飼料学	2					○			
			植物分子生物学	2					○			
			畜産食品製造学実験実習	1					○			
			酪農フィールド科学演習	2					○			
			応用動植物科学特論Ⅰ	1					○			
			食品衛生学	2						○		
			食品生化学	2						○		
			動物環境生理学	2						○		
			応用動植物科学特論Ⅱ	1						○		
			応用動植物科学特論Ⅲ	1						○		
			選択必修科目　計22単位のうち14単位選択必修 （14単位を超える履修単位は選択科目とする。）									
			選択科目 13単位以上修得 ・生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得したAIMSプログラム提供科目は10単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。									
合計		124										

〔卒業要件単位数〕124単位（教養教育科目44単位＋専門基礎科目24単位＋専門科目56単位）

別表第2（生物生産学部細則第6条第3項，第17条関係）

○　食品科学主専攻プログラム履修表（専門科目）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次 1年次 前	1年次 後	2年次 前	2年次 後	3年次 前	3年次 後	4年次 前	4年次 後
専門教育科目	専門科目	56	食品生化学	2				○				
			食品物理学	2				○				
			食品工学	2				○				
			食品衛生学	2				○				
			水産食品化学	2				○				
			食料生産管理学	2				○				
			食品物理学実験	1				○				
			食品工学実験	1				○				
			食品衛生学実験	1				○				
			食品栄養学	2					○			
			食品化学実験	1					○			
			海洋生物資源化学実験	1					○			
			栄養生化学実験	1					○			
			食料生産管理学実習	1					○			
			食品科学外書講読	2					○			
			卒業論文Ⅰ	2						○		
			卒業論文Ⅱ	2							○	
			卒業論文Ⅲ	2								○
			必修科目　計 29 単位									
			食品開発学	2				○				
			食品機能学	2					○			
			食品物性工学	2					○			
			食品微生物学	2					○			
			生物資源利用学	2					○			
			食料システム学	2					○			
			農産食品学	2					○			
			水産食品製造学実験実習	1					○			
			畜産食品製造学実験実習	1					○			
			食品工場見学	1					○			
			食料情報管理学	1							○	
			食料生産工程管理論	1							○	
			選択必修科目　計 19 単位のうち 13 単位選択必修 （13 単位を超える履修単位は選択科目とする。）									
			ゲノム科学Ⅰ	2						○		
			ゲノム科学Ⅱ	2						○		
			分子細胞生物学	2						○		
			動物栄養学	2						○		
			植物栄養生理学	2						○		
			選択科目　14 単位以上修得 ・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 12 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。									
合計		124										

〔卒業要件単位数〕124 単位（教養教育科目 44 単位＋専門基礎科目 24 単位＋専門科目 56 単位）

別表第2（生物生産学部細則第6条第3項，第17条関係）

○　分子農学生命科学主専攻プログラム履修表（専門科目）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次 1年次 前	1年次 後	2年次 前	2年次 後	3年次 前	3年次 後	4年次 前	4年次 後
専門教育科目	専門科目	56	ゲノム科学Ⅰ	2				○				
			ゲノム科学Ⅱ	2				○				
			生物有機化学	2				○				
			天然物有機化学	2				○				
			分子細胞生物学	2				○				
			生命物質分析学	2				○				
			分子農学生命科学外書講読	2				○				
			分子農学生命科学実験Ⅰ	1				○				
			分子農学生命科学実験Ⅱ	1				○				
			分子農学生命科学実験Ⅲ	1				○				
			高次生命科学	2				○				
			PBL 型実験実習Ⅰ	1					○			
			PBL 型実験実習Ⅱ	1					○			
			卒業論文Ⅰ	2						○		
			卒業論文Ⅱ	2							○	
			卒業論文Ⅲ	2								○
			必修科目　計27単位									
			細胞工学	2					○			
			生殖生物学	2					○			
			植物分子生物学	2					○			
			食品微生物学	2					○			
			生物資源利用学	2					○			
			食品栄養学	2					○			
			生物機能化学	2					○			
			病理学	2					○			
			動物遺伝育種学	2						○		
			食品生化学	2						○		
			食品衛生学	2						○		
			水圏増殖学Ⅰ	2						○		
			選択必修科目　計24単位のうち12単位選択必修 （12単位を超える履修単位は選択科目とする。）									
			選択科目 17単位以上修得 ・生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は12単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。									
合計		124										

〔卒業要件単位数〕124単位（教養教育科目44単位＋専門基礎科目24単位＋専門科目56単位）

別表第２（生物生産学部細則第６条第３項，第17条関係）

○　国際生物生産学主専攻プログラム履修表（専門科目）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目		単位数	履修年次 1年次 前	1年次 後	2年次 前	2年次 後	3年次 前	3年次 後	4年次 前	4年次 後
専門教育科目	専門科目	56	海外協定校で学ぶパッケージ科目(注1)		12				○		○		○
			分野別専門パッケージ科目(注2)		10					○	○	○	○
			Graduate Thesis I		2					○			
			Graduate Thesis II		2						○		
			Graduate Thesis III		2							○	
			Graduate Thesis IV		2								○
			必修科目　計30単位										
			専門英語科目群(注3)	Global Environmental Issues and Managements	3				○				
				Modern Food Science	3				○				
				Insect Science	3				○				
				Fish Production	3				○				
				Plankton Biology	3				○				
				Animal Science and Technology	3				○				
				Physiology of Field Crop Production	3				○				
				Introduction Physiology of Domestic Animals	3				○				
				Molecular-level Understanding of Functionality of Foods	3				○				
				Resource Management	3				○				
			選択必修科目　計18単位										
			選択科目　計8単位選択(注4～7)										
			(注1)「海外協定校で学ぶパッケージ科目」は，派遣先で各自が科目を選択し単位取得する。 (注2)「分野別専門パッケージ科目」は，他の４つの主専攻プログラム（水圏統合科学，応用動植物科学，食品科学，分子農学生命科学）のコア領域の中から指導教員の履修指導による履修計画に沿った科目群を指し，学生ごとに履修科目は異なる。 (注3)「専門英語科目群」はAIMSプログラム留学生向けの演習を含めた3単位科目を履修し，6科目(18単位)以上取得すること。なお，授業は9月下旬から12月末で行われるので留意すること。 (注4)他の４つの主専攻プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 (注5)専門基礎科目の選択必修科目を選択科目に含めることができる。 (注6)専門英語科目群で18単位を超えて履修した科目も選択科目に含めることができる。 (注7)教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。										
合計		124											

〔卒業要件単位数〕124単位（教養教育科目44単位＋専門基礎科目24単位＋専門科目56単位）

○ 各プログラム共通履修表(選択科目)

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修年次							
				1年次		2年次		3年次		4年次	
				前	後	前	後	前	後	前	後
専門教育科目	専門科目(選択科目)	中山間地域・島しょ部連携特別講座	1		○						
		中山間地域・島しょ部連携インターンシップ	1	○							
		インターンシップⅠ	1	○							
		地域農政特論	1		○						
		インターンシップⅡ	1			○					
		海外生物生産学演習Ⅰ	2			○		○		○	
		海外生物生産学演習Ⅱ	1～2	○	○	○	○	○	○	○	○
		中山間地域・島しょ部フィールドワーク特別演習	2						○		
		Global Environmental Issues and Managements ＊1	2		○						
		Molecular-level Understanding of Functionality of Foods ＊1	2				○				
		Modern Food Science ＊1	2				○				
		Insect Science ＊1	2				○				
		Fish Production ＊1	2				○				
		Plankton Biology ＊1	2				○				
		Animal Science and Technology ＊1	2				○				
		Physiology of Field Crop Production ＊1	2				○				
		Introduction physiology of Domestic Animals ＊1	2				○				
		Resource Management ＊1	2				○				
		International Applied Biological Sciences Ⅰ ＊1	2			○	○				
		International Applied Biological Sciences Ⅱ ＊1	2			○	○				
		植物育種学 ＊2	2					○			
		植物病理学 ＊2	2						○		
		里山フィールド演習 ＊3	2	○							
		果樹園芸の里フィールド演習 ＊4	2	○							
		牧場実習 ＊5	2	○							
		「晴れの国岡山」農場体験実習 ＊5	1	○							
		森林フィールド演習 ＊6	2	○							
		森・里・海フィールド演習 ＊7	2	○							
		作物生産科学フィールド演習 ＊8	2	○							
		食品資源フィールド科学演習 ＊9	1	○							
		傾斜地フィールド演習 ＊10	2	○							
		里海フィールド演習 ＊11	2	○							
		瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習 ＊11	2	○							
		瀬戸内海の養殖水産物を学ぶ総合演習 ＊11	2		○						
		命の尊厳を涵養する食農フィールド科学演習 ＊11	2			○					
		保育系学部生のための食育フィールド科学演習 ＊12	2	○							
		特別実習Ⅰ ＊13	1			○	○				
		海洋生物科学技術論と実習Ⅳ ＊14	2			○	○				
		東シナ海学演習 ＊15	2			○	○				
		水産海洋環境学実習Ⅰ-B ＊15	2			○	○				
		水産海洋環境学実習Ⅲ ＊15	2			○	○				

＊1　AIMSプログラム留学生向け授業を兼ねる。なお，この授業は英語により行う。
＊2　山口大学開設の授業である。なお，この授業は遠隔講義システムを使用して行う。
＊3　鳥取大学開設の授業(集中)である。

＊4　愛媛大学開設の授業(集中)である。
＊5　岡山大学開設の授業(集中)である。
＊6　高知大学開設の授業(集中)である。
＊7　島根大学開設の授業(集中)である。
＊8　山口大学開設の授業(集中)である。
＊9　県立広島大学開設の授業(集中)である。
＊10　香川大学開設の授業（集中）である。
＊11　他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り，履修できる授業(集中)である。
＊12　他大学の学生の応募数が定員に達しない場合にかぎり，本学の学生（保育系学部生対象）が履修できる授業（集中）である。
＊13　北海道大学開設の授業（集中）である。
＊14　京都大学開設の授業（集中）である。
＊15　長崎大学開設の授業（集中）である。

○ 副専攻プログラムの履修について

広島大学生物生産学部細則第２５条による副専攻プログラムを履修できる学生の成績基準は，その副専攻プログラムが定める登録条件を満たす必要があります。

○ AIMS，PEACE プログラムについて

AIMS プログラム[注1]はアセアン諸国および日本が共同で実施している学生交流プログラムです。生物生産学部は「農業」及び「食料科学技術」分野に参加し，タイ王国カセサート大学農学部・経済学部・水産学部・アグロインダストリー学部との間で，平成 26 年度より 1 学期間の学生派遣・受入を行っています。平成 29 年度からは，広島大学の PEACE プログラム[注2]の下で引き続き学生交流を実施しており，カセサート大学に加え，王立プノンペン大学（カンボジア），ヤンゴン大学（ミャンマー）およびミエック大学（ミャンマー）からの学生も生物生産学部で学んでいます。交換留学としてカセサート大学への派遣を希望し，選考を経た生物生産学部の学生[注3]は，8 月中旬～12 月末までの間現地に留学し，農学部の Tropical Agriculture International Program(TAIP)及び協定学部が開講する英語による専門科目のうち，最低 4 科目 12 単位を取得します。加えて，広島大学国際センターと生物圏科学研究科・生物生産学部が協働して実施・開講する「国際課題研究」等を履修します。タイ滞在中には，カンボジア国境地帯での短期グローバルインターンシップも実施されます。渡航費等への補助があり，専用ホームページ，スカイプ，現地校友会，保険会社による 24 時間サポートなどにより，生活面でのサポートも行います。派遣先で修得した単位を，所属の主専攻プログラムの卒業要件単位（選択科目）に算入できますが，その取り扱いについては所属する主専攻プログラムの履修表を参照してください[注4]。

[注1]AIMS（ASEAN International Mobility for Students）プログラム～は，東南アジア諸国圏の政府主導の学部生向け全学学生交流プログラムです。あらかじめ設定された交流分野の下，協定校間で同人数の派遣・受入，授業料相互不徴収を原則としています。

[注2]PEACE（Project of Effective Action with CLMV’s Education(PEACE)）プログラム（平成 29 年度～）は，CLMV(Cambodia, Laos, Myanmar and Vietnam)諸国の持続可能な平和，幸福，発展に貢献する人材育成を目的とした学生交流プログラムで，広島大学と広島経済大学が共同で実施しています。

[注3]派遣時期における在籍年次が２年次～４年次学生を主な対象とします。派遣人数は毎年 10 名を予定しています。

[注4]派遣中は，生物生産学部で開講している授業科目を受講することができなくなりますので，派遣前までに十分な単位を取得し，帰国後の単位取得計画をしっかり立てておくことが必要です。

AIMS（PEACE）プログラム履修表

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修年次							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専門教育科目	専門科目	14	国際課題研究	2				○				
			必修科目　計2単位									
			選択科目　計12単位以上修得 ・派遣先のカセサート大学で修得した単位を，選択科目の単位として認定する。 ・認定する授業科目名は，カセサート大学開設の授業科目名とする。 ・卒業要件認定(選択科目)に算入できる単位数は，所属する主専攻プログラムの履修表を参照すること。 ただし，本学の授業科目に読み替えて単位を認定する場合もある。									

○ 履修登録・試験及び成績について

1　履修手続

（1）履修手続について

①履修手続は，学内外のパソコンを利用して「My もみじ」（「学生情報の森もみじ」）にログインして行ってください。なお，学部１年次生は，新入生オリエンテーションの履修登録ガイダンスで，操作方法の説明があります。

②何らかの理由により，「My もみじ」からの履修登録ができない場合は，支援室（学士課程）へ申し出てください。

③同一曜日・時限の科目を重複して履修することは認められないので，注意してください。
（集中講義と他の科目で，一部日程が重複する場合も含みます。）

（2）履修登録期間について

①履修手続は，履修登録期間内に行います。

②履修登録期間の具体的な日程は，各期ごとに学部・研究科の掲示板，「My もみじ」で通知します。

③履修登録・修正期間終了後は，履修科目の登録や取消は原則としてできません。

④集中講義等は各学部・研究科において，別途履修手続期間を設けて受け付けることがあります。その場合は，学部・研究科の掲示板，「My もみじ」で通知します。

⑤その他，履修手続に関することは，学部・研究科の掲示板，「My もみじ」で通知します。

（3）履修手続の流れ

【履修登録前の準備】

①学生便覧，時間割表，シラバス等を参照しながら，履修する授業科目を決めます。

②履修する授業科目の科目名，曜日・時限，担当教員，講義コードをメモ等に控えておきます。

【履修登録期間】

①大学内や自宅のパソコンからインターネットを使用し「My もみじ」に接続して，メニューから「履修」－「履修登録・参照」を選択します。

②履修登録画面から履修計画用の「時間割表」又はメモ等に控えておいた自分の時間割を確認しながら登録を行います。

＊履修登録画面を開いたとき，既に授業科目が登録されていることがあります。その科目は，登録を取り消すことができません。

＊登録時にエラーチェックを行います。エラーがあるときは登録できません。

＊「履修登録期間」中は，何度でも登録をやり直すことができます。

③全ての履修科目を登録し終えたら，登録した授業科目を再度確認し，間違いがなければ「My もみじ」を終了します。

【履修登録終了後】

履修科目の登録や取消はできませんが，履修登録された科目の参照はできます。

２　試　　験

【期末試験】

期末試験はターム末に随時実施されます。試験の実施日，場所，方法，時限等については担当教員から指示がありますので，次のことを承知して受験してください。

①受験する学生は「学生証」を携行し，試験時には机上に提示してください。
なお，学生証を紛失した学生は，至急再交付を受けておいてください。
また，受験当日学生証を携行していない学生は，支援室（学士課程）に届け出てその指示を受けてください。

②試験室では監督者の指示に従ってください。

【追 試 験】

生物生産学部細則第２０条に定めるやむを得ない事情により期末試験を受けられなかった場合に限り，所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて，学部長に願い出ることができます。

３　試験の特別措置

身体に障害等のある学生で，試験等における特別措置を希望する者は，支援室（学士課程）で受験の仕方について相談してください。

４　学業成績

（１）成績の確認は，学期末の成績発表日以降（チューター等の確認又は面談があればそれ以降）「My もみじ」により各自で確認してください。

（２）成績について疑義のある場合は，　直接授業担当教員に申し出てください。担当教員に申し出ても更に疑義がある場合は，成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までに，支援室（学士課程）へ申し出てください（学生便覧専門 25 参照）。

５　不正行為

専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は，その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに，「広島大学学生懲戒規則」により懲戒処分を行います。

６　その他

伝達・連絡事項は「My もみじ」により行いますので，貴重な情報を見逃さないよう，毎日「My もみじ」にログインして確認してください。確認しなかったことにより思いもかけぬ不利益を被ることがあるので注意してください。ただし，以下のいずれかに該当する場合は，各学部の掲示板にも掲示されます。また，重要な事項につきましても同様に掲示します。

１．履修登録期間中の掲示
２．新入生（４月入学）・編入生に対する掲示→４月末日まで
３．「Myもみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

学 業 成 績 の 送 付 に つ い て

本学では，平成１６年度入学生から学部学生のご父母様等に対して，前年度までの単位修得状況及び当該年度前期の履修届を提出されている科目について入学翌年度から毎学年度の５月末を目途にお知らせすることとしています。

送付先については，「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので，転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は，速やかに学生支援室に届け出てください。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では，厳正な成績評価に努めていますが，学生への説明責任を果たすことを通じて，成績評価の厳正さを高めるため，成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は，次の手順に従ってください。ただし，理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

１．申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し，学業成績証明書を添付の上，該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「４．担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

２．申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

３．申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので，確認を怠らないようにしてください。なお，申立日から 2 週間以内に回答がない場合は，担当事務にご連絡ください。

４．担当事務窓口一覧

(1)　**教養教育科目**：

・教育推進グループ【総合科学部事務棟１F】

・東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2)　**大学院共通科目**：教育推進グループ【総合科学部事務棟１F】

(3)　**専門教育科目**

該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等		担当事務窓口
総合科学部／総合科学研究科		総合科学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
文学部／文学研究科		文学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科／教育学研究科		教育学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
法学部昼間コース／経済学部 昼間コース		社会科学研究科支援室（法学部・経済学部・大学院課程担当）
社会科学研究科（マネジメント専攻を除く）		
法学部 夜間主コース／経済学部 夜間主コース		東千田地区支援室（夜間学士課程・夜間大学院課程担当）
社会科学研究科 マネジメント専攻		
理学部／理学研究科		理学研究科支援室（学士課程・大学院課程担当）
先端物質科学研究科		先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部 ※2／歯学部／薬学部／医系科学研究科		霞地区学生支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院課程担当）
工学部／情報科学部／工学研究科		工学研究科支援室（工学部担当・情報科学部担当・大学院課程担当）
生物生産学部		生物圏科学研究科支援室（学士課程）
国際協力研究科		国際協力研究科支援室（学生担当）
統合生命科学研究科 ※3	生物工学プログラム	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
	食品生命科学プログラム 生物資源科学プログラム	生物圏科学研究科支援室（大学院課程担当）
	生命環境総合科学プログラム	総合科学研究科支援室（大学院課程担当）
	基礎生物学プログラム 数理生命科学プログラム 生命医科学プログラム	理学研究科支援室（大学院課程担当）
法務研究科 ※2		東千田地区支援室（法務研究科担当）
森戸国際高等教育学院		国際交流グループ　【学生プラザ３F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1		教育推進グループ（学士課程・大学院課程担当）【学生プラザ3F】

※1　特定プログラムなど，森戸国際高等教育学院以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

※2　別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。

※3　プログラム専門科目の場合，統合生命科学研究科学生便覧に掲載されている履修基準表で，当該科目が属する学位プログラムを確認し，上表の対応する担当事務窓口へ提出すること。研究科共通科目の場合は担当事務窓口のいずれかへ提出すること。

別紙

成績評価に対する異議申立書

申立日：　　年　　月　　日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度		講義コード	
開講学部・研究科等			
授業科目名			
授業担当教員名			
現在の成績評価			
申立内容・理由			

※　本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
※　回答は，原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
※　申立日から２週間以内に回答がない場合は，該当の担当事務窓口に連絡すること。

○　学生の主専攻プログラムの配属について

生物生産学部細則第４条による学生の主専攻プログラムの配属は次の方法で行う。ただし，国際生物生産学主専攻プログラムについては，別途定めるものとする。

１　志望調査

（１）その年度に行なわれる主専攻プログラム配属を希望する学生は，第２ターム試験終了日までに，第１志望から第４志望までを記入した志望調査票を支援室（学士課程）に提出しなければならない。

（２）前号により志望調査票を提出した後は，当該調査票に記載された内容を変更できないものとする。

２　主専攻プログラム配属の方法

（１）各主専攻プログラムの配属予定人数は，その年度の配属対象者（下記５参照）から推薦入試及びＡＯ入試（フェニックス方式）で入学した者の合計を差し引いた人数を各主専攻プログラムの特任教員を除いた教員数を基準に按分した人数とすることを原則とする。ただし，小数点以下は繰り上げる。

　ここで定められた各主専攻プログラムの配属予定人数をそれぞれの主専攻プログラムの定員とする。

（２）配属対象者の成績順の名簿を作り，成績順の上位の者から順番に第１志望とする主専攻プログラムに配属する。

（３）第１志望とする主専攻プログラムが定員に達し，配属できなかった学生は，成績順に従って第２志望に配属する。

（４）第２志望とする主専攻プログラムが定員に達した場合は第３志望に，第３志望のプログラムが定員に達した場合は第４志望に配属する。

（５）成績が同点となる学生が複数の場合は，修得単位数の多い学生の志望を優先する。

３　成績順位

　成績順位は，以下の式に示す総合評価点を用いて決定する。

総合評価点＝秀の単位数×４＋優の単位数×３＋良の単位数×２＋可の単位数×１

　この場合，算出公式に用いる単位数は，その年度の９月１０日までに修得した授業科目（教職に関する科目を除く。）の単位数とする。なお，外国語技能検定試験等による単位認定を受けた場合には，認定単位数に４を乗じる。

４　推薦入試及びＡＯ入試（フェニックス方式）で入学した者に対しては，志望する主専攻プログラムを調査し，上記２で定めた主専攻プログラムの定員の枠外で配属させる。ただし，推薦入試及びＡＯ入試（フェニックス方式）で入学した者が，特定の主専攻プログラムに集中して志望した場合，志望者の成績により特定の主専攻プログラムに偏りがないように配属させることがある。

５　主専攻プログラム配属の対象とならない者

　その年度の９月１０日までに，成績確定された授業科目で，

（１）５２単位以上を修得していない者（ただし教職に関する科目は含まない。）

（２）専門基礎科目必修２０単位の内，１０単位を修得していない者

（３）専門基礎科目の内，基礎実験（４単位）を修得していない者

（４）編入学した者

（５）国際生物生産学主専攻プログラムに既に配属され，それ以降も国際生物生産学主専攻プログラムを継続する予定である者

なお，上記（１）又は（２）に該当する者は，主専攻プログラムに正式に配属されるまで，各主専攻プログラムの専門科目を履修することができない。

６　主専攻プログラムの配属は９月下旬までに決定し，掲示等によって発表する。

附　則

１　この要領は，平成３１年４月１日から施行する。

○　国際生物生産学主専攻プログラム配属について

生物生産学部細則第４条による学生の主専攻プログラムの配属のうち，国際生物生産学主専攻プログラムの配属は次の方法で行う。

１　志望調査

（１）国際生物生産学主専攻プログラム配属を希望する者は，指定された日時までに，配属志願書を支援室（学士課程）に提出しなければならない。

２　選考方法

（１）国際生物生産学主専攻プログラムの配属人数は若干名とする。

（２）配属を希望する者は書類審査及び面接等による選考を受け，配属の可否を決定する。

３　国際生物生産学主専攻プログラムの配属は，選考後，すみやかに掲示等によって発表する。

附　則

１　この要領は，平成３１年４月１日から施行する。

○　広島大学生物生産学部卒業論文指導要領

（指導教員）

1　指導教員は，２名以上（正指導教員１名・副指導教員１名以上）とする。

2　各主専攻プログラムにおいて，第３年次前期末までに指導教員決定のためのガイダンスを行い，第３年次後期に調整の上，各主専攻プログラム教員会の議を経て指導教員を決定し，学生に通知するものとする。なお，国際生物生産学主専攻プログラムにおいては，第２年次前期末までに国際生物生産学主専攻プログラム教員会の議を経て指導教員を決定し，学生に通知するものとする。

（成績の判定）

3　卒業論文の成績の判定は，当該指導教員が行うものとする。

（その他）

4　ガイダンスの実施，指導体制，論文の形式，論文試験実施方法及び論文保管方法等については，各主専攻プログラム教員会議が定めるものとする。

附　　則

この要領は，平成３１年４月１日から施行し，平成３１年４月１日から適用する。

○　広島大学生物生産学部細則第３０条に規定する論文試験の受験手続

1　受験手続きは，学部細則第９条による履修手続きをするとともに，支援室（学士課程）で交付する所定の用紙により行うものとします。

2　所定の用紙は，卒業論文題目票(以下「Ａ票」という。)並びに卒業論文成績及び題目票(以下「Ｂ票」という。)の二連様式とします。Ａ票及びＢ票の卒業論文題目は同一のものとします。

3　Ａ票及びＢ票は切り離さないで，１０月末日（前期末卒業においては，５月末日）までに学生支援室に提出するものとします。ただし，当日が休日の場合はその前日とします。提出期限後における受験手続きによる届出は，特別の事情がない限り受理しません。Ａ票には，指導教員の承認印を受けてください。

4　卒業論文を作成するにあたって，基本的な事項を習得し，卒業論文の倫理的担保を図るための研究倫理教育を，卒業論文作成開始前に受講する必要があります。研究倫理教育についての詳細は，プログラム配属後に周知します。

5　論文試験を受けようとする者は，卒業しようとする学期における授業期間末日までに卒業論文を正指導教員に提出してください。ただし，最終日が休日の場合はその前日とします。

6　卒業論文の提出時に，別紙の「卒業論文の提出に係る確認書」に必要事項を記入し，正指導教員に併せて提出してください。

年　　月　　日

卒業論文の提出に係る確認書

広島大学長　殿

学部：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学科等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年：＿＿＿＿　学生番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

卒業論文の提出に当たり，以下の全ての事項を確認しました。

論文題目：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

確認事項（チェックを入れる。）

□ 所定の研究倫理教育プログラムを受講し，研究倫理に関し必要な事項を理解したこと。

□ 研究上の不正行為（捏造，改ざん，盗用等）を行っていないこと。

□ 著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～エを満たす，適切な方法で引用を行っている。または，論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。）

ア　既に公表されている著作物であること

イ　「公正な慣行」に合致すること

・引用を行う「必然性」があること

・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること

ウ　研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること

・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること

・引用される分量が必要最小限の範囲内であること

エ　「出所の明示」をすること

□ プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または，研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており，公表方法等にも合意している。）

上記記載事項を確認しました。

指導教員

職名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

確認年月日：＿＿＿＿年　　月　　日

○ 卒業論文の評価基準

広島大学生物生産学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（農学）の学位を授与する。

卒業論文の評価は，次に定める評価基準に基づいて評価するとともに，関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

Ⅰ　論文の審査項目

(1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており，問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。

(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、結論に至るまで論理構成になっており，論理的に妥当な結論が導かれているか。

(4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

○　中国・四国地区国公立大学農学系学部との単位互換について

１　単位互換の制度について

中国・四国地区国公立大学農学系学部は，相互大学間の交流と協力を促進し，教育内容の充実を図ることを目的として授業科目の単位互換協定を締結しています。協定締結の大学学部は，鳥取大学農学部，島根大学生物資源科学部，岡山大学農学部，広島大学生物生産学部，県立広島大学生命環境学部，山口大学農学部，香川大学農学部，徳島大学生物資源産業学部，愛媛大学農学部，高知大学農林海洋科学部の１０大学１０学部です。

広島大学の学生が，他の９大学９学部から提供されている単位互換科目を履修し，そこで単位を取得したら，広島大学で単位として認定されます。

この制度により受け入れられた学生は，「特別聴講学生」といいます。

２　授業料等について

特別聴講学生に係る検定料，入学料，授業料は必要ありません。

ただし，講義・演習等で係る教材などについては実費を徴収する場合があります。また，現地までの交通費は受講生負担となります。

３　単位互換対象科目・受入人数及び履修科目の上限単位数

単位互換対象科目は別途掲示板等により掲示しますが，受入人数には，制限がありますので，履修できない場合があります。

４　履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

５　単位認定

受入大学学部の定めるところの評価に基づき，広島大学が単位認定します。

平成 17 年度から，「大学間連携によるフィールド教育体系の構築」事業が始まっています。これは，上記の単位互換の制度に基づき，中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して，相互に協力しながら，生物資源を基にした食と環境に関わる総合的なフィールド教育の体系化を図るものです。自大学にはないフィールド分野について，受講，体験，調査，発表及び学生間交流などを行います。

○里山フィールド演習（鳥取大学）
○果樹園芸の里フィールド演習（愛媛大学）
○牧場実習（岡山大学）
○「晴れの国岡山」農場体験実習（岡山大学）
○森林フィールド演習（高知大学）
○森・里・海フィールド演習（島根大学）
○作物生産科学フィールド演習（山口大学）
○食品資源フィールド科学演習（県立広島大学）
○傾斜地フィールド演習（香川大学）
○里海フィールド演習（広島大学）
○酪農フィールド科学演習（広島大学）
○臨海資源科学演習（広島大学）

各科目とも，夏季休業中に宿泊形式の集中講義で行われ，専門の選択科目になります。各演習で単位及び定員が異なります。詳しくは実施計画書をご覧ください。

科目によっては，毎年開講されない場合や，開講責任大学の都合により開講を見合わせる場合，また，新たに開講し追加される場合がありますので，詳しくは毎年実施計画書等により確認してください。入学年度の学生便覧に記載のされていない新たに開講された科目も各プログラムの選択科目として，卒業単位に含まれます。

なお，広島大学が提供する「里海フィールド演習」については，他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り，生物生産学部の学生も受講できます。

また，広島大学が提供する「臨海資源科学演習」については，生物生産学部の学生は受講できません。

その他，単位互換に関する詳細は，支援室（学士課程）に問い合わせてください。

○　水産海洋フィールド教育プログラムの単位互換について

１　水産海洋実践教育ネットワークについて

北海道大学，京都大学，広島大学，長崎大学の水産実験所（水産海洋実験施設）は，文部科学省より教育関係共同利用拠点に認定されています。そして，上記施設は水産海洋実践教育の推進とその充実を図ることを目的とし，水産海洋実践教育ネットワークを構築しています。本ネットワークでは，各実験所がそれぞれの研究フィールドの特徴と強みのある教育内容を活かし，学生が体系的に水産学・海洋学の知識を身につけることのできる実践教育システムを共同で開発・実施しています。

２　単位互換について

北海道大学水産学部，京都大学農学部，広島大学生物生産学部，長崎大学水産学部（以下「４大学学部」）は，水産海洋実践教育ネットワークが提供する授業科目の単位互換協定を締結しています。

広島大学の学生が，他の３大学３学部から提供されている単位互換科目を履修し，単位を取得したら，広島大学の単位として認定することができます。

この制度により受け入れられた学生は，「特別聴講学生」といいます。

３　授業料等について

特別聴講学生に係る検定料，入学料，授業料は必要ありません。

ただし，講義・演習等で係る教材などについては実費を徴収する場合があります。また，現地までの交通費は受講生負担となります。

４　単位互換対象科目・履修方法・受入人数及び履修科目の上限単位数

単位互換対象科目・履修方法等は別途掲示により案内しますが，受入人数には制限がありますので，履修できない場合があります。

５　履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

６　単位認定

受入大学学部の定めるところの評価に基づき，広島大学が単位認定します。

平成２９年度から，水産海洋実践教育ネットワーク提供科目の単位互換制度が始まっています。

○北海道大学提供：「特別実習Ⅰ」（毎年，数科目の提供を行っていますが，広島大学での単位認定は「特別実習Ⅰ」で行います）
○京都大学提供：「海洋生物科学技術論と実習Ⅳ」
○広島大学提供：「瀬戸内海の養殖水産物を学ぶ総合演習」
○長崎大学提供：「東シナ海学演習」，「水産海洋環境学実習Ⅰ-B」，「水産海洋環境学実習Ⅲ」

各科目とも，夏期，冬期又は春期休業中に宿泊形式の集中講義で行われ，専門の選択科目になります。各演習で単位及び定員が異なります。詳しくは実施計画書をご覧ください。

その他，単位互換に関する詳細は，支援室（学士課程）に問い合わせてください。

○　広島大学研究生規則生物生産学部取扱内規

平成 16.4.1
学部制定

（趣　　旨）
第１条 この取扱内規は，広島大学研究生規則第５条の規定に基づき，生物生産学部における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。
（研究期間の特例）
第２条 研究期間は，１月以上とし，毎月１日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし，現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。
（願い出期限の特例）
第３条　願い出期限は，研究開始日の７日前までとする。

附　　則
この内規は，平成１６年４月１日から施行する。

○　広島大学生物生産学部における長期履修学生制度について

１　長期履修学生制度とは

職業を有している者，又は本学フェニックス入学制度により入学した者を対象として，通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり，計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度である。

この制度による授業料は，通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなる。

２　対象となる学生

本学部で長期履修を願い出できる者は，本学フェニックス入学制度により入学した者で長期履修を希望する者である。

３　長期履修の期間

長期履修の期間は，在学年限の範囲内で本学部が定める年数（８年）を限度とする。

４　申請手続き等

長期履修を希望する場合は，入学後の履修ガイダンスを受けた後，チューター（指導教員）と相談のうえ履修計画を立てる必要がある。

なお，手続期間や提出書類等詳細は，支援室（学士課程）に照会すること。

○　広島大学生物生産学部における早期卒業認定に関する基準

平成 18.4.1
学部制定

（趣　　旨）
第１　この基準は，広島大学生物生産学部細則第 31 条の規定に基づき，広島大学生物生産学部（以下「本学部」という。）において３年以上在学し，本学部で定める卒業要件単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生の卒業（以下「早期卒業」という。）に関する事項について定めるものとする。ただし，編入学，再入学又は転学部した学生は早期卒業の対象とならない。

（早期卒業の申し出）
第２　早期卒業を希望する者は，第１年次終了時に，５６単位以上修得し（ただし，教職に関する科目を除く。）第１年次後期までの成績により平均評価点を算出し，９５点以上であることを確認の上，早期卒業希望届（所定の様式）を３月末日までに学部長へ提出することとする。

（早期卒業希望者の審査）
第３　学部長は第２の申し出に基づき，適格か否かについて教授会に諮るものとする。

（卒業研究受講の申し出）
第４　卒業研究受講を希望する者は，第２年次終了時に，１０２単位以上修得し（ただし，教職に関する科目を除く。）第２年次後期までの成績により平均評価点を算出し９５点以上を確認の上，卒業研究受講願（所定の様式）を３月末日までに学部長へ提出することとする。

（卒業研究受講の資格）
第５　学部長は，第４の申し出に基づき，卒業研究受講のための資格判定を教授会に諮るものとする。

（指導教員の決定及び卒業研究）
第６　プログラム内の指導教員の決定及び卒業研究は，５セメスターからとする。

（卒業の資格）
第７　教授会は，第５の判定により有資格者となった学生に対し，原則として第３年次終了時に卒業の判定を行う。

（卒業の時期）
第８　早期卒業予定者の卒業の時期は，原則として第３年次末とする。

（学習指導等）
第９　該当する学生のチューターは，第３により適格の認定を受けた学生の授業計画等に当たって，適切な措置及び指導を行うものとする。
２　第３により適格の認定を受けた学生は，授業科目履修表に掲げた履修時期より早期に履修することができる。

（雑　　則）
第１０　この基準に定めるもののほか，早期卒業に関し必要な事項は，別に定める。

附　　則　（平成３１年３月５日　一部改正）
この基準は，平成３１年４月１日から施行する。

○　広島大学生物生産学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する基準

平成 18. 4. 1
学部制定

（趣　　旨）

第１　この基準は，広島大学生物生産学部細則第 13 条の規定に基づき，広島大学生物生産学部（以下「本学部」という。）において１年間又は１学期間に履修登録できる単位数の上限に関し，必要な事項を定めるものとする。

（対象学生）

第２　対象となる学生は，本学部に在籍する者とする。ただし，次の各号の一に該当する学生は，この基準の対象とならない。

（１）４年以上在籍している学生

（２）本学部に編入学，再入学又は転学部した学生

（対象科目）

第３　履修登録できる単位数の上限の対象となる授業科目は，本学部及び他学部等で卒業の要件として履修する授業科目とする。ただし，以下の科目は対象としない。

（１）インターンシップに関する科目

（２）中国・四国地区国立大学農学系学部との単位互換対象科目

（３）水産海洋フィールド教育プログラムの単位互換対象科目

（４）副専攻プログラム科目

（５）教養教育科目として開講する集中講義

（６）他学部が開講する集中講義

（７）本学部が開講する集中講義

＊　教職に関する科目は卒業要件となっていないため対象としない

（履修登録上限単位数）

第４　授業科目の履修登録単位数は，各年次において５６単位まで，前期３０単位までを上限とする。後期の登録単位数は５６単位から前期の修得単位数を差し引いた単位数を上限とする。

（履修登録単位数の特例）

第５　成績優秀者として認定された学生は，第４の規定にかかわらず，認定を受けた翌年度に履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修登録することができる。

（成績優秀者の認定方法）

第６　第５に掲げる成績優秀者は，以下の要件を満たしている者であるとし，成績優秀者として教授会へ報告及び該当者に通知するものとする。

（１）過去１年間に，第３に定める対象科目を３０単位以上修得していること。

（２）次の算式による平均評価点が９０点以上であること。

$$\text{平均評価点}=\frac{\text{秀の単位数}\times 4+\text{優の単位数}\times 3+\text{良の単位数}\times 2+\text{可の単位数}\times 1}{\text{総登録単位数}\times 4}\times 100$$

（履修指導）

第７　履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修する成績優秀者を担当するチューターは，この者に対し，履修授業科目及び単位数等適切な履修指導を行うものとする。

（雑　　則）
第８　この基準に定めるもののほか，授業科目の履修登録単位数の上限に関し必要な事項は，別に定める。

附　則　（平成３１年３月５日　一部改正）
この基準は，平成３１年４月１日から施行する。

○「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに，大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また，修得した単位については，早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り，10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお，2019年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは，2021年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（2019年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，国際協力研究科，法務研究科，統合生命科学研究科，医系科学研究科

○履修資格

(1)　履修時に，所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
(2)　本学大学院に進学を志望する者
(3)　履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが，進学を志望する研究科（専攻・プログラム）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」　－　「学びのサポート」　－　「学士課程」のページに掲載しています。

○ 教育職員免許状の取得について

教育職員となるためには，教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定められている所定の単位を修得し，希望する教科の免許状を取得しなければならない。

本学部で取得できる教育職員免許状は「高等学校教諭理科一種免許状」のみで，取得要件等は次のとおりである。

１．教育職員免許状取得要件

第１欄		第２欄	第３欄		
所要資格 / 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	２０	２３	１６

２．免許法上の単位修得方法について

１）教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目

教育職員免許法施行規則により，次の表に掲げる本学の該当授業科目の中から履修すること。

	必要単位数	本学の該当授業科目	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	必修
体育	2	健康スポーツ科学，スポーツ演習 スポーツ実習Ａ，スポーツ実習Ｂ	２単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーションⅠＡ，コミュニケーションⅠＢ コミュニケーションⅡＡ，コミュニケーションⅡＢ	２科目選択必修
情報機器の操作	2	情報活用基礎，情報活用演習	２単位選択必修

２）教科に関する科目

次の表の第２欄に掲げる科目について本学部開講の該当授業科目の中からそれぞれ最低修得単位数を修得し，計２０単位を修得すること。

第１欄	第２欄		最低修得単位数	合計
免許教科	教科に関する科目	本学部開講の該当授業科目		
理科	物理学	*生物生産学のための物理学入門 食品物理学 食品工学	4	計２０単位以上
	化学	*分子生化学入門 動物栄養学 食品栄養学 分子細胞生物学 ゲノム科学Ⅱ	4	
	生物学	*微生物学入門 生理学入門 水圏生産科学Ⅱ 水圏動物学Ⅱ 水圏生態学Ⅱ 動物遺伝育種学 生殖生物学 動物生体機構学 植物栄養生理学	4	
	地学	*生物環境学 水圏環境学Ⅰ 植物生産土壌学	4	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎物理学実験 *基礎化学実験 *基礎生物学実験Ⅰ *基礎生物学実験Ⅱ	4	

＊印の授業科目は，「教科に関する科目」における必修科目を示す。

３）教職に関する科目

次の表により，全てを修得すること。ただし，卒業単位には算入されない。

第一欄	教職に関する科目		授業科目	最低修得単位数	開設学部
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2	教育学部
		教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理，人権・同和教育	6	
		幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論，発達心理学，教育・学校心理学，学習・言語心理学，乳幼児心理学，幼児教育学，幼児教育学演習		
		教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度，比較教育学，教育経営学，比較教育学演習，教育経営学演習		
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論，教育方法学	6	
		各教科の指導法	○自然システム（理科）教育法Ⅰ，○自然システム（理科）教育法Ⅱ，自然システム（理科）教育実践論，理科カリキュラム論，理科授業プランニング論，理科教材プランニング論		
		特別活動の指導法	○特別活動指導法		
		教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）	○教育方法・技術論，教育方法学演習		
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	2	
第五欄	教育実習		○教育実習指導C	1	
			○中・高等学校教育実習Ⅱ	2	
第六欄	教職実践演習		○教職実践演習（中・高）	2	
合計				２３	

備考１．○は必修科目

２．上記の科目は全て教育学部で開設しているので，受付期間，手続方法等については「Ｍｙもみじ」及び教育学部の掲示板等で必ず確認すること。

４）教科又は教職に関する科目

次の表に掲げる科目又は「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」において，それぞれの最低修得単位数を超えて履修した科目をもって，これに充てる。

科目の区分	授　業　科　目	最低修得単位数	開設学部
教科又は教職に関する科目	理科教育評価論 比較科学教育論 科学教育デザイン論 科学教育教材メディアデザイン論 科学教育史 道徳教育指導法	１６	教育学部

３．教育実習（本実習）受講資格

中・高等学校教育実習Ⅱを受講するための条件は以下のとおりである。

１）教育実習指導Ｃの単位を修得していること。

２）３年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】

各教科の指導法（自然システム（理科）教育法Ⅰ・Ⅱ）４単位，教職入門，教育の思想と原理，教育と社会・制度，児童・青年期発達論，教育課程論，教育方法・技術論，生徒・進路指導論，特別活動指導法のうち１４単位合計１８単位以上

【教科に関する科目】

１０単位以上

★　教育実習は，事前の説明会，オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。

★　説明会，オリエンテーション，実習全てにおいて無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。

４．教職実践演習履修要領

教職実践演習（中・高）（８セメスター）を履修する場合は，広島大学の中・高等学校教育実習Ⅱの単位を修得していること。ただし，教職実践演習を受講するセメスターまでに，教育実習の単位を修得できない場合は，同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に，履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は，教職実践演習の履修を中止とし単位を認めない。

★　教職実践演習では，「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って，セメスターごとに評価材を蓄積し，決められた時期に「自己振り返り」を行い，教員によるレベル判定を受けること。

教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

＜教職実践演習について＞

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により，平成 22 年度入学生から「教職実践演習」（4 年生後期の授業）が新設されました。この授業は，教員免許状を取得するにあたり必要な知識技能などを習得していることを確認する授業です。それには，そうした知識技能などの習得状況を示すための証拠や振り返るための資料を残しておく必要があり，文部科学省は，“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを，広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

＜教員免許ポートフォリオについて＞

教員免許ポートフォリオには，教員免許状を取得する者として必要な知識技能などを習得していることを示す証拠や資料を，広島大学教員養成スタンダードの 8 規準それぞれに対応させて蓄積します。蓄積した証拠や資料は振り返りや教職実践演習の際に活用するほか，適切な時期に教員によって各規準の評価材として利用され，到達レベルが判定されます。

＜教職実践演習までの流れ＞

教職実践演習は，教員免許状を取得する際の必修科目です。教職実践演習を履修する場合，教員免許状の取得を希望する校種・教科のうち，主免許状として教育実習を受講する校種・教科に応じて，指定された証拠・資料を教員免許ポートフォリオに蓄積していく必要があります。校種・教科によっては 1 セメスターから蓄積しなければならない場合があるので，教員免許状の取得を希望する人は，下記ホームページ中の「免許種および教科の選択」のページで希望の校種・教科を選択した後，入学年度ごとの資料「評価材一覧」をダウンロードし，いつ，何をする必要があるのか，必ず確認しておいてください。ただし，当該ページにアクセスするためには，「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について，「My もみじ」等を通して連絡があるので，見落とさないよう注意してください。分からないことがあれば，チューター，または下記の問い合わせ先まで連絡してください。

【例】教職実践演習（中・高）を履修するまでの流れ図

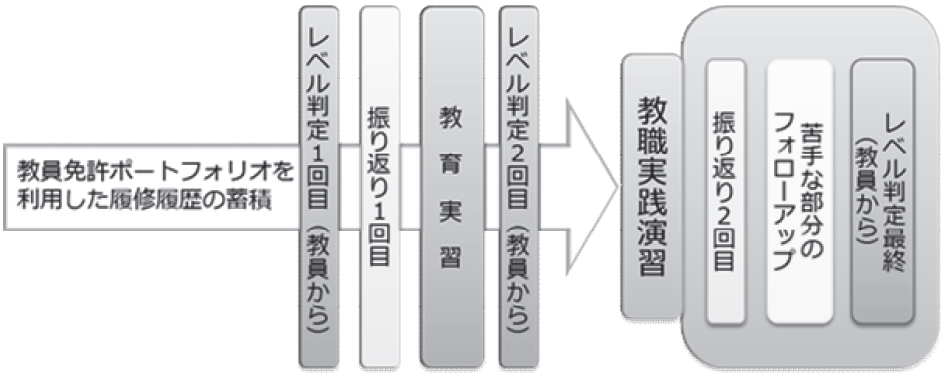

教職実践演習・教員免許ポートフォリオのホームページ　http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/

問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習に関すること	教育学研究科支援室（学士課程担当）	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオに関すること	教員免許ポートフォリオ支援室（教育学部管理棟1階）	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

○　学芸員となる資格の取得について

（学芸員の職務）

学芸員は，博物館法に基づき，博物館に置かれる専門的職員であり，博物館資料の収集，保管，展示，調査研究，教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

（学芸員の資格）

学芸員となる資格は，博物館法第５条に規定されており，学士の学位を有し，大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし，ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより，学芸員となる資格を有するというものであり，教育職員免許状のように，免許状を得るものとは異なる。

また，学芸員は，所要の要件を満たしている者が，博物館に任用されることによって学芸員となり得るものである。

なお，学芸員資格取得については，学芸員資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっている。詳細は，学生便覧の「ハイプロ P11～12」を参照のこと。

（特定プログラム）https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei

○　食品衛生監視員及び食品衛生管理者について

食品衛生監視員及び食品衛生管理者任用資格は，生物生産学部生物生産学科「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」の所定の科目を履修した者に授与されるものである。

食品衛生監視員は，国（厚生労働大臣），都道府県知事，保健所を設置している市の市長及び特別区の区長が任用し，食品衛生法の規定に基づき，食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導の職務等を行なう官吏又は吏員のことをいう。国の食品衛生監視員は，検疫所における輸入食品の監視指導や地方厚生局における総合衛生管理製造過程の承認等を主として行なう。一方，自治体の食品衛生監視員は,保健所などにおける各自治体の所管地域の営業施設等への監視指導を行う。

食品衛生管理者は，特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品,食肉製品,食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する営業者の施設において，その施設毎に設置が義務づけられている（食品衛生法第 48 条第 1 項）。その業務については，当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように，その食品又は添加物の製造又は加工に従事するものを監督し（食品衛生法第 48 条第 3 項より），さらに,前項に定めるもののほか，当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又は法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため，当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき，必要な注意をするとともに，営業者に対し必要な意見を述べなければならない（食品衛生法第 48 条第 4 項より）と定められている。

生物生産学科にあって，別表の「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」に定めた科目・単位数を履修した者は，卒業時に「食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得証明書」が交付される。

１　履修方法について

食品衛生監視員及び食品衛生管理者任用資格取得を希望する者は，別表のＡ群からＤ群でそれぞれ１科目以上，その単位の合計で２２単位以上，かつ，Ｅ群の科目を含めての総単位数が４０単位以上になるように履修しなくてはならない。**ただし，＊印のついた科目（微生物学入門，公衆衛生学，食品衛生学）は，必ず履修しなければならない。**

２　「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」の登録について

プログラム配属（２年次前期末）の志望調査のときに，あわせて本養成課程の登録希望調査を行うこととする。

３　編入学生の前校が養成施設でない場合であって，本学部で単位認定したものについては，任用資格取得に必要な単位数として認めない。

別表

「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」に定める必要な科目

区　　分	授　業　科　目	単位
A　　群 （化　　学）	基礎化学実験	1
	基礎物理学実験	1
	有機化学	2
	一般化学	2
B　　群 （生 物 化 学）	分子生化学入門	2
	基礎生物学実験Ⅰ	1
	基礎生物学実験Ⅱ	1
	種生物学	2
	細胞科学	2
	分子細胞生物学	2
	生物有機化学	2
	食品生化学	2
C　　群 （微 生 物 学）	**＊微生物学入門**	**2**
	食品微生物学	2
D　　群 （公衆衛生学）	**＊公衆衛生学**	**2**
	＊食品衛生学	**2**
計（A～D群）　２２単位以上		

＊印のついた科目は，必ず履修しなければならない。

区　　分	授　業　科　目	単位
E　　群 （関 連 科 目）	水産食品化学	2
	動物栄養学	2
	天然物有機化学	2
	生物機能化学	2
	ゲノム科学Ⅱ	2
	食品物理学	2
	水圏動物学Ⅱ	2
	動物環境生理学	2
	植物栄養生理学	2
	生物環境学	2
	病理学	2
	動物生体機構学	2
	高次生命科学	2
	動物遺伝育種学	2
	食品栄養学	2
	生物統計学	2
	食品機能学	2
	水産食品製造学実験実習	1
	畜産食品製造学実験実習	1
	農産食品学	2
	食品工学	2
	食品物性工学	2
	食品開発学	2
	食料生産管理学	2
	科学技術倫理学	2
	食料資源論	2
	食料システム論	2
	水産食品化学	2
	動物栄養学	2
合計（A～E群）　４０単位以上		

○ インターンシップについて

インターンシップとは，一般的には学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度です。大学内での授業から一歩離れ，実社会の動きの中でものの見方，考え方を養うと同時に，一線で活躍する職業人との出会いや会話の中から見聞を広め，人格形成を図ることができます。

単位として認められているインターンシップには，以下の３つがあります。

１　「中山間地域・島しょ部連携インターンシップ」

・　中山間地域・島しょ部において，農漁業の現場を体験するインターンシップ（１単位）です。

・　１～４年次生を対象として，大学から体験先の農場などに依頼を行い，年間を通して実施します。

・　期間は４～７日間程度としています。

２　「インターンシップⅠ」

・　本学部の専門教育に近い分野の，食品関連企業や農漁業及び食品関連の研究・行政機関などで実施するインターンシップ（１単位）です。

・　１～４年次生を対象として，大学から企業へ依頼を行って実施します。

・　期間は５～１０日間程度（夏季休業中）としています。

３　「インターンシップⅡ（広島大学全学インターンシップ）」

・　広島大学全学で実施しているインターンシップ（１単位）です。本インターンシップについては，広島大学グローバルキャリアデザインセンターのホームページを参照してください。

（広島大学グローバルキャリアデザインセンターのホームページ）

http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/index.html

インターンシップで研修することにより，大学で学んだ専門知識などが実社会において如何に役立っているのか認識するとともに，社会人としての自覚など人間形成において重要な学習の機会となりますので，積極的に参加してください。

インターンシップに関する諸手続の連絡は，「Ｍｙもみじ」や学部掲示板により行うので，参加を希望する者は特に注意してください。

なお，インターンシップに参加する場合は，参加期間中の傷害や賠償を保障する保険に必ず加入する必要がありますが，「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」については，大学及び本学部が保険料を負担し，入学時に加入していますので，個人での加入は必要ありません。

初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では，学部１年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験，就業体験，ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験）」を 2019 年度から実施します。これは，大学における学修と社会での経験を結びつけることで，今後，みなさんが大学生活をより有意義に送るよう喚起するとともに，将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先，実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学部・学科等		初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
総合科学部		「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
文学部		学生便覧の「初年次インターンシップ（社会体験）の実施について」を参照してください。
教育学部		内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
	教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
	教特	「小学校教育実習入門」,「特別支援学校教育実習入門」,「教養ゼミ」の一部で実施
	教二 教三 教四 教教	「中・高等学校教育実習入門」の一部で実施 ※教日，教造，教教は「教養ゼミ」も活用して実施
	教心	「教養ゼミ」の一部で実施
法学部		学生便覧の「法学部における初年次インターンシップ（社会体験）について」を参照してください。
経済学部		教養ゼミの一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
理学部		詳細は，ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
	理数	下見地域の清掃ボランティア等
	理物	広島県内企業等でのインターンシップに派遣
	理化	マイクロンメモリジャパン合同会社への企業訪問（工場見学・体験実習）
	理生	宮島の寺院・施設等への訪問，現地生徒との交流
	理地	博物館・企業等への訪問（見学・体験実習）（「地球科学野外巡検Ａ」内で実施）
医学部		夏季休業期間中，医学部・歯学部・薬学部３学部合同で，医療機関等での合

歯学部		同早期体験実習を実施します。詳細は My もみじで通知します。
薬学部		
工学部		詳細は，各類のガイダンスで説明します。
	工一	「教養ゼミ」の一部で，工場見学（情報交換等を含む）を実施
	工二	企業インターンシップ，または，施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
	工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
	工四	「教養ゼミ」の一部で，社会基盤施設見学（ディスカッション含む），または，建築の公開見学イベントのスタッフとして参加
生物生産学部		「教養ゼミ」の一部で実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部		学生便覧の「『学部教育』初年次インターンシップ（社会体験）」を参照してください。

教育学部，理学部，工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類（学校教育系）初等教育教員養成コース	理数	理学部数学科
教特	第一類（学校教育系）特別支援教育教員養成コース	理物	理学部物理学科
教二	第二類（科学文化教育系）	理化	理学部化学科
教三	第三類（言語文化教育系）	理生	理学部生物科学科
教日	第三類（言語文化教育系）日本語教育系コース	理惑	理学部地球惑星システム学科
教四	第四類（生涯活動教育系）	工一	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
教造	第四類（生涯活動教育系）造形芸術コース	工二	第二類（電気電子・システム情報系）
教教	第五類（人間形成基礎系）教育学系コース	工三	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
教心	第五類（人間形成基礎系）心理学系コース	工四	第四類（建設・環境系）

○　広島大学生物生産学部関連の附属施設

１　練習船豊潮丸

海洋観測機器を数多く搭載し，電気モーターでスクリューを動かす「全電気推進システム」を採用した環境にやさしい中型の練習船です。

総トン数２５６トン，全長４０．５ｍ，幅８．５ｍ，深さ３．７ｍ，航海速力約１２ノット，乗船定員３２名（うち乗組員１２名）の鋼船で，学生の実習（乗船，沿岸航法，魚撈等），外海における調査研究（一般海洋観測，生物採集調査）並びに瀬戸内海の環境保全と海洋生物資源の有効利用に関する教育・研究を行います。

なお，基地は呉市宝町７番４号です。

２　恒温実験水槽棟，屋外実験水槽

恒温水槽室，培養室を備えた恒温実験水槽棟とコンクリート水槽及び濾過循環装置を備えた屋外実験水槽があり，水産動物の遺伝，生理，病理，栄養，行動生態，生化学等に関する研究に使用しています。

３　家畜環境制御実験棟，家禽・家畜舎

家畜環境制御実験棟は，環境調節室，無窓実験室，洗浄実験室，小動物飼育室，世代動物室，代謝室等からなり，家畜，家禽及び実験動物を環境制御の下で飼育し，各種の実習並びに実験研究に使用しています。

家禽・家畜舎は，産卵鶏室，交配室，大雛室，水禽室，中小動物飼育室等からなり，ニワトリ，ウズラ等の家禽及びメン羊等の家畜を飼育し，各種の実習並びに実験研究に使用しています。

４　精密実験圃場，ガラス室・網室・温室，作物調査試験棟

植物の生育に関する試験研究や学生の実験実習を行う施設で，作物栽培や耕地土壌に関する研究を行う精密実験圃場，植物の水耕栽培・土壌ポット栽培を行うガラス室・網室・温室，種々の測定や実験材料の準備・処理を行う作物調査試験棟などから構成しています。温度・湿度を精密に制御できるグロースキャビネットも設備しています。

５　食品製造実験実習棟

水産練製品缶詰製造室，凍結乾燥実験室，調味配合室，畜肉製品製造室，乳製品製造室及び冷蔵冷凍庫等からなり，水産物，畜産物（肉，乳）の保蔵，加工・製造に関する実験実習及びこれら生物資源の利用研究に使用しています。

６　ラジオアイソトープ実験棟

各種のラジオアイソトープの測定機器等を具備し，動物，植物，微生物の代謝，生体反応，生体成分の生合成等に関する研究に使用しています。

７　工作機械実習棟

第１機械工作室（金工）,第２機械工作室（木工）からなり，機械加工などを利用して実験装置等の作成に寄与しています。また一部の学生実験実習にも使用しています。

８　農場

大学キャンパスの東南部に位置し，総面積３５ヘクタールを有し，乳牛，肉牛，ヒツジ，ヤギ，鶏などを研究や実習用に飼育しています。乳牛は，ホルスタイン種の搾乳牛３０頭程度と子牛や育成牛などを１０頭程度飼育し，肉牛は２５頭程度飼育しています。農場は，家畜の生産・管理システムに関わる独自の研究・教育活動を行うとともに，畜産学並びに関連する学問分野の教育科目によって，多方面にわたる研究・教育活動に利用しています。

また，家畜の管理や飼料作物生産を実地で学ぶための農場実習も行っています。

９　水産実験所

竹原市に位置し，研究・教育棟（３階建），増殖実験飼育棟・精密実験飼育棟，屋外飼育水槽，海面網生簀並びに小型調査艇「からぬす丸」（１４人乗り）などの施設・設備を備えています。

水産実験所は，研究面では，瀬戸内海を主たる対象海域とする環境学，浮遊生物学，水産生物の資源学，生理学，生態学，増養殖学，魚病学，魚類・無脊椎動物の生化学など，多方面にわたる研究活動が行われ，水産学並びに関連する学問分野の発展，瀬戸内海の環境保全，地方産業の振興に寄与しています。

教育面では，主として，水圏統合科学プログラムの学生を対象とする水圏フィールド科学実験Ⅱ（夏期臨海実習），各研究室担当の学生実験の一部，卒業論文実験をはじめ，大学院統合生命科学研究科博士課程前期・後期学生の実験・研究に活用します。

学生生活について

○ チューターについて

入学年度及びプログラムを単位として決まっており，学科課程の履修，修学，就職指導を始めとして大学生活全般，その他個人的な問題に至るまで広く諸般の相談に応じ，適切な助言・指導を行います。

プログラム	主・副	職　名	氏　　名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
水圏統合科学プログラム	主	教　授	坂井　陽一	Ａ２１６	７９７５	sakai41@hiroshima-u.ac.jp
	副	准教授	斉藤　英俊	Ａ２１８	７８９５	saito@hiroshima-u.ac.jp
応用動植物科学プログラム	主	教　授	豊後　貴嗣	Ｂ５０５	７９５７	bungo@hiroshima-u.ac.jp
	副	准教授	磯部　直樹	Ｂ３０４	７９９３	niso@hiroshima-u.ac.jp
食品科学プログラム	主	教　授	羽倉　義雄	Ａ１２３	７９３８	hagura@hiroshima-u.ac.jp
	副	准教授	川井　清司	Ａ１２２	４３６６	kawai@hiroshima-u.ac.jp
分子農学生命科学プログラム	主	准教授	矢中　規之	Ａ６０９	７９７９	yanaka@hiroshima-u.ac.jp
	副	准教授	大村　尚	総B５０１	６５０２	homura@hiroshima-u.ac.jp

（注）主・副欄の主はチューター１を，副はチューター２を示しています。チューター１が主たるチューターとなり，チューター２と協力しながら修学及び学生生活に関し必要な指導と助言を行います。

（注）部屋番号欄の総は総合科学部を示しています。

○ 事務機構と分担事務の内容

（注）主として学生に関係のあるものを掲載

学部長 ― 支援室長 ― **生物学系支援室（学士課程）**

- 学生の募集
- 学生の入学・退学・転学部・休学・復学及び卒業
- 教育課程，科目履修方法及び修得単位数
- 授業時間割，受講，受験の届出及び定期試験
- 学外実習及び見学，インターンシップ
- 学籍簿，学業成績原簿，
- 卒業（見込）証明書，成績証明書，在学証明書，学生証
- 通学証明書，学生生徒旅客運賃割引証
- 教育職員免許状
- 外国人留学生，研究生，科目等履修生
- 学生団体，集会，行事，印刷物の配布等の届出
- 学生の自治（課外）活動
- 学生の身上・学生相談
- 学生の報奨，懲戒及び除籍

支援室長 ― 生物学系支援室（総務・人事）

- 授業料免除，奨学金，学生教育研究災害傷害保険等請求手続，課外活動，学生宿舎等
  …学生生活支援グループ（学生プラザ３階）
- 定期健康診断，健康相談，カウンセリング等
  …保健管理センター
- 就職情報，インターンシップ，キャリア相談，大学運営支援業務（学内アルバイト）紹介等
  …グローバルキャリアデザインセンター（学生プラザ２階）

○ 学　生　生　活　等　に　つ　い　て

１　掲示及び連絡方法

本学では，学生への伝達・連絡事項は「My もみじ」（学生情報の森「もみじ」）と学部の掲示板により行いますので，毎日「My もみじ」にログインして確認してください。確認しなかったことにより思いもかけぬ不利益を被ることがあるので注意してください。

掲示した事柄は，皆さんは既に周知しているものとして処理しますので，見落としや誤解のないようにしてください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは，友人等に依頼しておくなどの方法により，遺漏のないようにしてください。

また，教養教育科目を受講している人は，総合科学部の「掲示板」を，他学部の授業を受講している人は，当該学部の「掲示板」も十分注意しておいてください。

家族・知人等より電話で依頼があっても，誤解を生じないためにも応じられません。必要な要件は，掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお，学生が学部の掲示板を利用したい場合は，あらかじめ支援室（学士課程）に申し出て「学生用掲示板」を使用してください。掲示期限が経過した掲示物は，使用者が責任をもって撤去するようにしてください。

ただし，以下のいずれかに該当する場合及び重要な事項は，各学部の掲示板にも掲示します。

１．履修登録期間中
２．新入生（４月入学）・編入学生に対する掲示　　→　　４月末日まで
３．「My もみじ」が正常に稼働しない場合

２　学生証及び住所届

（１）学生証（ＩＣカード身分証）

学生証は常に携帯し，証明書を受領するときに職員の要求があれば提示してください。また，試験の際は学生証を必ず携行し，教員の指示により机上の見えやすいところにおいてください。

学生証の有効期間は，学部生は修業年限（４年）の末日までです。また，修業年限を超えて在学する場合は，発行の日から当該年度の末日までです。

更新を要する学生は，年度当初に最近３か月以内に撮影した，写真１枚（縦 4.0cm×横 3cm，正面上半身・無帽，色眼鏡不可，裏面に学生番号・氏名を記入）を支援室（学士課程）に提出してください。また，学生証を紛失又は汚損したときは「学生証再交付願」を支援室（学士課程）で受け取り，所要事項を記入後，提出し学生証の交付を受けてください。

なお，有効期間を経過した学生証は，速やかに支援室（学士課程）へ返却してください。

※「広島大学学生証取扱細則」及び「履修登録・試験及び成績」も参照してください。

（２）住所届

住所の届け出は必ず行ってください。年度途中に住居・メールアドレス・携帯電話の番号を変更したときは，その都度提出してください。重要・緊急な連絡等を行う場合に必要となり，緊急時の連絡ができません。そのために，不利益を被っても責任は負いません。

３　ロッカー

本学部は，学生の利用に供するためＣ棟２階学生ロッカー室に学生ロッカーを設置していますので，ロッカーを使用したいときは，支援室（学士課程）で使用許可を受けてください。

なお，ロッカー内には，危険物・貴重品を入れないでください。

※（生物生産学部ロッカー使用要領参照）

４　私の提案箱

本学部では，皆さんからの要望や意見を聞くために，「私の提案箱」を支援室（学士課程）出入り口に設置しています。

学部の施設設備，学部教育・研究活動及び教職員に対しての，意見・改善要望・感想を，書式は問いませんので，できるだけ自分のお名前を記名して，意見を述べてください（無記名でも結構です）。ただし，個別の教員や事務員に対する誹謗中傷はご遠慮ください。皆さんの意見や意見・改善要望・感想については，可能なものから改善を進め，皆さんと共に私たちの学部をより良くしていきたいと考えています。

5　なんでも相談窓口

「修学上の悩み」，「生活上の悩み」，「覚えのない請求書」等の相談は，学生生活支援グループ（学生プラザ３階）内の「なんでも相談窓口」に連絡してください。
※（相談場所は別冊の「学生生活の手引」参照）

6　遺失物・取得物

（１）遺失物

遺失者（持ち物を失くした人）は，直ちに１年次生は総合科学部支援室（学士課程）で，２年次生以上は本学部の支援室（学士課程）に届け出るとともに，最寄りの警察署にも届け出てください。

必要があれば，関係金融機関への連絡も行ってください。

（２）取得物

取得者（持ち物を拾った人）は，最寄りの学部の支援室（学士課程）へ届け出てください。

7　防犯等への注意

学生は常日頃から，盗難に遭わないように，貴重品は各自で管理するとともに，夜間は複数で行動するなど，十分な注意が必要です。万一，被害に遭ったときは，直ちに最寄りの警察に通報するとともに，支援室（学士課程）に連絡してください。

8　その他

各種証明書，各種申請及び届出，授業料免除，授業料納付，各種奨学金，就職，保険，カウンセリング等については，別冊の「学生生活の手引」に記載していますので，熟読しておいてください。

○ 事 件 ・ 事 故 の 対 応 に つ い て

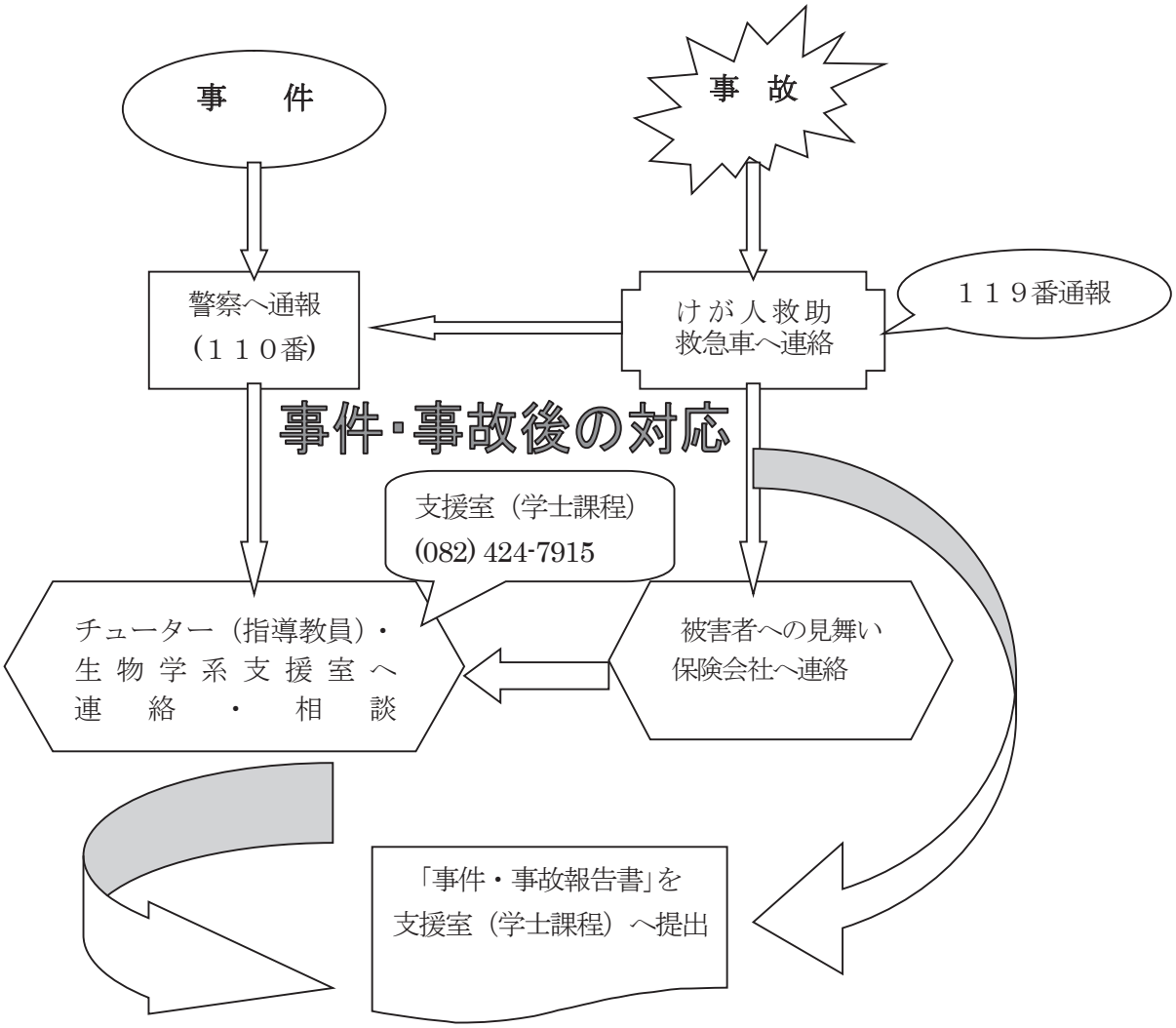

事件や交通事故にあった場合は，警察等に連絡するとともに，必ずチューター（指導教員）及び支援室（学士課程）に連絡してください。チューター（指導教員）の連絡先は，各自で確認し，下表に記録しておいてください。

＜学生控え＞

チューター（指導教員） 氏　　名	連　　絡　　先
	(TEL)

○　生物生産学部学生用ロッカー使用要領

第１　学生の利用に供するためＣ棟２階学生ロッカー室に学生ロッカーを置く。

第２　ロッカーは学部学生生活委員会が管理し，貸出等に係る事務は支援室（学士課程）が代行する。

第３　ロッカーを使用できる期間は，次のとおりとする。
　学部２年次から３年次後期終了日（３月３１日）までとする。
　第３年次編入学生は入学後３年次後期終了日（３月３１日）までとする。

第４　ロッカーの使用を希望する者は，別紙使用願を支援室（学士課程）に提出し許可を受けなければならない。
２　前項により使用を許可された者には，使用許可書を交付する。

第５　使用者が，退学，及び使用の必要がなくなったときは，速やかにロッカー内部を全て片付け，支援室（学士課程）に返却しなければならない。
　その際には支援室（学士課程）職員が立会うものとする。

第６　使用者は，次の各号を遵守しなければならない。
（１）使用許可のロッカーには施錠し，自ら責任をもって盗難に注意すること。
（２）ロッカーの配置場所の移動，及び使用者交互に貸借することを禁ずる。
（３）ロッカー内の整理整頓に心がけ危険物・貴重品は入れないこと。
（４）落書きしたり，ステッカー等を貼らないこと。
（５）支援室（学士課程）が必要と認めた場合，ロッカー内を点検することを承知する。

第７　使用者がロッカーを損傷したときは，直に支援室（学士課程）に届出なければならない。
２　前項の場合，使用者は支援室（学士課程）の指示により速やかに修理又は弁償しなければならない。

第８　使用者がこの要領に違反したときは，学部長はロッカーの使用許可を取り消すことがある。

―別紙様式略―

教　員　名　簿　等

○ 教　　員　　名　　簿

生物生産学部　〒739-8528　東広島市鏡山一丁目４番４号　電話（082）422-7111（代表）
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

プログラム	職　名	氏　　名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
水圏統合科学プログラム	教　授	海野　徹也	Ａ３１７	７９４４	umino@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	大塚　　攻	水産実験所	0846-22-2362	ohtsuka@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	河合幸一郎	Ａ２１７	７８９４	kawagogi@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	小池　一彦	Ａ４１３	７９９６	kazkoike@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	坂井　陽一	Ａ２１６	７９７５	sakai41@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	山本　民次	Ａ４１７	７９４５	tamyama@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	加藤　亜記	水産実験所	0846-24-6781	katoa@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	斉藤　英俊	Ａ２１８	７８９５	saito@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	冨山　　毅	Ａ２１４	７９４１	tomiyama@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	橋本　俊也	Ａ４１８	７８９６	thasimt@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	Lawrence M.Liao	Ａ３１８	４３７５	lliao@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	吉田　将之	Ａ３１９	７９８２	yosidam@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	若林　香織	Ａ３１５	７９８９	kaoriw@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	近藤　裕介	水産実験所		
	准教授	中口　和光	呉基地	0823-23-4853	nakaguchi-kazu3@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	山口　修平			s-yamaguchi@hiroshima-u.ac.jp
応用動植物科学プログラム	教　授	小櫃　剛人	Ｂ５０９	７９５５	tobitsu@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	実岡　寛文	Ｂ１１１	７９１７	saneoka@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	谷田　　創	農場	７９７４	htanida@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	都築　政起	Ｂ４１６	７９５０	tsudzuki@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	冨永　るみ	Ｂ１０５－２	７９６６	rtomi@hiroshima-u.ac.jp

プログラム	職　名	氏　　名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
応用動植物科学プログラム	教　授	豊後　貴嗣	Ｂ５０５	７９５７	bungo@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	前田　照夫	Ｂ４１３	７９５２	temaeda@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	吉村　幸則	Ｂ３０２	７９５８	yyosimu@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	磯部　直樹	Ｂ３０４	７９９３	niso@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	上田　晃弘	Ｂ１０５－１	７９６３	akiueda@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	河上　眞一	Ｂ５１５	３８５７	skawak@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	黒川　勇三	農場	７９７３	yuzokuro@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	杉野　利久	Ｂ５１３	７９５６	sugino@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	長岡　俊徳	Ｂ１１２	７９６９	tnagaok@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	梅原　崇	Ｂ４１１		
	助　教	沖田　美紀	農場	４１８２	miki226@ hiroshima-u.ac.jp
	助　教	妹尾　あいら	農場	４５８７	airaseosan@ hiroshima-u.ac.jp
	助　教	中村　隼明	Ｂ４０７	７９４３	ynsu@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	新居　隆浩	Ｂ３１０	４１４７	tanii@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	星野　由美	Ｂ２０８－１	４２１３	hoshimi@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	劉　利雲	Ｂ１０９	５７５４	liuly@hiroshima-u.ac.jp
食品科学プログラム	教　授	浅川　　学	Ａ８０４	７９３０	asakawa@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	上野　　聡	Ａ１１８	７９３４	sueno@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	島本　　整	Ａ５０５	７８９７	tadashis@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	鈴木　卓弥	Ａ８０８	７９８４	takuya@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	田中　秀樹	Ｂ２１８	７９６０	tanaka@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	中野　宏幸	Ａ５１４	７９２０	hnakano@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	羽倉　義雄	Ａ１２３	７９３８	hagura@hiroshima-u.ac.jp

プログラム	職　名	氏　　名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
食品科学プログラム	准教授	川井　清司	Ａ１２２	４３６６	kawai@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	成谷　宏文	Ａ５１１	７９２１	nariya@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	細野　賢治	Ｂ２１５	７９５９	kjhosono@hiroshima-u.ac.jp
	講　師	平山　　真	Ａ８０５	７９２９	hirayama@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	小林　　元	Ｂ２１７	７９６１	yount@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	山本　祥也	Ａ８０７	７９３２	yamamo59@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	Thanutchaporn Kumrungsee	Ａ６０６	７９８０	kumrung@hiroshima-u.ac.jp
分子農学生命科学プログラム	教　授	江坂　宗春	Ａ７０６	７９２７	mesaka@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	太田　伸二	総Ｃ２２４	６５３７	ohta@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	三本木至宏	Ａ７０２	７９２４	sambongi@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	島田　昌之	Ｂ４１２	７８９９	mashimad@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	清水　典明	総Ｃ３２１	６５２８	shimizu@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	長沼　　毅	Ａ４１５	７９８６	takn@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	古澤　修一	Ｂ３１４	７９６７	sfurusa@hiroshima-u.ac.jp
	教　授	堀内　浩幸	Ｂ３１３	７９７０	hhori10@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	大村　　尚	総Ｂ５０１	６５０２	homura@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	冲中　　泰	Ａ５０６	７９７８	okinaka@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	国吉　久人	Ａ６０５	７９４８	hkuni@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	手島　圭三	総Ｂ３１０	６５２９	teshi@hiroshima-u.ac.jp

プログラム	職　名	氏　　名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
分子農学生命科学プログラム	准教授	西堀　正英	Ｂ４１５	７９９２	nishibo@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	船戸　耕一	Ａ７０４	７９２３	kfunato@hiroshima-u.ac.jp
	准教授	矢中　規之	Ａ６０９	７９７９	yanaka@hiroshima-u.ac.jp
	講　師	藤川　愉吉	Ａ７０７	７９２８	fujikawa@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	川合　智子	Ｂ４１１		
	助　教	末川　麻里奈	Ａ７０８	６４４８	msuekawa@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	藤井　創太郎	Ａ７１１	４０４５	sofuji@hiroshima-u.ac.jp
	助　教	松崎　芽衣	Ｂ２０８－２		
	助　教	Sanchez Silva Luis Gustavo			

建 物 配 置 図 等

○　生物生産学部 配置図

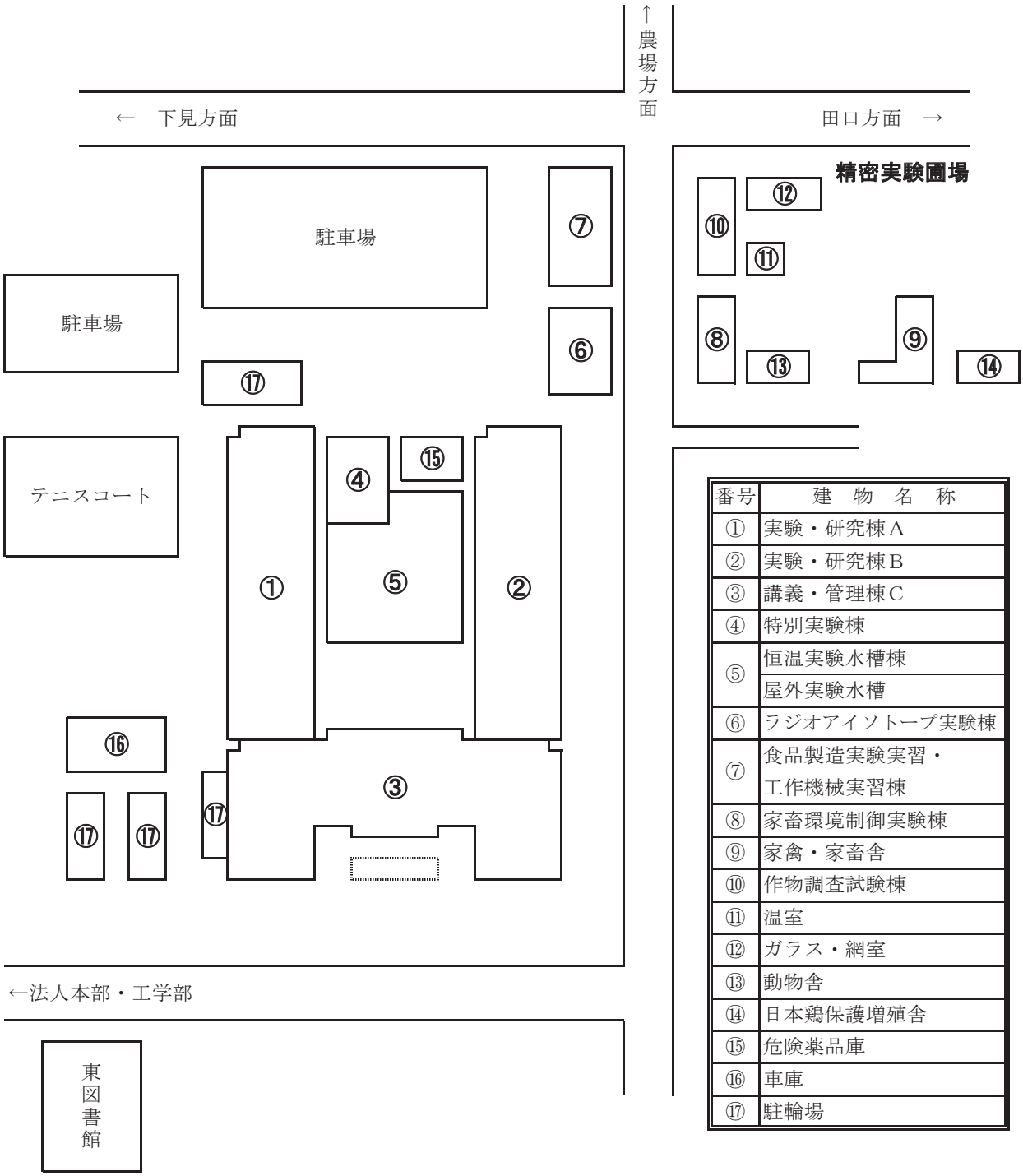

番号	建　物　名　称
①	実験・研究棟Ａ
②	実験・研究棟Ｂ
③	講義・管理棟Ｃ
④	特別実験棟
⑤	恒温実験水槽棟
	屋外実験水槽
⑥	ラジオアイソトープ実験棟
⑦	食品製造実験実習・工作機械実習棟
⑧	家畜環境制御実験棟
⑨	家禽・家畜舎
⑩	作物調査試験棟
⑪	温室
⑫	ガラス・網室
⑬	動物舎
⑭	日本鶏保護増殖舎
⑮	危険薬品庫
⑯	車庫
⑰	駐輪場

生　物　生　産　学　部	東広島市鏡山一丁目４番４号	ＴＥＬ	(082)－422－7111(代表)
		ＦＡＸ	(082)－424－6480
農場	東広島市鏡山二丁目２９６５番地	ＴＥＬ	(082)－422－7111(代表)
		ＦＡＸ	(082)－422－7971
練習船基地 練習船豊潮丸	呉市宝町７番４号	ＴＥＬ	(0823)－23－4853
		ＦＡＸ	(0823)－23－4858
		船舶電話	(090)－3022－4347
水産実験所	竹原市港町五丁目８番１号	ＴＥＬ	(0846)－24－6780
		ＦＡＸ	(0846)－23－0038

○　講義・管理棟Ｃ　平面図

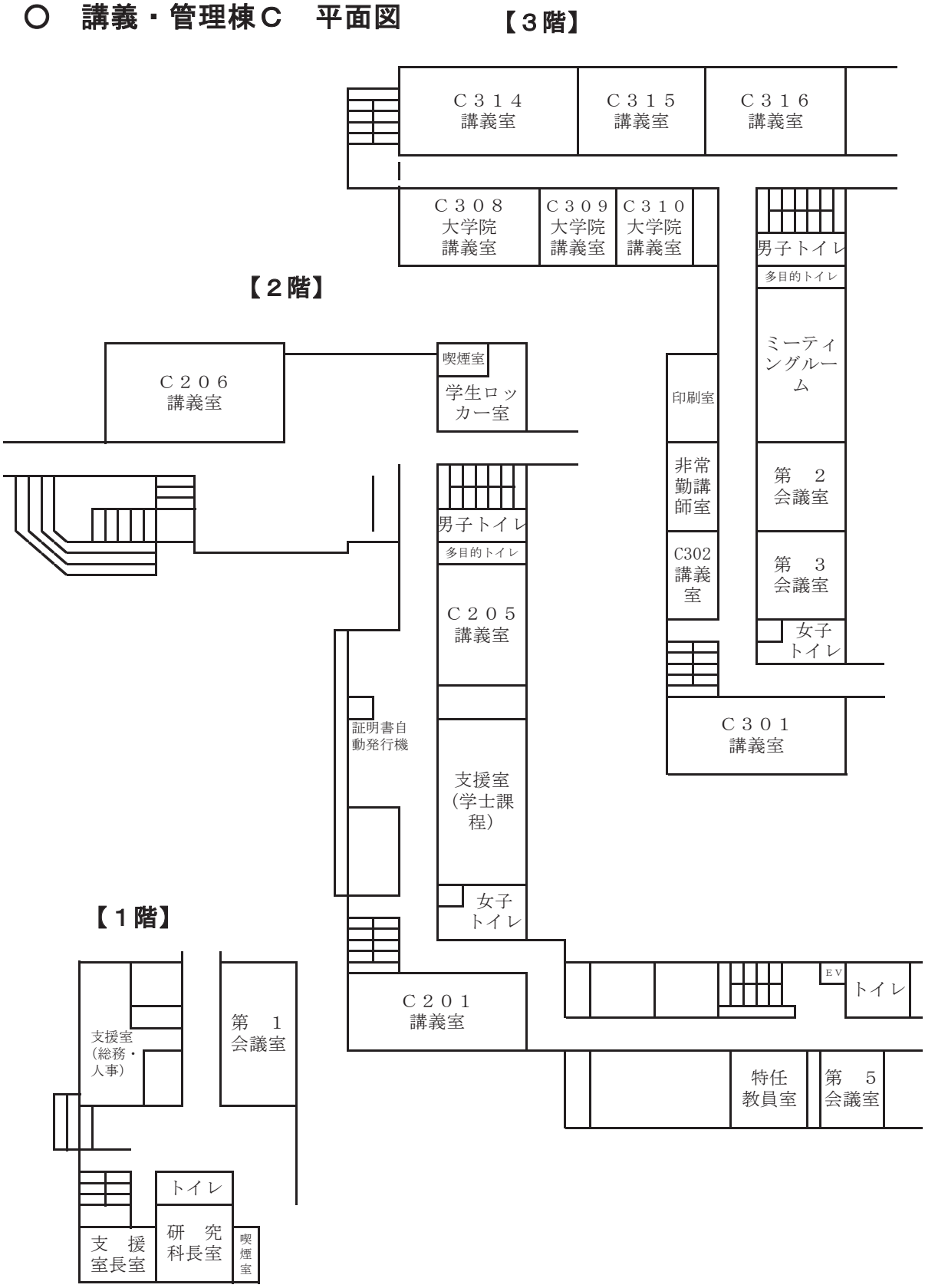
【３階】
Ｃ３１４
講義室
Ｃ３１５
講義室
Ｃ３１６
講義室
Ｃ３０８
大学院
講義室
Ｃ３０９
大学院
講義室
Ｃ３１０
大学院
講義室
男子トイレ
多目的トイレ
ミーティングルーム
【２階】
Ｃ２０６
講義室
喫煙室
学生ロッカー室
印刷室
非常勤講師室
第　２
会議室
男子トイレ
多目的トイレ
C302
講義室
第　３
会議室
Ｃ２０５
講義室
女子
トイレ
証明書自動発行機
Ｃ３０１
講義室
支援室
（学士課程）
女子
トイレ
【１階】
EV
トイレ
Ｃ２０１
講義室
支援室
（総務・人事）
第　１
会議室
特任
教員室
第　５
会議室
トイレ
支　援
室長室
研　究
科長室
喫煙室

○　実験・研究棟Ａ　平面図

【４階】

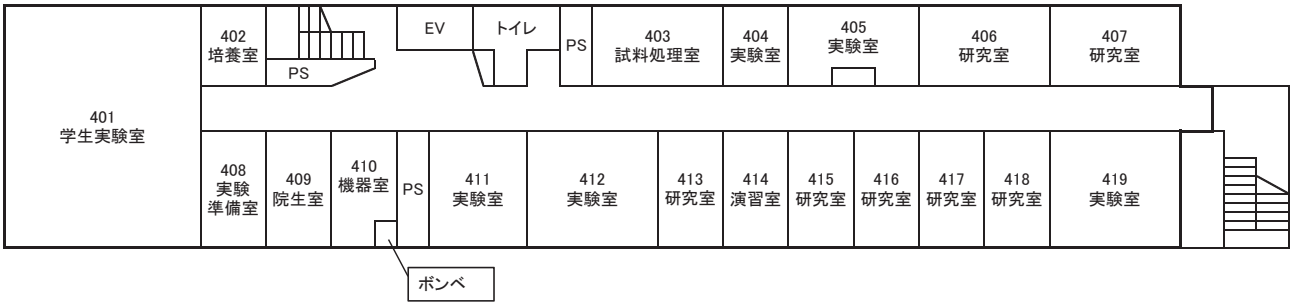

【３階】

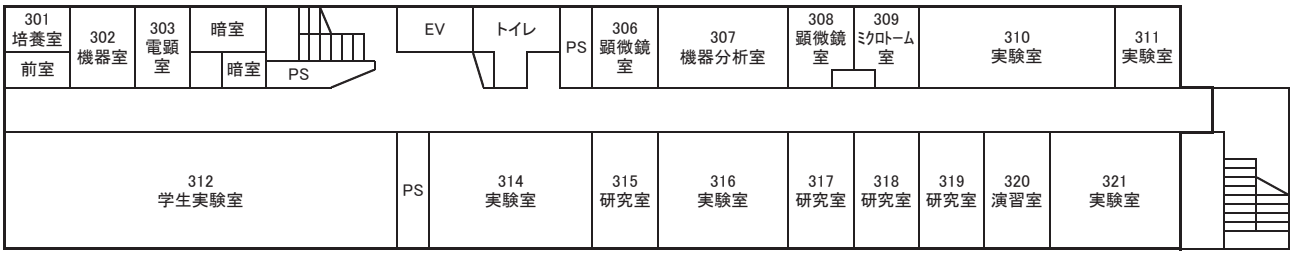

【２階】

【１階】

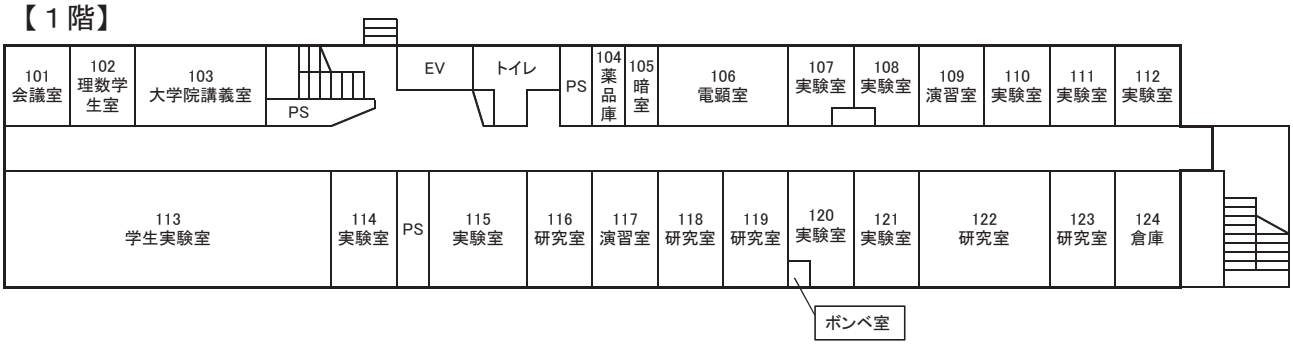

○　実験・研究棟Ａ　平面図

【８階】

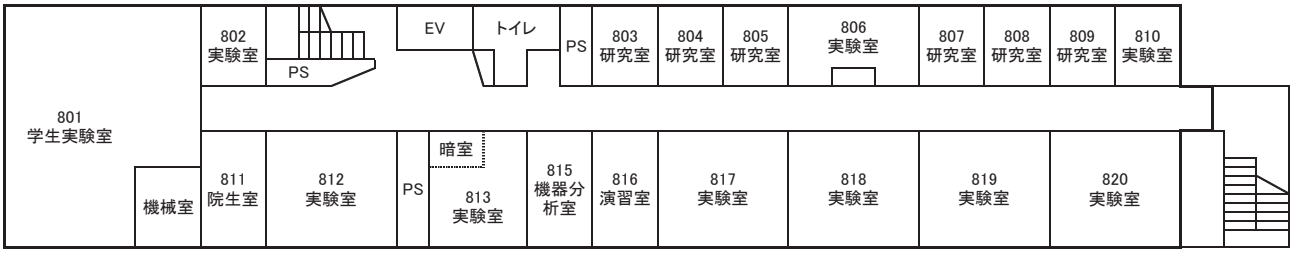

【７階】

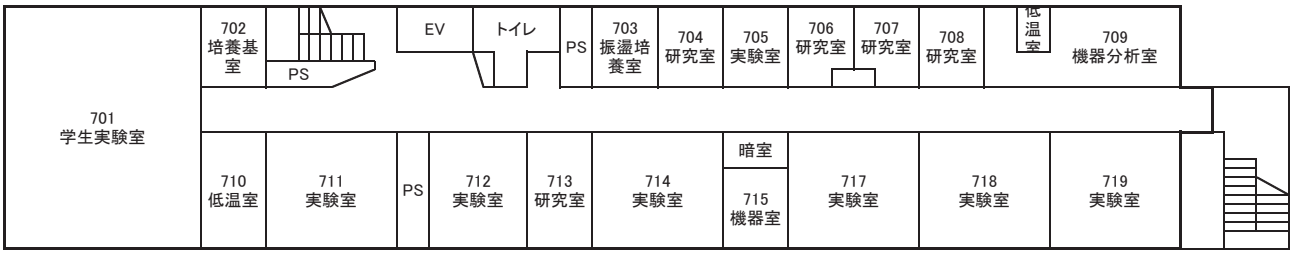

【６階】

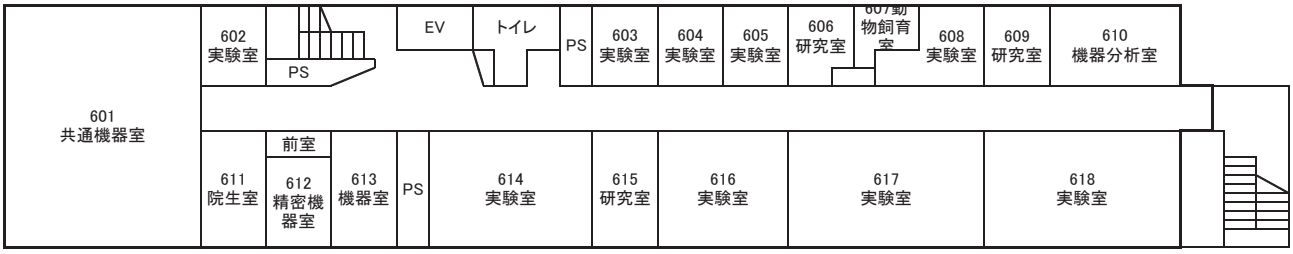

【５階】

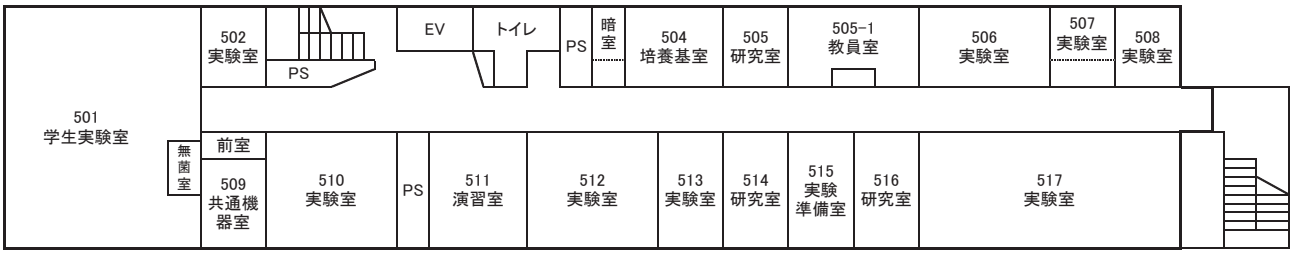

○　実験・研究棟Ｂ　平面図

【５階】

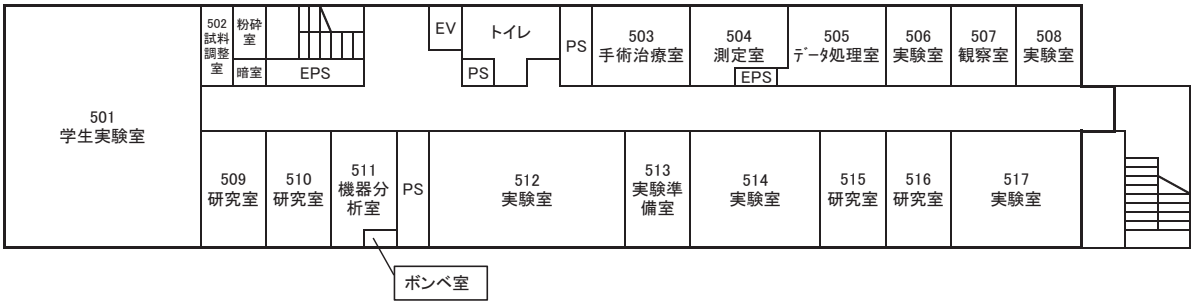

【４階】

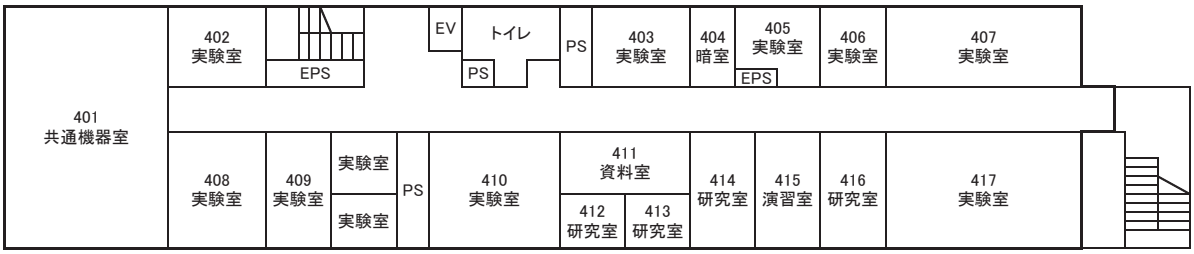

【３階】

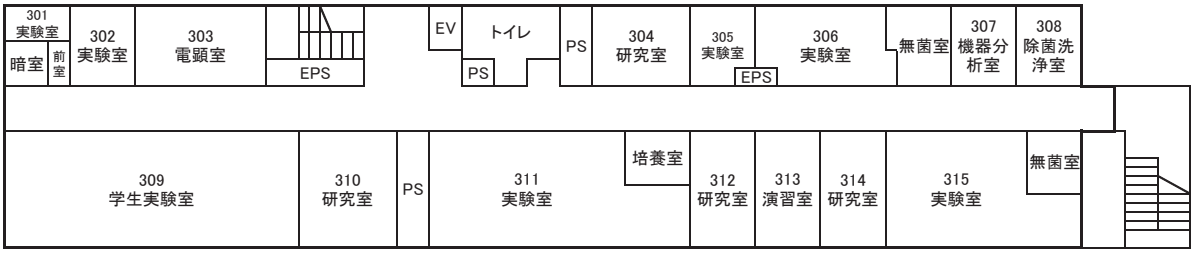

【２階】

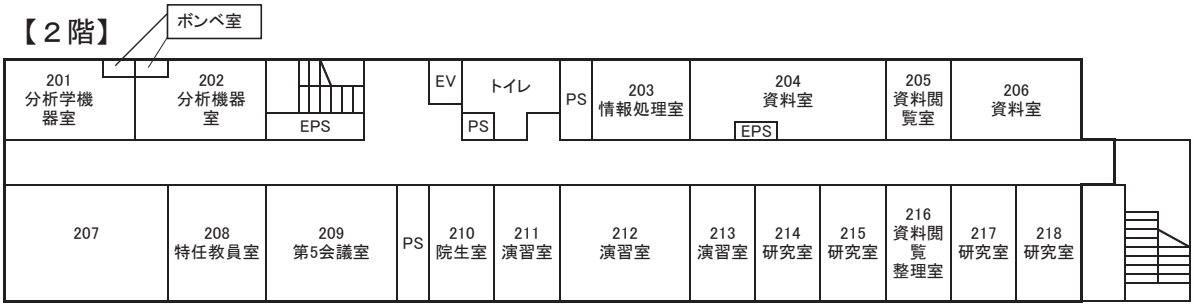

【１階】

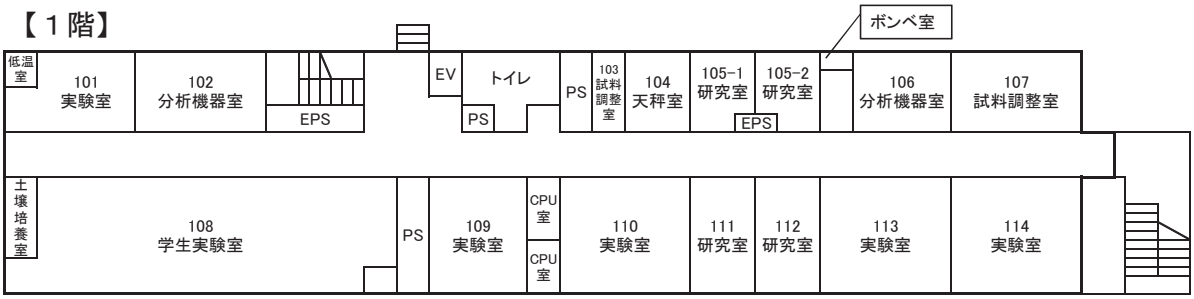

○　農場 配置図

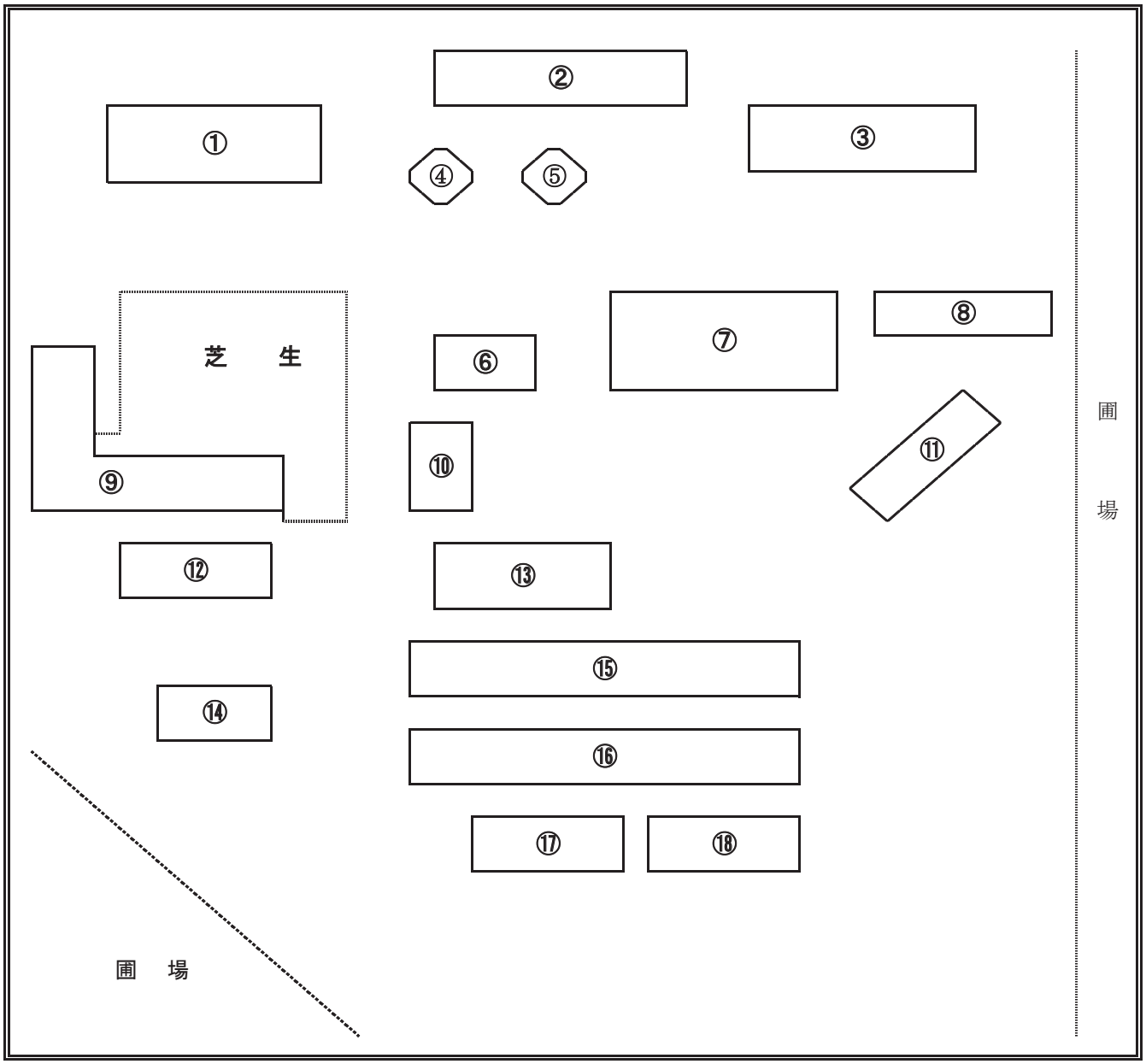

1．土　　地	351．000㎡
2．建物敷地	18．500㎡
3．圃　　場	208．800㎡
4．そ の 他	123．700㎡

番号	建　物　名　称	番号	建　物　名　称
①	管理棟	⑪	無窓鶏舎
②	農機具庫Ａ棟	⑫	育成牛舎
③	農機具庫Ｂ棟	⑬	第２家畜舎
④⑤	サイロ	⑭	中家畜舎
⑥	飼料調整所	⑮	蓄糞乾燥施設Ａ
⑦	第１家畜舎	⑯	蓄糞乾燥施設Ｂ
⑧	育雛鶏舎	⑰⑱	堆肥舎
⑨	家畜検査所		
⑩	搾乳舎		

○　練習船基地　配置図

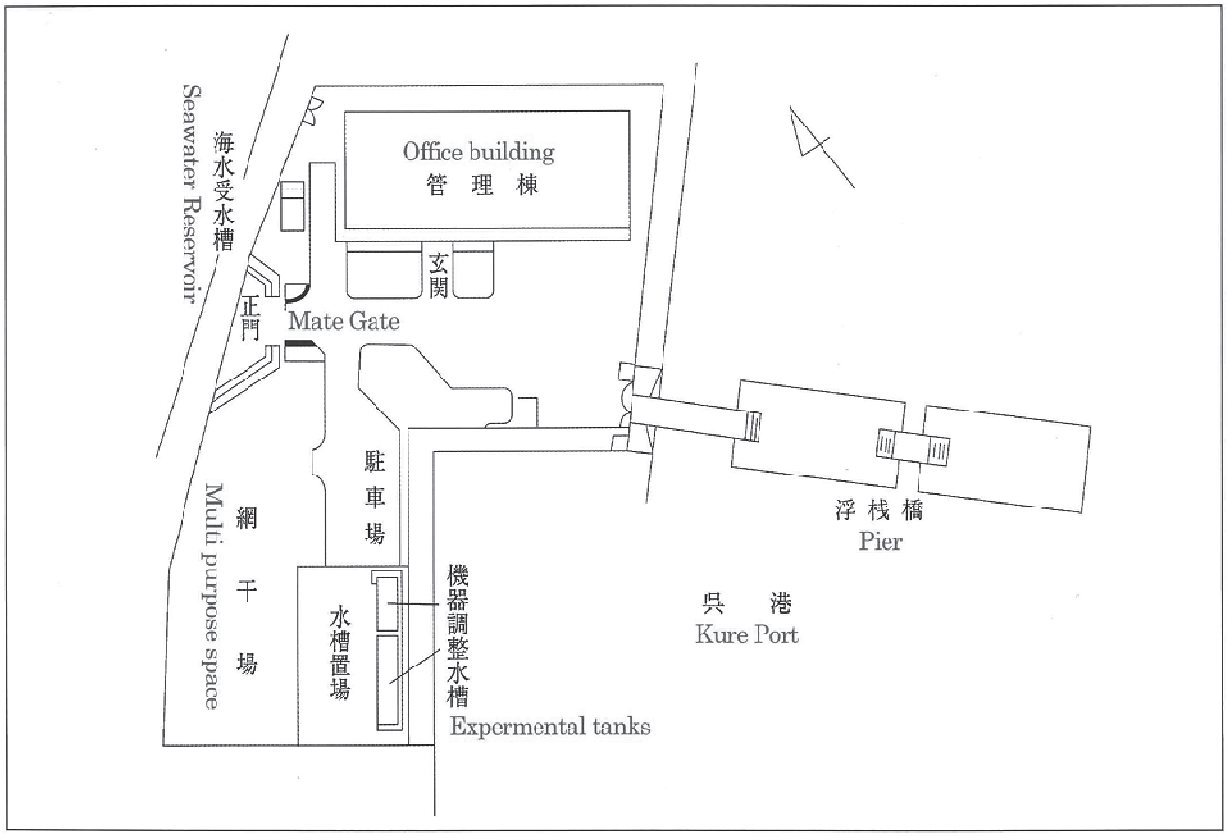

1．敷地面積		2，675㎡
2．建物面積（延べ）		837．15㎡　（鉄筋コンクリート製）
	1階	：作業場，艇庫，工作室，試料処理室ほか
	2階	：管理室，教員室（2），観測機器庫，測定分析室
	3階	：演習室，談話室
3．浮桟橋		40m
4．機器調整用水槽		2基　2×2．5×10m
		2基　2×2．5×5m
5．網干場		600㎡
6．海水貯水槽		20t（2×5×2m）
7．研究課題		広島湾をはじめ瀬戸内海の生物海洋・水産資源管理などの研究

○　水産実験所　配置図

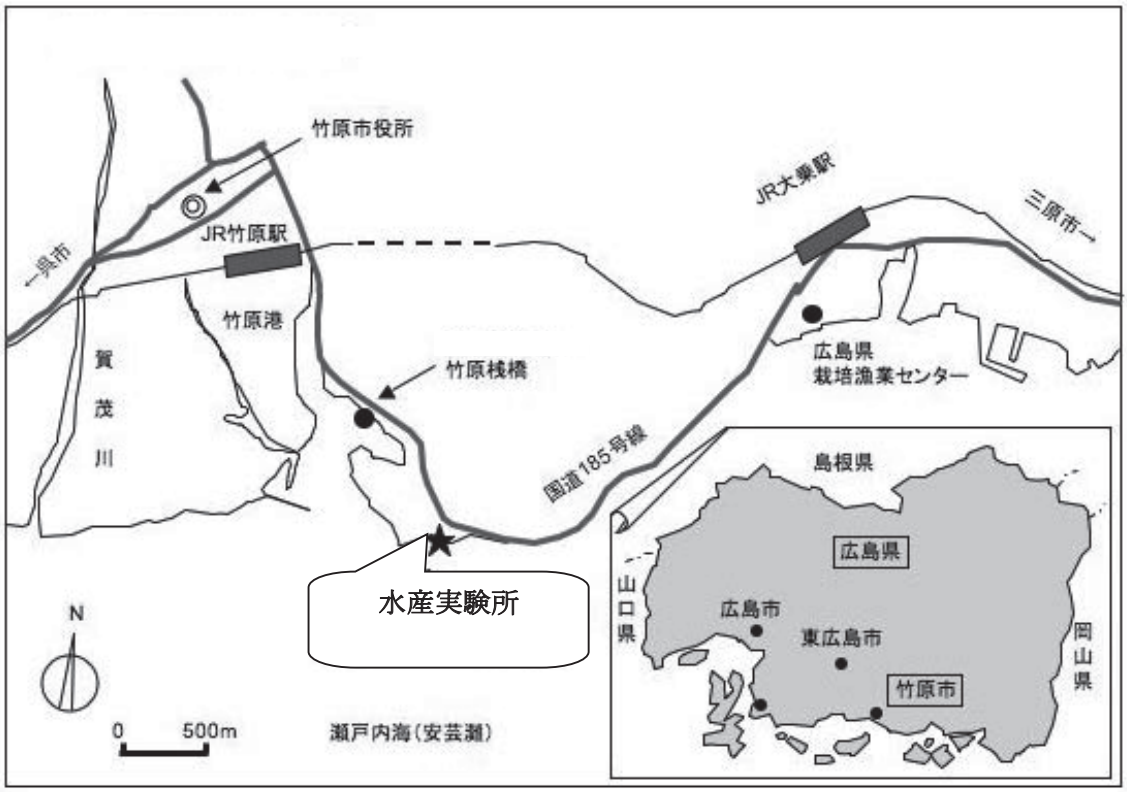

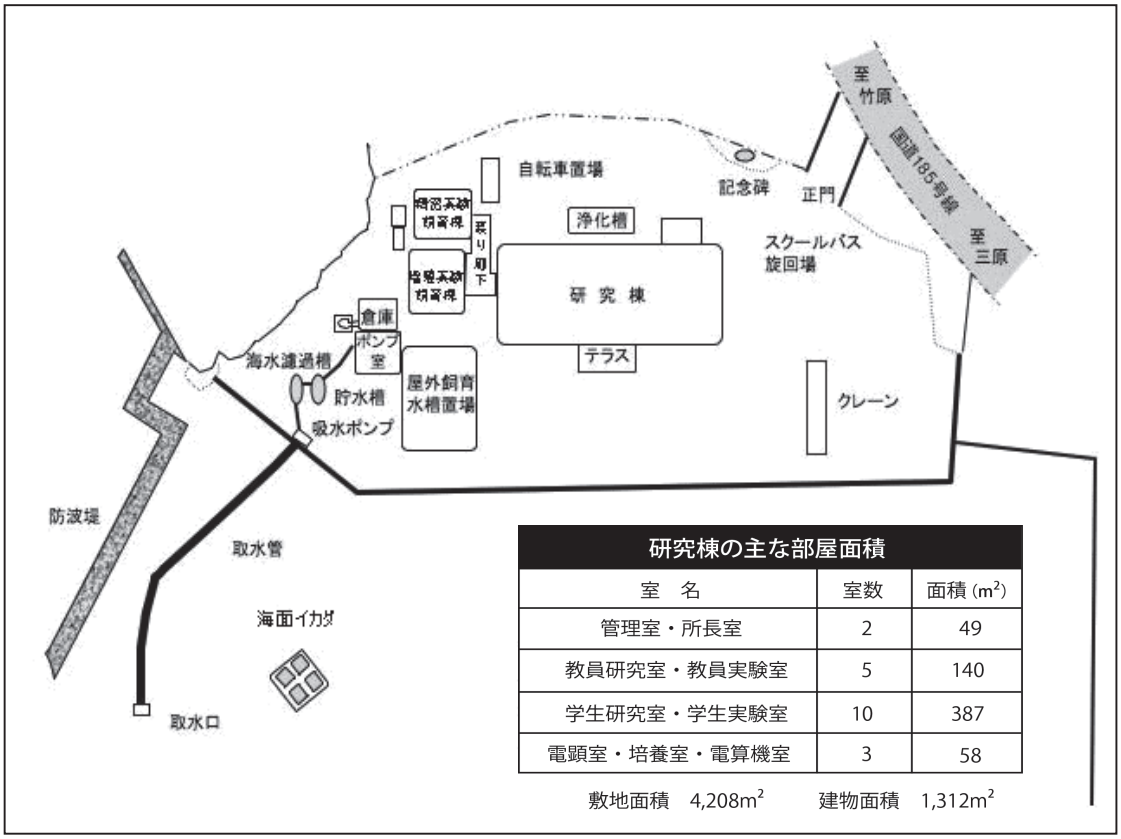

研究棟の主な部屋面積		
室　名	室数	面積 (m²)
管理室・所長室	2	49
教員研究室・教員実験室	5	140
学生研究室・学生実験室	10	387
電顕室・培養室・電算機室	3	58

敷地面積　4,208m²　　建物面積　1,312m²

諸　　規　　則

○広島大学通則

（平成16年4月1日規則第2号）

広島大学通則

目次

第1章　総則（第1条－第9条）
第2章　入学（第10条－第18条）
第3章　教育課程（第19条－第27条）
第4章　他の大学等における授業科目の履修（第28条－第31条）
第5章　休学及び退学（第32条－第35条）
第6章　転学部，転学科及び転学（第36条－第38条）
第7章　賞罰及び除籍（第39条－第43条）
第8章　卒業及び学位の授与（第44条－第46条）
第9章　授業料（第47条－第51条）
第10章　研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等（第52条－第54条）
第11章　厚生施設等（第55条・第56条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この通則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（学科，類及びコース）

第2条　本学の学部に，次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
	国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類（学校教育系）
	第二類（科学文化教育系）
	第三類（言語文化教育系）
	第四類（生涯活動教育系）
	第五類（人間形成基礎系）
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
	第二類（電気電子・システム情報系）
	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
	第四類（建設・環境系）
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科

2　法学部及び経済学部は昼夜開講制とし，昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

（教育研究上の目的）

第2条の2　学部は，本学の理念に立脚し，それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに，その目標を達成するための教育研究を通じて，基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2　学部，学科，類等ごとの教育研究上の目的については，各学部細則で定める。

（収容定員）

第3条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（修業年限）

第4条　本学の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては，6年とする。

第5条　第52条の2に規定する本学の科目等履修生として，一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において，当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

（在学年限）

第6条　本学の学部（医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科及び工学部を除く。）の在学年限は，8年とする。

2　医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は，12年とする。

3　工学部の在学年限は，6年とする。

（学年）

第 7 条　学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 8 条　学年は，前期及び後期の 2 期に分け，前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで，後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2　前項に定める各学期は，前半及び後半に分けることができる。

3　前期の前半を第 1 ターム，後半を第 2 ターム，後期の前半を第 3 ターム，後半を第 4 タームとする。

（休業日）

第 9 条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3)　春季休業　4 月 1 日から 4 月 7 日まで

(4)　夏季休業　8 月 11 日から 9 月 30 日まで

(5)　冬季休業　12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章　入学

（入学の時期）

第 10 条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第 11 条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの

（入学出願手続）

第 12 条　本学に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料 17,000 円（夜間主コースにあっては 10,000 円）を納付の上，別に定める書類（以下「出願書類」という。）を本学に提出しなければならない。

2　第 13 条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円（夜間主コースにあっては 2,200 円）とし，第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円（夜間主コースにあっては 7,800 円）とする。

3　第 1 項の規定は，第 14 条，第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし，検定料の額は，30,000 円（夜間主コースにあっては 18,000 円）とする。

（検定料の免除）

第 12 条の 2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，検定料を免除することができる。

2　検定料の免除に関し必要な事項は，別に定める。

（入学試験）

第 13 条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

（学士入学及び再入学）

第 14 条　本学は，次の各号のいずれかに該当する者については，前条の規定にかかわらず，選考の上，学士入学として入学を許可することができる。

(1)　本学の一の学部を卒業して，更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者

(2)　他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者

(3)　学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2　本学は，前条及び前項の規定にかかわらず，本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については，選考の上，再入学として入学を許可することができる。

3　前2項による入学者の既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条　入学を許可すべき者は，各学部の教授会の議を経て，学長が決定する。

(入学手続)

第16条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には，入学料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(入学許可)

第16条の3　学長は，第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。

(1)　第13条の入学試験において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2)　第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に，検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額

(4)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額

(編入学)

第18条　本学は，第11条及び第14条の規定にかかわらず，本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については，試験の上，編入学を許可することができる。

2　編入学の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第3章　教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条　本学の教育課程は，本学の理念に基づき，学部及び学科又は類等の特色を生かして，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し，教育プログラムとして，体系的に編成するものとする。

2　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3　前項に規定する授業科目及びその履修方法は，教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4　教育課程の履修上の区分として，細目の区分を設ける必要があるときは，教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5　教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(授業の方法)

第19条の2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則，専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野にお

ける個人指導による実技の授業については，規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4　一の授業科目を履修した者に対しては，試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし，前条第2項の授業科目については，各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の5段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，各学部細則の定めるところによる。

2　各学部細則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために，日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の授業科目は，森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3　前項の規定により履修して単位を修得するときに，卒業の要件として修得すべき単位数のうち，当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については，各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，当該学部において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教育課程の修了)

第23条　学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2　教育課程の修了は，所定の授業科目を履修の上，単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条　学生は，第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか，他の学部，研究科，附置研究所，教育本部，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設（以下この条において「他学部等」という。）の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは，所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条　学生が，本学大学院に進学を志望し，所属学部が教育上有益と認めるときは，学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て，当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が，本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章　他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条　学生は，学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2　学部が教育上有益と認めるときは，学生が前項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，次条第3項及び第4項，第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
4　他の大学又は短期大学の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
5　学生交流に関し必要な事項は，別に定める。
(留学等)
第29条　学生は，外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは，学長の許可を得て留学することができる。
2　前項の留学の期間は，本学の在学期間に算入する。
3　学部が教育上有益と認めるときは，学生が第1項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
4　前項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
5　前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第2項，次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
6　外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
7　留学等に関し必要な事項は，別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)
第30条　学部が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部の教授会の議を経て，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
2　前項の規定により与えることができる単位数は，第28条第2項，前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
3　短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
4　大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，別に定める。
(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)
第31条　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
3　前2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数は，本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き，第28条第2項，第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
4　前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

第5章　休学及び退学

(休学)
第32条　学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
2　休学の期間は，引き続き1年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。
3　前2項の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が，大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
4　前項の休学期間は，引き続き4年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。
5　第1項及び第2項の規定にかかわらず，文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
6　前項の休学期間は，兵役に服する期間とする。

7　休学期間内であっても，その事由が消滅したときは，当該学部長の許可を得て，復学することができる。

第 33 条　休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は，通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条　休学期間は，在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条　学生が退学しようとするときは，学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章　転学部，転学科及び転学

(転学部)

第 36 条　学生が他の学部に移ることを志望するときは，所属学部及び志望学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　転学部の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(転学科等)

第 37 条　学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

2　法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条　他の大学から転学を志願する者については，当該学部の教授会の議を経て，学長が許可する。この場合，既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。

2　学生が他の大学に転学しようとするときは，所属学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第 7 章　賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条　学生に表彰に値する行為があるときは，学長は，これを表彰することができる。

2　表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第 40 条　学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは，学長は，これを懲戒する。

2　懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。

3　懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第 41 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，懲戒により退学を命ずることができる。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当の理由がなくて出席常でない者

(4)　学内の秩序を著しく乱した者

(5)　学生の本分に著しく反した者

第 42 条　停学が 3 月以上にわたるときは，その期間は，修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって，納付すべき入学料を納付しないもの

(2)　所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者

(3)　授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章　卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条　第 4 条に規定する修業年限以上在学し，かつ，所定の授業科目を履修し，各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位以上，薬学部薬学科にあっては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には，当該学部の教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。

2　前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1)　卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位，薬学部薬学科にあっては 186 単位。以下同じ。)の場合は，60 単位を超えないものとする。

(2)　卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は，第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 128 単位，薬学部薬学科にあっては 126 単位)以上の修得がなされていれば，60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条　本学の学生(医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が，卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ，かつ，当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場

合には，第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て，学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条　卒業の認定を受けた者には，学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2　学士の学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

第9章　授業料

(授業料)

第47条　授業料の年額は，535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし，第22条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　前項に定める授業料は，前期及び後期に区分し，各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし，前期にあっては4月，後期にあっては10月に納付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，前2項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

5　第2項及び前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1)　特別の事情により期の中途において入学，復学，転学，編入学又は再入学した者　月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2)　学年の中途で卒業する者　月割計算によるその期の額を，第2項に定める各期の納付期日

(3)　月割分納を許可された者　その月の末日。ただし，末日が休業期間中にある場合は，当該休業期間の開始する日の前日

(4)　免除，徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され，又は猶予期間満了の者　許可の取消し，又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6　前項各号に定める月割の計算による額は，第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

7　既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは，当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは，これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては，当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし，当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは，第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8　所定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条　経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては，授業料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予し，若しくは月割分納を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，フェニックス奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

4　前3項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(休学者の授業料)

第49条　休学中は，授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条　退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は，納付しなければならない。

2　停学を命ぜられた者は，その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条　既納の授業料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1)　入学の時期までに入学を辞退したとき　授業料の全額

(2)　納付期限までに休学を許可されたとき　その許可された期間の授業料に相当する額

(3)　9月30日以前に退学を許可されたとき　後期分の授業料に相当する額

第10章　研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条　本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（科目等履修生）

第 52 条の 2　本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（外国人特別学生）

第 53 条　第 13 条，第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。

（履修証明プログラム）

第 53 条の 2　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（公開講座）

第 54 条　本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第 11 章　厚生施設等

（厚生施設）

第 55 条　本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2　前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。

（雑則）

第 56 条　学部長は，学部細則を改正したときは，学長に報告するものとする。

2　この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この通則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総　計		9,840	9,790	9,760

3　経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度にあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総　　計		9,840

4　平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則（昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。）については，この通則の施行後もなおその効力を有する。

6　この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

（略）

附　則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号）

1　この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則（以下「新通則」という。）別表の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 36 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年　度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049

平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

3　歯学部の口腔保健学科は，新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は，新通則別表の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 23 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

5　新通則第 26 条の規定は，平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

（略）

附　則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号）

1　この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず，平成 23 年度から平成 36 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

（略）

附　則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 50 号）

1　この規則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず，平成 27 年度から平成 36 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959
平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

附　則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 51 号）

1　この規則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　全学部の入学定員並びに教育学部の第一類（学校教育系）及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規

定にかかわらず，平成28年度から平成36年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	第一類(学校教育系)	教育学部計	総計
平成28年度	2,338	700	1,960	9,988
平成29年度	2,338	680	1,940	9,971
平成30年度	2,333	660	1,920	9,949
平成31年度	2,333			9,924
平成32年度				9,909
平成33年度				9,894
平成34年度				9,879
平成35年度				9,864
平成36年度				9,854

(略)

附　則(平成29年3月14日規則第18号)

1　この規則は，平成29年4月1日から施行する。

2　理学部の物理科学科は，この規則による改正後の広島大学通則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず，平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　理学部の物理科学科及び物理学科の収容定員は，新規則別表の規定にかかわらず，平成29年度から平成31年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	物理科学科	198	132	66
	物理学科	66	132	198

附　則(平成30年3月30日規則第57号)

1　この規則は，平成30年4月1日から施行する。

2　この規則による改正前の広島大学通則第2条に規定する工学部の第一類(機械システム工学系)，第二類(電気・電子・システム・情報系)，第三類(化学・バイオ・プロセス系)は，この規則による改正後の広島大学通則(以下(新規則)という。)第2条及び別表の規定にかかわらず，平成32年3月31日に当該類に在学する者が当該類に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　医学部医学科及び学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに工学部及び情報科学部の編入学定員並びに全学部の編入学定員並びに総合科学部，文学部，教育学部，法学部，経済学部，医学部，工学部及び情報科学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，新規則別表の規定にかかわらず，平成30年度から平成36年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	入学定員		編入学定員		収容定員						
		平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
総合科学部	総合科学科					510	500	490				
	国際共創学科					40	80	120				
	計					550	580	610				
文学部	人文学科					570	560	550				
	計					570	560	550				
教育学部	第一類(学校教育系)					657	634	631				
	第二類(科学文化教育系)					346	340	334				
	第三類(言語文化教育系)					325	314	303				
	第四類(生涯活動教育系)					345	338	331				
	第五類(人間形成基礎系)					217	214	211				
	計					1,890	1,840	1,810				
法学部	夜間主コース					170	160	150				
	計					750	740	730				
経済学部	昼間コース					615						
	夜間主コース					240	220	205				
	計					855	830	815				
医学部	医学科	120	120			720	720	705	690	675	660	645
	計	240	240			1,200	1,200	1,185	1,170	1,155	1,140	1,125
工学	第一類(機械・			0	0	150	300	455				

部	輸送・材料・エネルギー系)											
	第二類(電気電子・システム情報系)			0	0	90	180	273				
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)			0	0	115	230	349				
	第四類(建設・環境系)			10	10	495	450	408				
	第一類(機械システム工学系)					315	210	105				
	第二類(電気・電子・システム・情報系)					405	270	135				
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)					345	230	115				
	計			10	10	1,935	1,890	1,850				
情報科学部	情報科学科			0	0	80	160	245				
	計			0	0	80	160	245				
総　計		2,338	2,338	70	70	9,944	9,914	9,909	9,904	9,889	9,874	9,859

附　則(平成30年12月18日規則第157号)

この規則は，平成30年12月18日から施行し，この規則による改正後の広島大学通則の規定は，平成30年10月1日から適用する。

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	157		628
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	445		1,780
法学部	法学科　昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	30	10	140
	計	170	20	720
経済学部	経済学科　昼間コース	150	5	610
	夜間主コース	45	5	190
	計	195	10	800
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	90	3	366
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468
	第四類(建設・環境系)	90	3	366

	計	445	15	1, 810
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	80	5	330
総　　計		2, 323	80	9, 844

○広島大学学生交流規則

（平成16年4月1日規則第7号）

広島大学学生交流規則

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　派遣学生（第3条－第10条）
第3章　特別聴講学生（第11条－第18条）
第4章　雑則（第19条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第28条第5項，第29条第7項，第30条第4項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第35条第4項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「派遣学生」とは，本学に在学中の学生で，本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの（外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）へ留学するもの，外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修するものを含む。）をいう。

2　この規則において「特別聴講学生」とは，他の大学等に在学中の学生で，その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3　この規則において「他の大学等」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　本学と学生の交流を行う大学，短期大学（専攻科を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ。）

(2)　外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの

(3)　国際連合大学

4　この規則において「大学間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5　この規則において「部局間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学の学部又は研究科（以下「学部等」という。）と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章　派遣学生

（取扱いの要件）

第3条　派遣学生の取扱いは，原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2　前項の大学間協議は，学部にあっては学部の教授会，研究科にあっては研究科の教授会（以下「当該教授会」という。）の議を経て，学長が行う。

3　第1項の部局間協議は，当該教授会の議を経て，当該学部等の長が行う。

（出願手続）

第4条　派遣学生を志願する者は，所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて，学長に願い出なければならない。

2　出願の時期は，大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

（派遣の許可）

第5条　派遣学生の願い出があったときは，当該教授会の議を経て，学長が派遣を許可する。

2　学長は，他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは，当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし，部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

（履修期間）

第6条　派遣学生の履修期間は，1学期又は1学年間とする。

2　前項の規定にかかわらず，学長が事情やむを得ないと認めたときは，当該他の大学等の長と協議の上（部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上），履修期間を変更することができる。ただし，履修期間は，通算して2年を超えることができない。

（在学期間への算入）

第7条　前条に規定する履修期間は，本学の在学期間に算入する。

（履修報告書の提出）

第8条　派遣学生は，履修期間が終了したときは，直ちに（外国の大学等へ留学する学生については，帰国の日から1月以内に）所属の学部等の長を経て，学長に履修報告書を提出しなければならない。

（授業料等）

第9条　派遣学生は，本学に正規の授業料を納付するものとする。

2　派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは，大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3　前項の規定により，派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は，第1項の規定にかかわらず，当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事（国際・平和・基金担当）が定める期間，本学の授業料を徴収しないことができる。

（派遣の許可の取消し）

第10条　学長は，派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき，その本分に反する行為があると認められるとき，又は授業料等の納付の義務を怠ったときは，当該他の大学等の長と協議の上（部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上），派遣の許可を取り消すことがある。

第3章　特別聴講学生

（取扱いの要件等の準用）

第11条　第3条，第5条第1項，第6条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，第3条，第5条第1項，第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と，第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と，第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において，特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは，第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と，同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

（出願手続）

第12条　特別聴講学生を志願する者（広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムに志願する者を除く。）は，次の各号（他の大学等（外国の大学等及び国際連合大学を除く。）の学生にあっては第4号を除く。）に掲げる書類を，履修を希望する学期の始まる2月前（外国の大学等の学生の場合は，原則として6月前。ただし，外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は，その期日）までに，所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1)　本学所定の特別聴講学生願

(2)　在学証明書及び成績証明書

(3)　所属大学等の長の推薦書

(4)　医師の健康診断書

（受入れの通知）

第13条　学長は，特別聴講学生の受入れを許可したときは，その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条　削除

（学業成績証明書の交付）

第15条　学部等の長は，特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

（学生証）

第16条　特別聴講学生は，所定の学生証の交付を受け，常に携帯しなければならない。

（検定料，入学料及び授業料）

第17条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

2　特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生であるときは，本学での授業料は，徴収しない。

3　特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは，履修するそれぞれの学期（前期又は後期）ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，授業料の納付を要しない。

(1)　公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2)　外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4　前項の規定にかかわらず，特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは，履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1)　3ターム　399,600円

(2)　4ターム　532,800円

5　既納の授業料は，返還しない。

（費用の負担）
第18条　実験，実習に要する費用は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章　雑則

（雑則）
第19条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，学部等が定める。
2　この規則に定めるもののほか，広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則
1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程（昭和47年広島大学規程第32号）に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については，この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

（略）

附　則（平成30年10月1日規則第125号）
この規則は，平成30年10月1日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成16年4月1日規則第8号)

広島大学学位規則

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)
第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条－第10条)
第4章　博士の学位授与等(第11条－第14条)
第5章　雑則(第15条－第17条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は，学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　本学大学院の課程を修了した者には，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3　前2項に定めるもののほか，博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士及び博士の学位を授与するに当たっては，別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位を授与するに当たっては，別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条　博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし，2通を提出するものとする。ただし，別に参考論文を添付することができる。

2　前項の学位論文の審査のため必要があるときは，論文の訳文，模型及び標本等を提出させることができる。

3　第2条第3項に該当する者が，博士の学位の授与を申請する場合は，学位申請書に学位論文，論文目録，論文の要旨，履歴書及び審査手数料57,000円を添え，学位に付記する専攻分野の名称を指定し，当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし，本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は，単位の修得を要しない。)，かつ，学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が，再入学しないで，退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは，審査手数料を免除することができる。

4　前項により学位論文の提出があったときは，学長は，学位に付記する専攻分野の名称により，適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5　受理した学位論文及び審査手数料は，いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条　教授会は，博士の学位論文の審査及び試験を行うため，審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2　教授会は，第2条第3項に定める試問を行うため，試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条　試験は，博士の学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

2　試問は，筆答試問及び口頭試問により，専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3　前項の試問については，外国語は2種類を課することを原則とする。ただし，教授会が特別な事由があると認めたときは，1種類のみとすることができる。

4　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは，第2条第3項の規定にかかわらず，試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第７条　博士の学位論文の審査及び試験又は試問は，学位論文を受理したときから１年以内に終了するものとする。ただし，特別の事由があるときは，教授会の議を経て，その期間を１年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第８条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験を終了したときは，直ちに論文の内容の要旨，論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

2　試問委員会は，試問を終了したときは，直ちにその結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第９条　教授会は，前条の報告に基づいて審議の上，博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2　前項の議決をするには，教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の３分の２以上の出席を必要とし，かつ，出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，この審議に出席させることができる。ただし，その出席者は，議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条　教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは，研究科の長は，学位論文とともに論文の内容の要旨，論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を，文書をもって学長に報告しなければならない。

2　教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは，研究科の長は，その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第４章　博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条　学長は，前条の報告を踏まえ，博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，博士の学位を授与できない者には，その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条　本学が博士の学位を授与したときは，学長は，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条　本学が博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条　本学において博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，学長の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，本学の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

4　前３項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第５章　雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条　本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し，学位記を返還させるものとする。

(1)　不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2)　その名誉を汚辱する行為があったとき。

2　評議会において，前項の議決を行う場合は，評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の３分の２以上の出席を必要とし，かつ，出席者の４分の３以上の賛成がなければならない。

3　学位の授与を取り消したときは，その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条　学位記及び第４条第３項の申請書等の様式は，別記様式第１号から別記様式第７号までのとおりとする。

(その他)

第17条　この規則に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，各学部又は各研究科が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

2　平成 15 年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。
3　平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。
4　第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附　則

この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学

別表第 3(第 3 条第 3 項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
教育学研究科	教職修士(専門職)
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第１号(第 16 条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

割印

第　　号

卒業証書　　学位記

氏名

年　　月　　日生

本学○○学部○○学科所定の課程(○○プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学士(「専攻分野」)の学位を授与する

年　　月　　日

広島大学○○学部長　　印

広島大学長　　印

別記様式第２号(第 16 条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(大学院の課程(博士課程リーダー育成プログラム及び専門職学位課程を除く。)を修了した場合)

割印

第　　号

学位記

氏名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の 修士課程 博士課程前期 博士課程 を修了したので修(博)士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年　　月　　日

広島大学　　印

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

割印

第　　号

学位記

氏名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程(○○プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年　　月　　日

広島大学　　印

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(専門職学位課程を修了した場合)

割印

第　　号

学位記

氏名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修(博)士(専門職)の学位を授与する。

年　　月　　日

広 島 大 学　印

別記様式第5号(第16条関係)

割印

第　　号

学位記

氏名

年　　月　　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年　　月　　日

広島大学　　印

備考　第６条第４項の規定により各研究科が定める年限内に学位論文を提出した者に授与する学位記の様式は，この様式中「試問」を「試験」に代えたものとする。

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式

(学位論文提出による場合)

年　　月　　日

広島大学長　　殿

氏名　　印

学位申請書

貴学学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文，論文要旨，履歴書及び審査手数料○○○円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。

別記様式第７号(第 16 条関係)

学位申請書添付書類の様式

イ　論文目録の様式

(表紙)

論文目録

学位申請者

氏名　　印

備考　用紙の規格は，A4とし，縦にして左横書きとすること。

題目	公表の方法	公表年月日	冊数
学位論文			
参考論文			
1			
2			

備考

(1)　論文題目が外国語の場合は，和訳をつけて，外国語，日本語の順序で列記すること。

(2)　参考論文が2種以上ある場合は，列記すること。

(3)　学位論文をまだ公表していないときは，公表予定の方法及び時期を記載すること。

(4)　論文の要旨は，400字詰原稿用紙10枚以内とすること。

(5)　用紙の規格は，A4とし，縦にして左横書きとすること。

ロ　第4条第3項の規定による履歴書の様式

履歴書

本籍(都道府県名)
現住所
氏名
年　　月　　日生

学歴
年　　月　　日
年　　月　　日
職歴
年　　月　　日
年　　月　　日
研究歴
年　　月　　日
年　　月　　日
賞罰

上記のとおり違いありません。
年　　月　　日
氏名　　印

備考

(1)　履歴事項は，高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。

(2)　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は，単位修得証明書を添付すること。

(3)　用紙の規格は，A4とし，縦にして左横書きとすること。

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

（平成16年4月1日規則第9号）

広島大学授業料等免除及び猶予規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第16条の2第3項及び第48条第4項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第49条第5項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第21条第1項において準用する場合を含む。）並びに広島大学大学院規則第22条第4項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（経済的理由等に基づく入学料の免除，徴収猶予等）

第2条　次の各号のいずれかに該当する者には，入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められるもの

(2)　本学の学部，研究科又は専攻科（以下「学部等」という。）に学生として入学する者であって，入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2　前項の免除を受けようとする者は，入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(1)　入学料免除申請書（別記様式第1号）

(2)　その他学長が必要と認める書類

第3条　本学の学部等に学生として入学する者であって，次の各号のいずれかに該当するものには，入学料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

(2)　入学前1年以内において，学資負担者が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2　前項による徴収猶予を受けようとする者は，入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書（別記様式第2号）に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し，その許可を受けなければならない。ただし，入学料免除を申請し，免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1)　4月入学者　当該年度の8月末日

(2)　10月入学者　当該年度の2月末日

4　免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は，免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者（第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に，納付すべき入学料を納付しなければならない。

（フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除）

第3条の2　広島大学フェニックス奨学制度による奨学生（以下「フェニックス奨学生」という。）に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生（以下「光り輝く奨学生」という。）に係る入学料の免除については，広島大学奨学制度に関する規則（平成20年1月15日規則第6号）の定めるところによる。

（博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予）

第3条の3　広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者（以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。）に係る入学料の徴収猶予については，広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則（平成24年9月18日規則第122号）の定めるところによる。

（死亡等による入学料の免除）

第4条　入学料の徴収猶予を申請した者について，第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

2　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について，第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

3　免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について，第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

4　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって，納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

（経済的理由に基づく授業料免除）

第５条　学資の支弁が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合は，各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。
２　前項の免除を受けようとする者は，納付期限までに次の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。
(1)　授業料免除申請書(別記様式第３号)
(2)　その他学長が必要と認める書類
(成績優秀学生に対する授業料免除)
第５条の２　成績優秀学生の授業料免除については，広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年４月18日規則第91号)の定めるところによる。
(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)
第５条の３　フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については，広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。
(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)
第５条の４　広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については，広島大学入学前奨学制度規則(平成29年２月21日規則第６号)の定めるところによる。
(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)
第５条の５　独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については，全額免除とする。
(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)
第６条　死亡，行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は，次のとおり授業料を免除することができる。
(1)　死亡，行方不明のため学籍を除いた場合は，未納の授業料の全額
(2)　授業料の各期ごとの納付月前６月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前１年以内)において，学資負担者が死亡した場合，学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は，当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし，当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては，翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
(3)　授業料又は入学料未納のため除籍した場合は，未納の授業料の全額
(4)　授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し，その願出により退学を許可した場合は，月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額
２　休学を許可した場合は，休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の１に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし，授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は，その期の授業料は免除しない。
３　第１項第２号の取扱手続については，第５条第２項の規定を準用する。
(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)
第７条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。
(1)　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合
(2)　行方不明の場合
(3)　授業料の各期ごとの納付月前６月以内(入学した月の属する期分は入学前１年以内)において，学生又は学資負担者が災害を受け，納付が困難であると認められる場合
(4)　その他やむを得ない事情があると認められる場合
２　前項の取扱手続については，第５条第２項の規定を準用する。
３　第１項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。
(1)　前期分　当該年度の８月末日
(2)　後期分　当該年度の２月末日
(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)
第７条の２　博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については，広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。
(授業料の月割分納)
第８条　第７条第１項第３号又は第４号に該当する特別の事情があると認められる場合は，授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は，年額の12分の１に相当する額とする。
２　前項の月割分納の許可を受けようとする者は，納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第４号)に第５条第２項第２号の書類を添えて学長に提出し，その許可を受けなければならない。
(許可された者の義務等)
第９条　免除，徴収猶予及び月割分納を許可された者は，当該期間の中途においてその事由が消滅したときは，直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
２　前項の者に対する許可は，届出の日からその効力を失う。
３　許可された事由について虚偽の事実が判明したときは，その許可を取り消す。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか，学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則（平成 30 年 3 月 19 日規則第 24 号）

この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第2条第2項関係)

入 学 料 免 除 申 請 書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　　殿

※　学 部　　※　学科・類(　　系)
研究科　　※　修士・博士前期・博士後期・博士
専攻　　※　専門職学位
専攻科

入学年月　　平成　　年　　月　　※　入学・編入学
フリガナ
氏　　名　　受験番号

平成　　年度入学料の免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお，記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

別記様式第２号(第３条第２項関係)

入学料徴収猶予申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　　殿

※　学　部　　※　学科・課程・類(　　系)

研究科　　※　修士・博士前期・博士後期・博士

専攻　　※　専門職学位

専攻科

入学年月　平成　　年　　月　　※　入学・編入学

フリガナ

氏　名　　受験番号

平成　　年度入学料の徴収猶予を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお，記載事項は事実と相違ありません。

(申請をするに至った理由)

別記様式第３号(第５条第２項関係)

授業料免除申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　　殿

学部　　※　学科・課程・類(　　系)

研究科　　※　修士・博士前期・博士後期・博士

専攻　　※　専門職学位

専攻科

入(進)学年月　　平成　　年　　月　　※　入学・進学・編入学　学年　　年

フリガナ

氏　名　　学生番号

平成　　年度　　期分の授業料免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお，記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

休学歴	期　間	～	理　由	※留学・病気・その他(　　)
	期　間	～	理　由	※留学・病気・その他(　　)
	期　間	～	理　由	※留学・病気・その他(　　)

別記様式第４号(第８条第２項関係)

授業料月割分納許可申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　　殿

学部　　※　学科・課程・類(　　系)
研究科　　※　修士・博士前期・博士後期・博士
専攻　　※　専門職学位
専攻科

入(進)学年月　　平成　　年　　月　　※　入学・進学・編入学　学年　　年
フリガナ
氏　名　　学生番号

平成　　年度　　期分の授業料月割分納を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお，記載事項は事実と相違ありません。

(月割分納申請をするに至った理由)

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第22条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第32条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条　長期履修を願い出できる者は，次の各号のいずれかに該当する者で，修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて，一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1)　職業を有し，かつ，就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で，学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2)　家庭において家事，育児及び介護を行う者で，学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3)　本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第3条　長期履修の期間の最長年限は，通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で，各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条　長期履修を希望する者は，前期は4月1日から4月15日までに，後期は10月1日から10月15日までに，所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て，学長に願い出なければならない。

2　前項の規定による願い出があったときは，当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て，学長が許可する。

3　学長は，前項の規定により許可したときは，所属学部等の長へ通知するとともに，本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条　在学途中における長期履修への変更は，所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし，卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2　既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし，履修期間の延長は認めないものとする。

3　在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。

4　履修形態の変更に係る手続は，前条に準じて行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成26年2月28日　一部改正)

この細則は，平成26年4月1日から施行する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成21年3月31日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第26条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条　早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに，大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第3条　早期履修を実施する研究科，授業科目等は，別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条　早期履修ができる者は，次に該当する者とする。

(1)　履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者

(2)　本学大学院に進学を志望する者

(3)　進学を志望する研究科が定めるGPAの値を上回る者

(申請手続)

第5条　早期履修を希望する者は，履修しようとする年度の始めの1月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第1号)により，研究科が指定する授業科目を記載の上，所属学部の長に申請するものとする。

2　前項により申請できる研究科は，一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第6条　所属学部の長は，本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは，大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて，当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第7条　研究科の長は，前条の推薦に基づき審査の上，当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし，大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第2号)により，所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第8条　履修科目として申請することができる単位数は，10単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条　早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は，履修手続期間内に，大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により，当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2　前項に規定する授業科目の取消しは，早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等，特別の事情がある場合に限り，認めることができるものとする。

3　第1項に規定する授業科目の変更は，前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り，その取消しを行う単位数の範囲内において，認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条　授業科目の成績評価及び単位の授与については，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条　第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については，早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り，10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2　前項に規定する研究科が定める単位数を，広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは，各研究科が定める。

3　早期履修者が修得した単位は，所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条　早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は，徴収しないものとする。

附　則

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成31年3月1日　一部改正)

1　この細則は，平成31年4月1日から施行する。

2　この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は，平成28年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

別記様式第1号(第5条関係)

大学院授業科目早期履修申請書

年　　月　　日

(履修を希望する研究科の長)
広島大学　　長　殿

(申請者)
所属学部
学生番号
氏　　名

貴研究科の下記授業科目を履修したいので，御許可願います。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見
教員名　　印

本学部所属の上記申請者が，貴研究科の授業科目を履修することについて，教育上有益と認め，推薦いたします。

年　　月　　日

(所属学部の長)
広島大学　　長

※「氏名」は，必ず申請者本人が自署すること。
※ 履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類(GPA含む。)を，所属学部の学生支援室で添付します。
※ 記入された個人情報は，履修管理に関する業務にのみ利用するものであり，この目的以外で利用又は提供することはありません。

別記様式第2号(第7条関係)

大学院授業科目早期履修通知書

(申請者)
所属学部
学生番号
氏　　名

上記申請者の○○研究科における早期履修について，下記のとおり審査結果を通知する。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	許可・不許可の別	備考

年　　月　　日

(研究科の長)
広島大学　　長　印

(注)　1. 履修が許可された授業科目については，本研究科で履修登録を行います。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等，特別の事情により履修できない授業科目がある場合は，必ず履修手続期間中に本研究科の学生支援グループに申し出てください。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り，その取消しを行う単位数の範囲内において，本研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあっては，前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

別記様式第3号(第9条関係)

大学院授業科目早期履修取消・変更届

年　　月　　日

(研究科の長)
広島大学　　長

(届出者)
所属学部
学生番号
氏　　名

貴研究科で早期履修を許可されている下記の授業科目について，履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

取消理由

履修科目の変更をする授業科目　※履修科目の取消しのみの場合は，記載不要

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	承諾印

(注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお，届出の際は，大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等，特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り，履修科目の取消しを認めることができる。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り，その取消しを行う単位数の範囲内において，履修を許可された研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあっては，前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお，その場合は，履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン可)により承諾を得てください。
4. 記入された個人情報は，履修管理に関する業務にのみ利用するものであり，この目的以外で利用又は提供することはありません。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第31条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第36条第3項の規定に基づき，新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条　通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については，通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で，学部又は研究科がそれぞれ定める。

2　本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については，学部又は研究科がそれぞれ定める。

3　副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については，広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条　既修得単位等の認定を受けようとする者は，4月入学者にあっては入学した年度の6月30日までに，10月入学者にあっては入学した年度の12月28日までに，副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の6月30日までに，別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて，所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条　所属学部等の長は，前条の規定による申請があったときは，所属学部等の教授会の審査を経て，第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2　前項の場合において，認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち，所属学部等以外が開設するものについては，原則として関係する学部又は研究科等(研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条　所属学部等の長は，前条第1項の審査の結果について，既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により，認定を行わなかったときは適宜な方法により，速やかに申請した者に通知するものとする。

2　所属学部等の長は，所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは，その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条　既修得単位等の認定を行ったときは，認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど，所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成22年3月5日　一部改正)

この細則は，平成22年4月1日から施行する。

別記様式第１号(第３条関係)

既修得単位等認定願

平成　　年　　月　　日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学　　長　殿

所属

学生番号

氏名　　印

広島大学通則第 31 条

広島大学大学院規則第 36 条　　の規定により既修得単位等の認定を受けたいので，

成績証明書を添付の上，下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名，学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1　「氏名」欄は，記名押印又は署名とし，署名は必ず本人が自署すること。

2　区分欄には，広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。

3　成績証明書のほか，認定証明書，授業内容，学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第２号(第５条第１項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき，下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

平成　　年　　月　　日

(所属する学部の長)

広島大学　　長　　印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名，学修した講習名等						
備考 ※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」，「優」，「良」，「可」の4段階で表記し，単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

別記様式第３号(第５条第１項関係)

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号
氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき，下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

平成　　年　　月　　日

(所属する研究科の長)

広島大学　　長　　印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科名						
備考 ※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」，「優」，「良」，「可」の4段階で表記し，単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条　転学部は，本学に在学する学生で，所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに，許可することがある。

(公示)

第3条　各学部長は，転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し，12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2　学長は，1月10日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第4条　転学部を志望する者は，転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月10日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2　前項により出願できる学部は，一の学部に限るものとする。

3　所属学部のチューターは，転学部を志望する者から志望理由を聴取の上，調査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4　転学部の志望を認めた所属学部の長は，2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条　転学部願を受理した志望学部は，志望の動機，入学試験の成績，学業成績，面接，小論文，筆記試験，実技検査等を組み合わせて総合的に判定し，受入れの可否を決定するものとする。

2　志望学部の長は，学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第6条　転学部の許可の時期は，4月1日とする。

(配属年次)

第7条　転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は，原則として2年次とする。

(在学年限)

第8条　転学部を許可された者の残りの在学年限は，転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条　転学部を許可された者は，原則として再び転学部を願い出ることはできない。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成18年2月20日　一部改正)

1　この細則は，平成18年4月1日から施行する。

2　平成17年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては，この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

チューター印	

転学部願

広島大学長　　殿

学部

学生番号

氏名

年　　月　　日生

私こと，下記のとおり転学部したいので，御許可くださるようお願いいたします。

記

転学部希望日　　平成　　年4月1日

希 望 学 部　　学部　　学科・類

専攻・コース

プログラム

理由(詳細)

平成　　年　　月　　日

本人氏名

父母等氏名

現住所

電話

(注) 1. 「父母等氏名」は，父母又はこれに代わる者とすること。外国人留学生は，日本国内に在住する者とすること。

2. 「氏名」欄及び「本人氏名」欄は，必ず願出者本人が自署し，「父母等氏名」欄は必ず父母等本人が自署する

別記様式第２号(第４条第３項関係)

調　査　書

学生番号				
ふりがな				
氏　　名	年　　月　　日生			男 女
所　　属	学 部	学科・類	専攻・コース プログラム	
志　　望	学 部	学科・類	専攻・コース プログラム	
入学前の学　　歴	高等学校 昭和・平成　　年　　月卒業	所在地	都道　　市 府県　　郡	
		所在地	都道　　市 府県　　郡	
		所在地	都道　　市 府県　　郡	

	事　　項	期　　間	事　　由
在学中の異動(休学・改姓等)			

父 母 等	氏　　名		続柄	
	住　　所	(〒　　) TEL　(　　)		
趣味特技				
総合所見	チューター氏名　　印			

<table>
<tr><td colspan="11">入　学　試　験　成　績</td></tr>
<tr><td colspan="4">選抜の種類</td><td colspan="3">成績順位</td><td colspan="4">受験番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">一般選抜(前期日程・後期日程)

広島大学AO選抜
（総合評価方式―Ⅰ型，Ⅱ型，Ⅲ型)
(フェニックス方式)
(対象別評価方式)</td><td colspan="3">人中　　位</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>試　　験</td><td>国　語</td><td>地　歴</td><td>公　民</td><td>数　学</td><td>理　科</td><td>外国語</td><td>実　技</td><td>小論文総合問題面接</td><td>合計点</td><td>調査書評定平均値</td></tr>
<tr><td>大学入試センター試験</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>一般選抜</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>広島大学AO選抜</td><td colspan="4">第１次選考</td><td colspan="5">第２次選考</td></tr>
</table>

（注）１　広島大学AO選抜の第1次選考及び第2次選考の欄については，審査内容，評価等を記入すること。

２　この調査書には，本学での学業成績表を添付すること。

○広島大学科目等履修生規則

(平成16年4月1日規則第12号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条の2第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第54条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条　科目等履修生の履修の期間は，1学年又は1学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第3条　科目等履修生として入学することができる者は，学部にあっては通則第11条各号に規定する者，大学院にあっては大学院規則第15条各号に規定する者で，本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2　前項の規定にかかわらず，本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第4条　科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は，学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，履修を希望する学部又は研究科を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　科目等履修生許可願(別記様式)

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承諾書

(5)　外国人で，既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は，在留カードの写し

2　前項の規定にかかわらず，入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第5条　前条の入学志願者に対しては，当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により，選考を行う。

2　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに誓約書を提出するとともに，入学料28,200円を納付しなければならない。

3　学長は，前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条　前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは，第2条の規定にかかわらず，その期間を更新することができる。

2　前項の更新手続は，前2条の規定を準用する。この場合において，入学料は，納付を要しない。

(授業料)

第7条　科目等履修生は，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに，指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2　指定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

3　第1項の規定にかかわらず，科目等履修生が，広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり，当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は，当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条　現職教育職員については，第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず，検定料及び入学料は，納付を要しない。

2　現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては，前項に定めるもののほか，前条の規定にかかわらず，授業料は，納付を要しない。

(既納の検定料，入学料及び授業料の返還)

第9条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(実験，実習等の費用)

第10条　実験，実習等に要する費用は，必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条　履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は，当該授業科目の試験を受けなければならない。

2　前項の試験及び出席状況により，所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条　前条により授与された単位については，本人の請求により，単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条　学長は，科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは，退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条　学長は，科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき，又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは，当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は，平成24年8月30日から施行し，この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は，平成24年7月9日から適用する。

別記様式(第4条第1項関係)

年　　月　　日

広島大学長　　殿

ふりがな
氏　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日生

科 目 等 履 修 生 許 可 願

貴学科目等履修生として下記のとおり履修したいので，御許可願います。

記

最終卒業学校	
現　　職	
履修希望学部名又は研究科名	
履修期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
履修理由	

授業科目	単位数	前・後通年の別	単位認定の要・不要	承諾印	履修証明プログラム履修生としての履修の有無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

同一年度における他の学部又は研究科での履修の有無
□　有　　□　無
有の場合は学部名又は研究科名〔　　〕
同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無
□　有　　□　無
有の場合はプログラム名〔　　〕

(注)　1　「氏名」欄は，記名押印又は署名とし，署名は必ず本人が自署すること。

2　「承諾印」欄は，事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上，押印を依頼すること。

3　許可願は，学部又は研究科ごとに別葉とすること。

○広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条　表彰は，次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

(1)　学術研究活動において，特に顕著な業績を挙げたと認められる者

(2)　課外活動において，特に優秀な成績をおさめ，課外活動の振興に功績があったと認められる者

(3)　社会活動において，特に顕著な功績を残し，社会的に高い評価を受けたと認められる者

(4)　その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条　理事(教育・東千田担当)，副学長(学生支援担当)，学部長及び研究科長は，前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは，学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条　学長は，前条の推薦があったときは，審査会を設置する。

2　審査会の構成員は，別に定める。

3　表彰は，審査会の意見を聴き，教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条　表彰は，学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条　表彰は，原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2　前項の規定にかかわらず，表彰する必要があると判断されるときは，その都度行う。

(公表)

第7条　被表彰者は，学内に公表する。

(事務)

第8条　学生の表彰に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条　この規則に定めるもののほか，学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成28年4月1日規則第86号)

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

○広島大学学生表彰基準

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1　表彰の対象者について

表彰の時点において，死亡，卒業等により学籍を離れている者についても，その者の在学中に行った行為が死亡，卒業等の後に高く評価されたときは，広島大学学生表彰規則(平成16年4月1日規則第14号。以下「規則」という。)第1条及び第2条の規定にかかわらず，表彰の対象として考慮するものとする。

2　表彰候補者の推薦方法について

規則第3条に規定する表彰候補者の推薦は，所定の書面により行うものとし，当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3　審査会について

規則第4条に規定する審査会は，教育研究評議会の構成員を中心に，学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4　重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし，一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には，再度の表彰を行うことができるものとする。

5　表彰の方法について

(1)　規則第5条の規定により授与される表彰状の様式は，別に定める。

(2)　サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には，その団体を表彰するものとするが，表彰状は，その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば，団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は，その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)。

6　表彰の公表について

規則第7条の規定により表彰を受けた者の公表は，学報等に掲載することにより行うものとする。

7　表彰の基準について

(1)　学術研究活動に関する表彰について

ア　学部生

①　「成績優秀者」

各学部は，各年度において卒業する学生の中から，原則として1人の「成績優秀者」を選定し，推薦するものとする。

②　その他

上記の「成績優秀者」とはならなかったが，所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については，別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ　大学院生等

各研究科等は，研究論文，研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)を受け，本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし，推薦は原則として1人とする。

(2)　課外活動に関する表彰について

ア　体育系

体育系の課外活動における成績としては，「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ　文化系

文化系の課外活動における成績としては，「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3)　社会活動に関する表彰について

ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお，国内外の公的機関等による表彰の有無，新聞等による報道の有無は，あくまでも参考にとどめ，表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4)　その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され，本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附　則

この基準は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成30年3月14日　一部改正)

この基準は，平成30年3月14日から施行する。

○広島大学学生懲戒規則

(平成28年3月7日規則第20号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第40条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第41条において準用する場合を含む。)の規定に基づき，学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第2条　懲戒の内容は，次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1)　訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

(2)　停学　一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ　有期の停学　3月未満の停学で，確定期限を付すもの

ロ　無期の停学　3月以上の停学で，確定期限を付さず，指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3)　退学　学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第3条　懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は，学生による事件事故に係る原因行為の悪質性，結果の重大性等を踏まえて，総合的に勘案して決定するものとする。

2　原因行為の悪質性の認否に当たっては，学生の主観的態様，行為の性質，当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において，過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は，より悪質性が高いものとみなす。

3　結果の重大性の認否に当たっては，精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度，物的損害の有無及びその程度，当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第4条　学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は，学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は，学生に対し，厳重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第5条　懲戒の処分量定の標準例は，別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第6条　学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は，当該学生が所属する学部等の長は，速やかに学長に通報するとともに，事実関係の調査を行い，その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第7条　学部等の長は，事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては，原則として，学生から事情聴取を行わなければならない。

2　学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより，事情聴取を行うことができない場合で，かつ，学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは，事情聴取が可能となるまでの間，前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3　事実を認定するための証拠が伝聞であり，かつ，学生が異議を述べている場合は，当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など，特別な情況があるときに限り，当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条　学長は，第6条の規定により報告があった事件事故について，懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあっては，広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において，評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は，学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2　審査会は，副学長(学生支援担当)，当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし，事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3　審査会は，第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は，当該調査の結果の報告を含む。)に基づき，学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において，審査会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4　審査会は，必要に応じて，学部等の長に対して，当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め，又は追加の調査を求めることができる。

5　審査会は，審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条　学長は，前条第5項の報告を受けたときは，審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条　学部等の長は，前条の通知があったときは，学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において，教授会は，当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条　学長は，審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは，学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において，評議会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を

与えるものとする。

(懲戒の決定)

第 12 条　学長は，評議会の審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第 13 条　学部等の長は，学生による不正受験が発覚した場合は，学長に通報するとともに，当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において，教授会は，当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2　学長は，前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは，学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において，評議会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3　学長は，評議会の審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第 14 条　懲戒処分は，学生に処分通知書(別記様式第 1 号)を交付し，又は口頭により通知して行わなければならない。

2　処分通知書の交付を行う際に，これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は，当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める公示の手続を行い，公示された日から 2 週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第 15 条　懲戒処分の効力は，処分通知書を学生に交付したとき，又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第 16 条　停学の期間の計算は，暦に従って計算するものとし，懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第 17 条　無期の停学の解除は，学生が所属する学部等の長からの申出により，学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 18 条　停学中の学生に対する指導は，学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 19 条　停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし，受験資格を満たしていないときは，この限りでない。

(2)　停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条　学長は，学生の懲戒を行ったときは，当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き，原則として，事案の概要，懲戒の種類，処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 21 条　本学が作成する成績証明書その他の証明書類に，懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2　学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に，懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 22 条　学生の懲戒に関する事項に関わった職員は，学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 23 条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は，廃止する。

3　この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については，なお従前の例による。

附　則(平成 30 年 3 月 14 日規則第 16 号)

この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人，強盗，強制性交等，誘拐，放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行，傷害，万引きその他の窃盗，横領，恐喝又は詐欺行為	退学，停学又は訓告
	麻薬，覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培，売買，不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為，のぞき見，盗撮行為等)，わいせつ行為(公然わいせつ，わいせつ物頒布等)，性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学，停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
故　事　通	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ，又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学

	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ，又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転，暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造，改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為，アカデミック・ハラスメント行為，パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学，停学又は訓告
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学，停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁又は拘束	退学，停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊，汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業，実習，研修等で知り得た個人情報の漏えい，紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幇助した場合	退学，停学又は訓告
	その他，本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告

別記様式第1号(第14条第1項関係)

処　分　通　知　書

年度入学生
学部・学科(研究科・専攻)
学生番号
氏　　名

広島大学通則第40条(広島大学大学院規則第41条において準用する広島大学通則第40条)の規定に基づき，　　に処する。

処　分　理　由

平成　　年　　月　　日

広島大学長

別記様式第２号(第20条関係)

懲戒告示

　このたび，本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため，広島大学通則第40条の規定に基づき，下記のとおり懲戒処分を行ったので，告示する。

　今後このような不祥事が再発しないよう，学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日　　平成　年　月　日

平成　年　月　日

広 島 大 学 長

○広島大学学生生活に関する規則

（平成16年4月1日規則第15号）

広島大学学生生活に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則2号）第56条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

（学生証）

第2条　学生は，学生証の交付を受け，常に携帯するものとする。

2　学生証の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（住所届）

第3条　学生は，入学後速やかに，本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには，速やかにその旨を届け出るものとする。

（健康診断）

第4条　学生は，本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし，やむを得ない理由のため受診することができないときは，所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

（学生団体の届出）

第5条　学生が，単一の学部の学生をもって団体を結成するときは，代表責任者は，その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2　団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは，代表責任者は，学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3　結成された団体の活動が継続する場合は，毎年5月末日までに，第1項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に，前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に，所定の更新届を提出するものとする。

4　前3項に規定する届には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　団体の名称

(2)　団体の目的

(3)　連絡先

(4)　代表責任者の氏名

(5)　所属学部別の構成員数

(6)　団体の構成員の氏名及び連絡先

（学生又は学生団体の施設使用）

第6条　学生又は学生団体が学内施設（運動場及び道路等を含む。）を使用するとき（ちらし・ビラ等の文書を配付する場合を含む。）は，責任者は，原則として3日前までに，学部の施設の場合にあっては当該学部の長に，その他の施設の場合にあっては学長に，所定の施設使用願を提出し，その承認を受けるものとする。

2　前項に規定する施設使用願には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　使用目的

(2)　日時及び場所

(3)　責任者の氏名

(4)　参加人員（学外者の人員を含む。）

（掲示及び立看板）

第7条　前条の規定にかかわらず，学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については，次に定めるところにより行うものとする。

(1)　掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。

(2)　立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。

(3)　掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

(4)　掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，撤去すること。

（行事及び集会）

第8条　学生又は学生団体は，学内において行事又は集会を行う場合は，授業，研究，診療，試験実施等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

（遵守事項）

第9条　学生又は学生団体は，法令及び本学の諸規則を遵守するものとし，本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

（準用）

第10条　この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生について準用する。

2　第2条から第4条までの規定は，研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生について準用する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程（平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。）により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

附　則(平成30年9月14日規則第117号)

この規則は，平成30年9月14日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学学生証取扱細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学学生生活に関する規則（平成16年4月1日規則第15号）第2条第2項の規定に基づき，学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付）

第2条　学生は，入学，転学部若しくは転学科をしたとき，又はその有効期間が経過したときには，所属の学部又は研究科で，所定の学生証（別記様式）の交付を受け，常にこれを携帯しなければならない。

第3条　学生証には，本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

（有効期間）

第4条　学生証の有効期間は，発行の日から学部にあっては広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2　修業年限又は標準修業年限を超えて在学し，前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は，次のとおりとする。

(1)　通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は，発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2)　前号以外の者は，発行の日から1年間とする。ただし，発行時において休学を許可されている者にあっては，発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

（提示）

第5条　学生証は，本学職員の要求があれば，いつでもこれを提示しなければならない。

（取扱い）

第6条　学生証は，他人に貸与してはならない。

第7条　学生証は，学生が学籍を離れたとき，又は有効期間を経過したとき，速やかに発行者に返さなければならない。

（再交付）

第8条　学生は，学生証を紛失したとき，若しくは著しく損傷したとき，若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは，速やかに再交付を願い出なければならない。

（準用）

第9条　この細則（第4条第2項を除く。）の規定は，研究生（外国人研究生を含む。以下同じ。），科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において，第2条中「入学，転学部転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあっては「受入れを認められたとき」と，特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあっては「受入れを許可されたとき」と，「所属の学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「所属の学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と，日本語等予備教育生にあっては「森戸国際高等教育学院」と，第4条第1項中「学部にあっては広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と，科目等履修生及び特別聴講学生にあっては「許可された履修期間」と，特別研究学生にあっては「受入れ期間」と，日本語等予備教育生にあっては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により，研究生，科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは，それぞれ研究生，科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

（雑則）

第10条　この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則（昭和31年9月14日制定）に基づき交付されている学生証の取扱いについては，第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（略）

附　則（平成30年10月1日　一部改正）

この細則は，平成30年10月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

(学章)　　広 島 大 学 学 生 証

学生番号
入学年度　　年度
所　　属
(写真)
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日
上記の者は，本学の学生であることを証明する。

年　　月　　日
広島大学長　印

(裏)

注　意　事　項

1　次の場合において，必要に応じ本証を提示しなければならない。
　(1)本学の施設等を利用するとき
　(2)本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき
2　本証は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。
3　本証を紛失し，若しくは著しく損傷し，又は本証の記載事項に変更があった場合は，遅滞なく届け出て，再発行を受けること。なお，紛失(盗難)もしくは著しい損傷において，その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。
4　次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく本証を返却しなければならない。
　(1)学生又は職員がその身分を喪失したとき
　(2)(1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき
　(3)本証の有効期限が満了したとき
5　本証は，認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているので，取り扱いに留意すること。
6　この注意事項に定めのないことについては，身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱細則，広島大学職員証取扱要項，広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。

【連絡先】国立大学法人広島大学
〒739-8511　広島県東広島市鏡山1-3-2　TEL　082-422-7111(代表)

5.4cm

8.5cm

○広島大学ピアサポートルーム規則

（平成16年4月1日規則第130号）

広島大学ピアサポートルーム規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第56条の規定に基づき，広島大学ピアサポートルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　広島大学（以下「本学」という。）の学生が，学生生活上の諸問題に対処するに当たり，学生同士が気軽に相談し，互いに助け合う学風を醸成するよう，学生ボランティアが学生の相談に応じるため，本学に広島大学ピアサポートルーム（以下「ピアサポートルーム」という。）を置く。

（組織）

第3条　ピアサポートルームは，学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1)　本学が実施する広島大学ピアサポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち，ボランティアとして学生の相談を受ける者（以下「ピアサポーター」という。）数十人

(2)　本学が実施する広島大学ピアアドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち，ボランティアとしてピアサポーターに助言をする者（以下「ピアアドバイザー」という。）若干人

(3)　本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち，ピアサポーター及びピアアドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者（以下「専門アドバイザー」という。）若干人

2　ピアサポーター及びピアアドバイザーの任期は1年とする。ただし，再任は妨げない。

3　専門アドバイザーの任期は，本学の専任教員である者にあっては2年，学外の者にあっては1年とする。ただし，再任は妨げない。

第4条　ピアサポートルームに室長を置き，専門アドバイザーで，本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2　室長の任期は2年とする。ただし，再任は妨げない。

（設置場所）

第5条　ピアサポートルームは，学生プラザ4階に設置する。

（開室時間）

第6条　ピアサポートルームの開室時間は，原則として，通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

（事務）

第7条　ピアサポートルームに関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（雑則）

第8条　この規則に定めるもののほか，ピアサポートルームの運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（平成30年3月19日規則第22号）

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ，修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき，本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し，その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則において「障害学生」とは，身体障害，知的障害，精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり，障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で，本人が修学上の支援を受けることを希望し，かつ，その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条　支援は，入学前，入学後のいずれの時期においても，障害学生本人から申し出ることができる。

2　支援の必要性の有無及び支援の範囲については，その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条　支援は，障害学生が志望又は所属する学部，研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2　所属学部等は，教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど，相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3　前2項の支援を円滑かつ適切に行うため，教育室アクセシビリティセンター会議は，関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条　学長は，本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し，入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2　前項の指針は，別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条　学長は，障害学生に対し，試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため，試験等に関して特別措置を講ずる。

2　前項の特別措置に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第7条　支援に関する事務は，学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成28年6月21日規則第160号)

この規則は，平成28年6月21日から施行し，この規則による改正後の広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則の規定は，平成28年4月1日から適用する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A　理念

この特別措置は，広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成16年4月1日規則第129号）第6条第2項の規定に基づき，障害のある学生に対して，試験等の評価基準は変更しないが，その伝達方法及び回答方法等について，当該学生の障害に応じて変更を加え，その学生の不利益にならないようにするために定める。

B　特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成16年4月1日規則第129号）第3条に定める支援の申し出を行い，当該学生が志望する，若しくは所属する学部，研究科又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C　特別措置の内容・方法等

1　教育室アクセシビリティセンター会議は，障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために入学センター試験における特別措置等を基準として，試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。

2　入学試験における特別措置の内容・方法については，前項に定めるガイドラインを基準として，当該学生と志望学部，研究科又は専攻科（以下「志望学部等」という．）が協議して決める。

3　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については，第1項に定めるガイドラインを基準として，当該学生及びチューター（指導教員）又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D　特別措置の申請

1　入学試験における特別措置を希望する者は，原則として，出願受付開始日の1週間前までに，点字受験等，準備に時間を要する特別措置を希望する者は，出願受付開始日の4週間前までに，志望学部等に対して特別措置を申請することとする。

2　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は，特別措置を受けようとする試験科目の開設学部，研究科又は専攻科（以下，「開設学部等」という．）に，原則として履修登録確定後から2週間以内に特別措置を申請することとする。

なお，不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には，上述の期間にかかわらず速やかに申請する．

3　入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は，速やかに当該入試担当者に連絡する。

4　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学部等は，速やかに当該授業の担当教員に連絡する。

5　特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は，必要に応じて，特別措置の内容・方法について教育室アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする．

E　特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は，特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため，各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ，アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附　則(平成17年11月1日　一部改正)

この申合せは，平成17年11月1日から施行し，この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は，平成17年7月15日から適用する。

(略)

附　則(平成28年3月31日　一部改正)

この申合せは，平成28年4月1日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成16年4月1日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1　この要項は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき，社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2　この要項は，ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第3　本学の学部，大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が，次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は，所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

(1)　身体に障害のある学生への勉学等支援活動

(2)　ピアサポーターによる学生相談支援活動

(3)　学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動

(4)　その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第4　所属長は，第3により証明書の発行の願い出があった場合は，その内容を検討の上，別記様式第1号により，学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第5　学長は，所属長の推薦により，別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第6　学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第7　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8　この要項の規定は，研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成30年3月19日　一部改正)

この要項は，平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3，第4関係)

(用紙　日本工業規格A4)

証　明　願

広島大学長　　殿

学部(研究科)等
氏　　名

このことについて，下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので，証明願います。

記

1　従事した社会貢献活動　　(具体的に)

2　従事した期間

3　その他参考となる事項

上記のとおり推薦しますので，証明書の発行をよろしくお願いします。

年　　月　　日

(所属する学部，研究科又は専攻科の長)
広島大学　　長　　印

備考　証明願の提出に当たっては，可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

別記様式第2号(第5関係)

(用紙　日本工業規格A4)

学章　　第　　号

証 明 書

大学印

学部(研究科)等
氏　　名
生　年　月　日

上記学生は，次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。

従事した社会貢献活動	
従事した期間	
その他特記事項	

年　　月　　日

広島大学長　　印

○課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(平成28年3月2日学長決裁)

課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1　この要項は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条第2項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき，課外活動を行った広島大学(以下「本学」という。)の学生に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2　この要項は，体育活動，芸術・文化活動，ボランティア活動等の課外活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う課外活動を支援することを目的とする。

(証明書の発行の願い出)

第3　本学の学部，大学院又は専攻科に在籍する学生であって，本学の学生団体に所属し，課外活動を行ったものは，証明書発行願(課外活動)(別記様式第1号。以下「発行願」という。)により学長に証明書の発行を願い出ることができる。

2　前項に規定する学生団体は，広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づく学生団体の届出がなされ，かつ，証明書の発行を願い出た学生が課外活動を行った時期又は証明書の発行を願い出た日において，本学の職員が部長又は顧問である学生団体でなければならない。

(証明書の発行)

第4　学長は，第3第1項の願い出があった場合は，その内容を検討の上，規則第5条第1項から第3項までに規定する学生団体結成届若しくは更新届又は他の書類等により当該学生が学生団体に所属していた事実を確認できる場合は，証明書(別記様式第2号)を発行するものとする。

(取消し)

第5　学生が発行願に虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載を行ったことが明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第6　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第7　この要項の規定は，研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3関係)

証明書発行願(課外活動)

年　　月　　日

広島大学長　殿

(申込者) 入 学 年 度

学 生 番 号

学部学科名等

生 年 月 日

氏　　名

連 絡 先 (　　)　　－

下記のとおり証明書を発行願います。

記

所属学生団体	
在籍期間	
団体の目的	
役職名及び期間	
必要理由	

※ 部長・顧問確認欄 (署名)	

※　広島大学職員である部長又は顧問が署名してください。

ご記入いただいた情報は、証明書発行のために利用するもので、その他の目的に利用することはありません。

別記様式第２号(第４関係)

第　　号

証　明　書

学　　部

学科・コース等

氏　　名

生　年　月　日

上記学生について，下記のとおり証明します。

記

課外活動歴

所属学生団体名：
在　籍　期　間：平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
特　記　事　項：

団体の目的

年　　月　　日

広島大学長

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

1　期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては，次のとおりとする。

(1)　教養教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし，教養ゼミを除く。

(2)　専門教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。

2　期末試験等において不正行為を行った者は，広島大学学生懲戒規則(平成28年3月7日規則第20号)により懲戒処分を行う。

3　大学院及び専攻科の期末試験等については，1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日　一部改正)

1　この改正は，平成18年4月1日から適用する。

2　教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては，この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず，なお従前の例による。

(略)

(注)(平成30年3月9日　一部改正)

この改正は，平成30年4月1日から適用する。

○広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条　研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2　研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第3条　研究生を志願する者は，学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，研究を希望する学部等を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　研究生許可願(別記様式)

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし，検定料は，徴収しない。

(受入れの許可)

第4条　研究生の受入れは，当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て，学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条　学長は，特別な事情があると認める場合は，第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず，研究期間及び願い出期限の特例を，当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条　研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，第1条の規定を準用する。

(1)　研究生研究継続許可願

(2)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

(入学料)

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

(研究料)

第8条　研究生は，1月につき29,700円の研究料を，研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

2　指定の期日までに研究料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条　当該学部等の長は，研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条　研究に要する費用は，必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条　学長は，研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

(3)　研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第12条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

(雑則)

第13条　この規則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は，この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第3条

第１項，第７条及び第８条第１項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

(略)

附　則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は，平成24年5月15日から施行し，この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第３項の規定は，平成24年4月1日から適用する。

別記様式(第3条第1項関係)

年　　月　　日

広島大学長　　殿

ふりがな

氏名　　印

年　　月　　日生

研究生許可願

貴学研究生として，下記のとおり研究したいので御許可願います。

記

最終卒業学校				
現職				
現在までの研究歴				
研究場所				
研究期間	年　月　日～　年　月　日(　か月)			
指導教員	職名		氏名	
研究題目				
備考				

(注)　「氏名」欄は，記名押印又は署名とし，署名は必ず本人が自署すること。

○広島大学外国人研究生規則

（平成16年4月1日規則第11号）

広島大学外国人研究生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第53条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において特定の事項を研究する外国人の研究生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生（以下「研究留学生」という。）を含む。以下「外国人研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第2条　外国人研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

(2)　外国において，学校教育における12年の課程を修了し，日本の大学又は短期大学を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2　外国人研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第3条　外国人研究生を志願する者で，日本に居住する者については研究開始日の30日前までに，外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに，次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて，研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書（日本に居住している者の場合に限る。）

(5)　出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書

(6)　医師の健康診断書

2　外国人研究生として志願する者が，志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの特別聴講学生として在学中の場合は，前項の規定にかかわらず，次に掲げる書類により願い出ることができる。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　在留カードの写し

（受入れの許可）

第4条　外国人研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会）の議を経て，学長が許可する。

2　学長は，前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には，あらかじめ承諾書を交付するものとする。

（研究期間）

第5条　外国人研究生の研究期間は，原則として1学期又は1学年間とする。ただし，学長が特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。

（研究継続）

第6条　外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，前条の規定を準用する。

(1)　外国人研究生研究継続許可願

(2)　自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

（入学料）

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

（研究料）

第8条　外国人研究生は，1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ（研究期間が6月未満のときはその期間分）指定の期日までに納付しなければならない。

2　指定の期日までに納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

（指導教員）

第9条　当該学部等の長は，外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

（費用の負担）

第 10 条　研究，実験及び実習に要する費用は，必要に応じ外国人研究生の負担とする。

（研究許可の取消し）

第 11 条　学長は，外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

2　学長は，研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について，本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日（郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日）から起算して 3 月以内に納付しないときは，研究の許可を取り消す。

第 12 条　削除

（既納の検定料，入学料及び研究料の返還）

第 13 条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

（研究留学生等に対する特例）

第 14 条　研究留学生については，第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2　本学と外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。）との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料，入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生（以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。）については，第 3 条の規定にかかわらず，検定料の納付を要しない。

3　研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については，第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

第 14 条の 2　次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生（広島大学学生交流規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特別聴講学生をいう。）が，履修期間終了後から当該学期末まで，外国人の研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し，受入れを許可された場合は，当該者に係る検定料，入学料及び研究料は，第 3 条，第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，徴収しない。

(1)　履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し，学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2)　履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3)　履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者（研究期間終了後，本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。）

2　前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは，研究の許可を取り消す。

(1)　本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。

(2)　本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。

(3)　本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。

(4)　本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。

3　前項の規定にかかわらず，同項第 3 号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは，研究許可の取消しは行わない。

（雑則）

第 15 条　この規則に定めるもののほか，外国人研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程（昭和 47 年広島大学規程第 5 号）により外国人研究生として受入れを許可されている者は，この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第 3 条，第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

（略）

附　則（平成 30 年 10 月 1 日規則第 126 号）

この規則は，平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき，広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員，学生，生徒，児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し，又は就学，就労，教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち，大学においてその発生を防止するとともに，事後，適切に対応するため，ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条　この規則において「ハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2　この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3　この規則において「そのほかのハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又はそのようなおそれがあることをいう。

4　ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は，ハラスメントがあると認めるものとする。

(1)　行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2)　当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条　大学は，職員及び学生等に対し，ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条　大学におけるハラスメントに関する相談への対応は，広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2　相談室は，前項の相談に際し，ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し，人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条　学長は，ハラスメントの事実関係を調査するため，及び必要な措置を講じるため，当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2　前項の調査会に関し必要な事項は，別に定める。

3　調査会は，被害を受けたとする者，行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い，調査結果を速やかに学長に報告する。

4　前項の事情聴取においては，事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5　調査会は，調査の過程で，被害を受けたとする者の緊急避難措置，被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは，これを行う。

6　前項の勧告に基づき，部局等に調査会を置くことができる。

(調査結果の告知及び不服申立て)

第6条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して，速やかに書面により調査結果を告知するものとする。

2　前項の告知を受けた者は，当該告知内容について不服がある場合は，告知を受けた日の翌日から2週間以内に，書面により学長に不服を申し立てることができるものとする。ただし，当該事案に関して，広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づく懲戒に係る審査を受ける者は，不服を申し立てることはできない。

3　学長は，前項本文の不服申立てがあった場合は，不服を申し立てた者に対して，申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。

4　前項の通知内容に対する不服申立ては，認めない。

(措置の決定及び実施)

第7条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者の不利益の回復，環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し，実施する。

2　学長は，前項の決定に当たり，さらに審議が必要と認められる事項については，教育研究評議会に付議する。

(雑則)

第8条　この規則に定めるもののほか，ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は，この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3　旧規程により設置されたハラスメント調査会については，この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附　則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

○広島大学構内駐車場利用規則

(平成16年4月1日規則第115号)

広島大学構内駐車場利用規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の駐車場の適正な利用及び駐車場の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条　駐車場の管理者は，学長とする。

(利用の方法)

第3条　本学の駐車場を利用できる者は，本学の職員及び学生並びに本学に用務等で来学する者(以下「職員等」という。)とする。

2　本学の駐車場を利用しようとする職員等は，本学が定める所定の手続により許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第4条　構内においては，本学が定める構内交通ルールを遵守し安全運行に心がけるものとする。

(禁止行為)

第5条　職員等は，駐車場内で次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　駐車場内を汚損し，又はき損すること。

(2)　他の自動車の駐車を妨げること。

(3)　駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(臨時の規制)

第6条　緊急事態又は本学の行事等のために必要な場合は，臨時の規制措置を行うことができるものとする。

(事故の処理責任等)

第7条　構内駐車場等において交通事故を起こした場合は，すべて運転者の責任において処理するものとする。

2　前項の場合において，職員等は，損害の大小にかかわらず速やかに関係部署等に事故の概要を届け出るものとする。

(本学の免責)

第8条　本学は，駐車中に生じた車輌の盗難，損傷等について一切の責任を負わない。

(雑則)

第9条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（平成16年4月1日副学長（財務担当）決裁）

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則（平成16年4月1日規則第115号）第9条の規定に基づき，広島大学東広島キャンパス構内（以下「構内」という。）における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この細則において「自動車」とは，道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2　この細則において「部局等」とは，構内に所在する学部，研究科，図書館，教育本部，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設，学内共同利用施設，附属学校，総合戦略室，グローバル化推進室，基金室，監査室，理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

（入構制限）

第3条　構内に自動車により入構しようとする者は，入構の許可を受け，広島大学（以下「本学」という。）が発行する職員証，学生証，利用登録証又は構内駐車証（以下「構内駐車証等」という。）を所持していなければならない。

2　前項に定める入構の許可は，部局等に配属又は所属する者にあっては当該部局等の長，その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

3　前項の規定にかかわらず，本学の公用車，消防車等の緊急自動車，構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上，必要があると認められる自動車に対しては，理事（財務・総務担当）（以下「理事」という。）が入構の許可を行うことができる。

（構内駐車証等の交付申請資格）

第4条　前条第1項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　部局等に配属又は所属する職員（障害者手帳の交付を受けている者を除く。）で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」（以下「任意保険」という。）の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし，次に該当する者は除く。

イ　下見職員宿舎又ははがら職員宿舎に居住している者

ロ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2)　部局等に所属する学生（研究生等を含む。以下同じ。ただし，この号において，障害者手帳の交付を受けている者を除く。）で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，副学長（学生支援担当）が定める安全教育（以下「安全教育」という。）を受講しているもの（構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。）。ただし，次に該当する者は除く。

イ　学部学生の1年次生及び2年次生

ロ　池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3)　商用等のため構内を訪れる業者

(4)　部局等に配属若しくは所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの。

イ　職員にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ　学生にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの

(5)　本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

（構内駐車証等の申請が可能な期間等）

第5条　次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は，当該各号に掲げる期間とする。

(1)　前条第1号から第3号までに該当する者　次に掲げる期間

イ　毎年理事が定める日から4月15日まで

ロ　毎年理事が定める日から10月15日まで

ハ　4月16日以降及び10月16日以降（ただし，駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。）

(2)　前条第4号から第6号までに該当する者　随時

2　構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

3　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は，部局等の長は，当該各号に規定する期間を限度として，当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1)　業務上自動車を使用する必要があると認められる者　1週間

(2)　本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者　1月

(3)　疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者　3月

4　前条の規定にかかわらず，自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは，関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1)　部局等以外に配属又は所属する本学の職員が，一時的に自動車により入構するため，ゲート管理員に身分を証明できる書類等を提示し，その用務を申し出て，認められたとき。

(2)　所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が，一時的に入構するため，用務を申し出て，認められたとき。

（経費等）

第6条　自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし，その負担金(以下「利用者負担金」という)は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2　前項の規定にかかわらず，本学は，午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3　第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1　第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1)　駐車場を利用する期間1年	6，000円
(2)　駐車場を利用する期間半年	3，000円
2　第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

4　特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって，部局等の長が認めたものは，駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は，駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。

5　利用者負担金は，本学が指定する金融機関の口座への振込，給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6　次の各号のいずれかに該当する場合で，利用者から所定の様式により，納付した利用者負担金の返還の請求があったときは，当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし，当該返還の請求が，入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は，この限りでない。

(1)　構内駐車証等の交付までに，申請者が当該申請を取下げた場合　納付した額

(2)　第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合　納付した額

(3)　構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため，利用者が，当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合　納付した額

(4)　錯誤による納付があった場合　第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5)　職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合　入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6)　学生が休学又は卒業した場合　入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(7)　その他理事が認めた場合　納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条　構内駐車証等の有効期間は，4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし，第3条第3項に規定する自動車にあっては許可された期間，臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条　自動車により入出構できるゲート及び時間等については，別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。

(6)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条　構内の車両の交通指導及び取締りは，理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条　車両を運転して入構した者が，この規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。

(1)　違反車両については，別紙第3の告知書を当該車両に掲示した上，車両番号を記録する。

(2)　違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第13条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第14条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の通行方法及び事故処理等については，関係法令の定めるところによる。

2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 15 条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。

（雑則）

第 16 条　この細則に定めるもののほか，東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事が定める。

附　則

1　この細則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項（平成 11 年 3 月 9 日全部改正）に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

（略）

附　則（平成 30 年 4 月 1 日　一部改正）

この細則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1（第5条第2項関係）

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当（以下「受付担当」という。）	交付申請書等
自動車	職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 （第4条第1号に該当する者）	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
			学生 （第4条第2号に該当する者）		
	利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者 （第4条第3号に該当する者）	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書（別記様式第1号）
	職員証又は学生証	4月16日及び10月16日以降（駐車場に余裕がある場合のみ受付）	職員 （第4条第1号に該当する者）	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
			学生 （第4条第2号に該当する者）		
	利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者 （第4条第3号に該当する者）	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書（別記様式第1号）
	職員証又は学生証	随時	職員 学生 （第4条第4号に該当する者）	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
	構内駐車証（別記様式第 2 号）		教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者（第 4 条第 5 号に該当する者）	用務先の支援室	
	職員証又は学生証	随時（駐車場に余裕がある場合のみ受付）	職員 学生 （第4条第6号に該当する者）	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書（様式自由）

	臨時構内駐車証(別記様式第３号)	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート	
		構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届 (別記様式第4号)

別紙第2　ゲートの運用等(第9条関係)

1　ゲートの配置

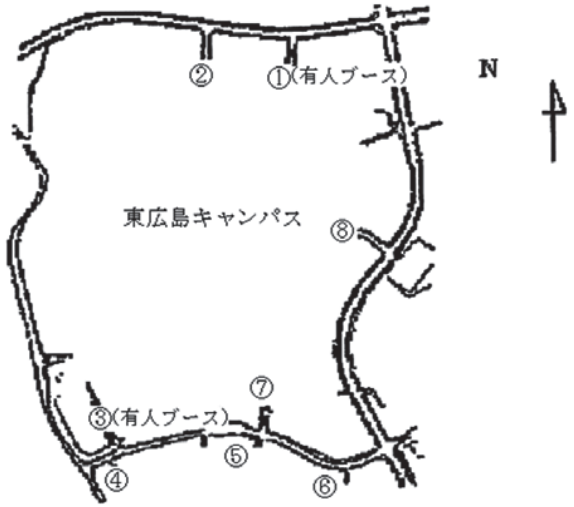

2　ゲートの運用

(1)　平日

・　終日規制を行う。

ただし，許可を受けていない職員，学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は，身分証明書等を提示のうえ，18：00以降ゲート①(18：00～6：00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④（16:30～21:00）を開放する。

(2)　土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

・　昼間(6：00～21：00)の規制は行わない。

参考
春季休業　(4月1日～4月8日)
夏季休業　(8月1日～9月30日)
冬季休業　(12月24日～1月7日)
学年末休業　(2月12日～3月31日)

別紙第3(第12条関係)

告　知　書

この車両は，広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので，同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成　　年　　月　　日　　時間　　：

広　島　大　学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は，駐車禁止です。
4. この場所は，外来者用の駐車場です。
5. この場所は，身障者用の駐車場です。
6. この車両は，長期間放置された車両です。

措置(○印が措置事項)

1. 違反車両については，告知書を車両に掲示した上，車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。

別記様式第1号

構内駐車証等交付申請書

(自 動 車)

平成　　年　　月　　日

申請理由		・新規　・更新　・自動車の変更　・その他	
申請期間		平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日	
業者等	会社名等		電話番号 (　　) ―
	所在地		
	フリガナ 氏名		
	主たる用務先		
	利用登録番号		
登録申込車	車種	乗用車(普・軽)　貨物車(バン・トラック)　その他	
	車名(色)	(色　　)	
	車両番号		
現在の登録番号			
		部局等担当者確認印	

＊この申請書に記載された個人情報は，構内駐車証等の交付手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり，この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

構内駐車証番号	

別記様式第2号

表面

構内駐車証

職員・学生 (外来者等)	
氏　　名	
登録番号	
車両番号	
有効期限	

広島大学東広島キャンパス

裏面

注意事項

1. 歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
2. 構内駐車証は，運転席前面に置くこと。
3. 構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。
4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。
5. 外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。
6. 身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。
7. 交通指導員の指示に従うこと。
8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で，臨時に規制を行うときには，これに従うこと。

違反に対する措置

1. 違反者については，告知書を車両に掲示した上，車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。
   ただし，駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

別記様式第3号

運転席前面に置くこと。

臨時構内駐車証

(注)　有効期限は，当日限りです。

入構年月日	平成　　年　　月　　日		
運転者氏名		用　務　先	
勤務先・所属部局又は住所	連絡電話番号(内線)		
注意事項	1. 歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。 3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 4. 外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。 5. 身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。 6. 交通指導員の指示に従うこと。 7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で，臨時に規制を行うときには，これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については，告知書を車両に掲示した上，車両番号を記録する。 2. 違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。 ただし，駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。		

この記載事項は，緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので，必ず記載してください。

広島大学

別記様式第4号

平成　　年　　月　　日

紛失届

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職員番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記理由により利用登録証（構内駐車証）を紛失しました。

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下の欄は記入しないで下さい。

旧利用登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　新利用登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

Ⅰ　学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1)　授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

①　秀，優，良，可及び不可の5段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は，100点満点で採点した場合に，90点以上を秀，80～89点を優，70～79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

②　0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2)　到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき，到達度の評価は，「極めて優秀」，「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA：Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA：Grade Point Average)の算出方法等については，以下の方法によるものとする。

［計算式］

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(1)　平均評価点は，小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(2)　各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。

(3)　5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

Ⅱ　大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い，その評価は，次のいずれかによるものとする。

1. 秀，優，良，可及び不可の5段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は，100点満点で採点した場合に，90点以上を秀，80～89点を優，70～79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

Ⅲ　認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ　適用について

1. この取扱いは，平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，この取扱いにかかわらず，なお従前の例による。

（注）（平成22年3月16日　一部改正）

この改正は，平成22年4月1日から適用する。

（注）（平成23年3月10日　一部改正）

この改正は，平成23年4月1日から適用する。

（注）（平成27年1月7日　一部改正）

この改正は，平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1　授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・東千田担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から，特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は，その地域に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし，東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は，一斉休講は行わない。

2　理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で，各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお，霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは，東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は 3.のとおりとする。

(1) 広島地方気象台から，大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市に対して発表された場合

(2) 台風の接近等によりあらかじめ広島市又は東広島市に対して大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3)　JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4)　学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5)　その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

3　一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4　一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は，次のとおりとする。

(1)　インターンシップや野外実習，ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で，受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合は，当該授業を実施できる。

(2)　双方向システムによる授業で，配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は，配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付，レポート提出等により当日の授業を補完し，受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に，配信元の授業を実施できる。

第 2　第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，開設部局等の長は授業を休講とするかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3　その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

第 4　適用

この取扱いは，平成 28 年 10 月 1 日から適用する。